

# オリックス生命の現状 2010

〈平成21年度決算報告〉



# オリックス生命の会社概要

平成21年度(2009年度)末

名 称	オリックス生命保険株式会社
本 社 所 在 地	東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス
設 立	平成3年(1991年)4月12日
代 表 取 締 役 社 長	水盛 五実
資 本 金	275億円
株 主	オリックスグループ出資比率100%

総資産

**4,869**億円

保有契約高

**3兆9,321**億円

保険料等収入

**1,041**億円

ソルベンシー・マージン比率

**1,596.0%**

従業員数

**674**名

募集代理店数

**5,113**店



オリックスグループの一員として、  
当社は生命保険事業を通してステークホルダーの皆さまに  
「ほかにはないアンサー」をご提供してまいります。

## オリックスグループの企業理念

オリックスは、たえず市場の要請を先取りし、先進的・国際的な金融サービス事業を通じて、新しい価値と環境の創造を目指し、社会に貢献してまいります。

## オリックスグループの経営方針

1. オリックスは、お客さまの多様な要請に対し、たえず質の高いサービスを提供し、強い信頼関係の確立を目指します。
2. オリックスは、連結経営により、すべての経営資源を結集し、経営基盤の強化と持続的な成長を目指します。
3. オリックスは、人材の育成と役職員の自己研鑽による資質の向上を通じ、働く喜びと誇りを共感できる風土の醸成を目指します。
4. オリックスは、この経営方針の実践を通じて、中長期的な株主価値の増大を目指します。

# INDEX

オリックス生命の現状2010

- 2 ごあいさつ
- 3 オリックス生命CS宣言
- 4 トピックス

## 平成21年度決算のご報告

- 6 平成21年度(2009年度)の事業概況
- 8 契約の状況(個人保険)
- 9 収益の状況
- 10 資産・負債の状況
- 12 健全性について
- 16 企業価値の指標 エンベディッド・バリュー(EV)

## お客さまにご満足いただくために

- 20 お客さまの声にお応えする態勢
- 24 保険法への対応
- 26 保険金・給付金等の支払態勢について
- 30 販売形態
- 32 新規開発商品の状況
- 34 保険商品一覧
- 36 教育・研修の概略
- 38 お客さまへの情報提供
- 40 勧誘方針

## コーポレートガバナンスの強化について

- 42 内部管理態勢について
- 44 反社会的勢力に対する基本方針
- 45 法令等遵守の態勢
- 47 リスク管理の態勢
- 52 個人情報保護について
- 53 個人情報の取扱いについて
- 55 情報システムに関する状況

## 会社概要

- 58 会社沿革
- 59 主要な業務の内容
- 59 経営の組織
- 60 役員・従業員について
- 61 店舗網一覧
- 61 資本金・株式について
- 62 オリックスグループのご紹介
- 64 社会貢献活動

## 諸データ

- 69 I.財産の状況
- 69 1. 貸借対照表
- 70 2. 損益計算書
- 75 3. キャッシュ・フロー計算書
- 76 4. 株主資本等変動計算書
- 77 5. 債務者区分による債権の状況
- 77 6. リスク管理債権の状況
- 77 7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況
- 78 8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)
- 78 9. 有価証券等の時価情報(会社計)
- 81 10. 経常利益等の明細(基礎利益)
- 81 11. 計算書類等に関する会計監査人の監査
- 82 II.業務の状況を示す指標等
- 82 1. 主要な業務の状況を示す指標等
- 86 2. 保険契約に関する指標等
- 87 3. 経理に関する指標等
- 90 4. 資産運用に関する指標等
- 98 5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)
- 98 III.特別勘定に関する指標等
- 98 IV.保険会社及びその子会社等の状況

皆さまには、日頃よりオリックス生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。  
でございます。

このたび、平成21年度(2009年度)の決算の概況、および当社の主な経営活動をご報告申し上げますため、ディスクロージャー誌「オリックス生命の現状2010<平成21年度決算報告>」を作成いたしました。ご高覧の上、より一層のご理解をいただければ幸いです。

当社は、オリックスグループの生命保険会社として営業を開始して以来19年が経過いたしました。この間、生命保険業界を取り巻く環境は厳しいものがありましたが、社会から信頼、尊敬される会社を目指し、健全経営と安定した成長の実現に取り組んでまいりました。

平成21年度は、世界的な金融危機の影響からの脱却を図るため、各国政府・中央銀行が一斉に対策を講じた結果、世界経済が徐々に落ち着きを取り戻し、市場の信用不安も薄らいできました。このような環境下、当社では、資産運用面では一層の安定運用に努めるとともに、営業面では主力商品である「医療保険CURE [キュア]」の販売に力を入れ、3月には「がん保険Believe [ビリーブ]」の販売を開始しました。この結果、平成21年度末の保有契約件数は89万件と大幅な増加を達成することができました。

当社では、「CS(顧客満足度)の向上」、「コンプライアンス(法令等遵守)」、「リスク管理」を経営の最重要課題として掲げていますが、引き続き、お客さまの声を反映した経営改善を進めていく所存でございます。

今後とも経営の健全性の確保に努め、お客さまから信頼され、ご満足いただける生命保険会社を目指してまいりますので、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長  
水盛 五実

## オリックス生命CS宣言

私たちは、「お客さまがオリックス生命を選んで良かったとご納得・ご満足されること」が一番大切であると考えます。

そのために、私たちは、お客さまとの双方向のコミュニケーションを通じ、お客さまに信頼していただける保険会社であり続けられるように、以下の実践に全力を尽くします。

- お客さま本位の適切かつ適正な勧誘活動の推進
- お客さまにとって利用しやすい各種サービス体制の構築
- お客さまの声への適切かつ迅速な対応
- お客さまのニーズの把握と適切な商品開発
- お客さまの声の業務改善への反映

オリックス生命保険株式会社  
代表取締役社長 **水盛 五実**

※CS(Customer Satisfaction:顧客満足)

# トピックス

平成21年(2009年)4月以降のトピックスをご紹介します。

2009年	
4月	● 満15歳未満の方を被保険者とする死亡保険の取扱い中止
6月	● 「医療保険CURE [キュア]」、「医療保険CURE Lady [キュア・レディ]」において「先進医療特約」の取扱い開始 ● 三井住友銀行で「医療保険CURE Lady [キュア・レディ]」を販売開始
8月	● 三菱東京UFJ銀行で「医療保険CURE [キュア]」、「医療保険CURE Lady [キュア・レディ]」を販売開始
9月	● 死亡保険の告知書扱による引受限度額を拡大 ● 東京スター銀行で「医療保険CURE [キュア]」、「医療保険CURE Lady [キュア・レディ]」を販売開始
10月	● 北都銀行で「医療保険CURE [キュア]」、「医療保険CURE Lady [キュア・レディ]」を販売開始

2010年	
3月	● 「がん保険Believe [ビリーブ]」発売 ● 『週刊ダイヤモンド』(2010年3月20日特大号)プロが入りたい保険医療保険部門で「医療保険CURE [キュア]」が3年連続で1位 ガン保険部門で「がん保険Believe [ビリーブ]」が3位を獲得
4月	● 横浜銀行で「医療保険CURE [キュア]」、「医療保険CURE Lady [キュア・レディ]」、「定期保険ファインセーブ」を販売開始 ● 伊予銀行で「医療保険CURE [キュア]」、「医療保険CURE Lady [キュア・レディ]」を販売開始
7月	● 収入保障保険「家族をささえる保険Keep [キープ]」発売

# 平成21年度決算のご報告

## INDEX

---

### 06 平成21年度(2009年度)の事業概況

- 経済環境
  - 営業の概況
  - 決算業績の概況
  - 契約の概況
  - 資産運用の概況
  - 主要な業務の状況を示す指標
- 

### 08 契約の状況(個人保険)

- 契約件数について
  - 契約高について
  - 年換算保険料について
- 

### 09 収益の状況

- 収益の状況
- 

### 10 資産・負債の状況

- 資産・負債の状況
- 

### 12 健全性について

- ソルベンシー・マージン比率
  - 基礎利益
  - 実質純資産
  - 逆ざや
  - 格付け
- 

### 16 企業価値の指標 エンベディッド・バリュー(EV)

- エンベディッド・バリュー(EV)
-

# 平成21年度(2009年度)の事業概況

## 経済環境

平成21年度(2009年度)の日本経済は、各種景気刺激策による国内消費の底上げにより最悪期を脱した可能性は高まっているものの、回復基調が継続するかについては依然として予断を許さない状況です。

生命保険業界においては、個人保険の保有契約高の減少傾向が継続しており、特に死亡保障ニーズが伸び悩む中、がん保険、医療保険などの第三分野商品は引き続き顧客ニーズが高く、好調な売れ行きを示しています。

## 営業の概況

このような経済環境、業界動向の中、当社の当期の営業概況は以下のとおりでした。

### 商品面

平成21年(2009年)6月、「医療保険CURE [キュア]」をリニューアルし、「先進医療特約」の付加を可能といたしました。同時に、三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)の治療を目的として入院されたときに一時金をお支払いする「三大疾病治療一時金特約」の上限を、50万円から100万円に拡大しました。

平成22年(2010年)3月、充実した一時金給付が特長の

「がん保険Believe [ビリーブ]」を発売しました。この商品も、先進医療によるがん治療に対応する「がん先進医療特約」の付加を可能としています。

### 販売面

代理店部門では、優良な代理店の開拓・支援に努めた結果、新規代理店を1,007店設置し、平成21年度末の登録代理店は5,113店(うち個人代理店1,346店、法人代理店3,767店)となりました。

## 決算業績の概況

収支状況は、収入面では保険料等収入は、1,041億円(対前年度比91.6%)、運用収益は、150億円(同109.4%)となりました。支出面では、保険金等支払金が1,103億円(同82.3%)、事業費は259億円(同101.4%)になりました。

当期の経常損失、税引前当期純損失および当期純損失は、それぞれ26億円、30億円、31億円となりました。

責任準備金は、標準責任準備金の積立を維持しています。また、経営の健全性を示す指標であるソルベンシー・マージン比率は1,596.0%となりました。

期末総資産は、前年度末から203億円減少し4,869億円となりました。その構成は、有価証券58.0%、貸付金18.7%他です。

## 契約の概況

個人保険の新契約については、件数で248,153件(対前年度比115.3%)、保険金額で4,545億円(同88.4%)となりました。

個人保険の保有契約は、件数で895,646件(同122.3%)、

保険金額で3兆9,321億円(同96.6%)となりました。団体保険においては、団体数で99団体(同92.5%)、保険金額で3,784億円(同94.3%)となりました。

## 資産運用の概況

資産運用面では、安定した運用収益確保を目指す為、公社債、貸付金および安定した収入が得られる賃貸用不動産をポートフォリオの核として運用を行っています。当期においては、一層安定した収益を確保するため、満

期保有目的区分で超長期国債の投資を始めました。

平成21年度(2009年度)の運用利回りは、SEC基準で前年度の△0.63%から1.74%に、会社法基準で前年度の△1.05%から1.91%になりました。



## 主要な業務の状況を示す指標

■ 平成17年度～21年度における主要な業務の状況を示す指標(会社法基準)

(単位:百万円)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常収益	185,005	150,825	141,446	162,323	145,019
経常利益	879	7,934	△2,565	△21,074	△2,645
基礎利益	4,061	6,269	△2,608	△8,352	△1,440
当期純利益	△183	4,690	△2,418	△26,508	△3,133
資本金及び発行済株式の総数	15,000 300,000株	15,000 300,000株	15,000 300,000株	27,500 800,000株	27,500 800,000株
総資産	568,481	565,268	557,278	507,250	486,930
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	516,606	508,021	514,255	481,085	456,533
貸付金残高	129,973	144,496	121,886	139,749	91,232
有価証券残高	341,507	363,940	341,465	238,466	282,497
ソルベンシー・マージン比率	975.4%	1,240.5%	1,217.0%	1,247.4%	1,596.0%
従業員数	448名	478名	568名	640名	674名
保有契約高	4,552,762	4,674,690	4,682,082	4,477,166	4,314,246
個人保険	4,017,919	4,258,261	4,248,198	4,071,804	3,932,111
個人年金保険	2,553	3,926	4,942	4,179	3,684
団体保険	532,289	412,502	428,941	401,181	378,451
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

※平成17年度においては商法基準となります。

注) 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

■ 米国会計基準(SEC基準)による主要な経営指標

オリックスグループは、米国の証券取引委員会による決算方式(SEC基準)を採用しているため、当社においても、会社法基準の他にSEC基準での決算を公表しています。

(単位:百万円)

項目	2008年 3月期		2009年 3月期		2010年 3月期	
	(平成19年度)	対前年比	(平成20年度)	対前年比	(平成21年度)	対前年比
営業収益	136,802	99%	130,513	95%	120,205	92%
保険料収入	120,103		114,591		103,876	
資産運用収益	14,161		13,794		15,046	
その他収益	2,538		2,128		1,283	
営業費用	129,289	101%	134,332	104%	109,758	82%
責任準備金繰入額等	87,021		75,904		63,888	
資産運用費用	5,358		17,052		6,781	
その他費用	36,910		41,376		39,089	
税引前当期純利益	7,513	69%	△3,819	—	10,447	—
法人税等	2,667		△1,164		3,876	
当期純利益	4,846	72%	△2,655	—	6,572	—
総資産	605,101	98%	566,103	94%	548,549	97%
保険契約債務	486,379	99%	442,884	91%	409,957	93%
株主資本(払込資本金)	72,451 (15,000)	98%	89,667 (27,500)	124%	100,355 (27,500)	112%

注) 米国の証券取引委員会による決算方式(SEC基準)により作成しております。

# 契約の状況 (個人保険)

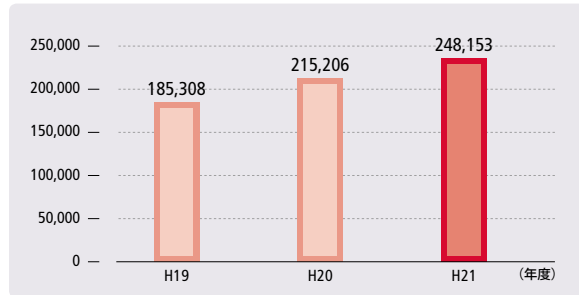
## 契約件数について

平成21年度(2009年度)は、前年度から引き続き「医療保険CURE[キュア]」や「医療保険CURE Lady[キュア・レディ]」などの個人向け保障商品の販売が順調に推移しました。新契約件数は前年度から15.3%増加し、

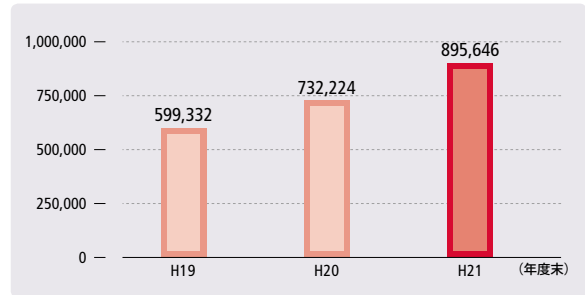
24万8千件になりました。

保有契約件数は前年度から22.3%増加し、89万5千件となりました。

■ 新契約件数(単位/件)



■ 保有契約件数(単位/件)



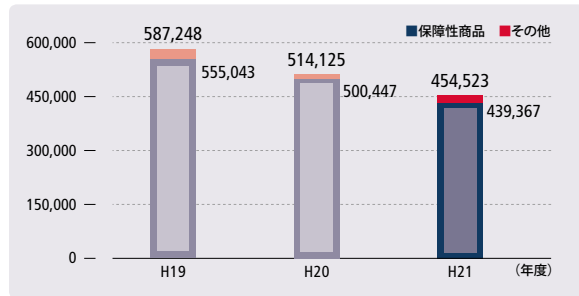
## 契約高について

「医療保険CURE [キュア]」や「医療保険CURE Lady[キュア・レディ]」には死亡保障がないため、契約件数が伸張しても契約高には反映されません。また、法人向けの通増定期保険や、養老保険などの貯蓄性商品から、個人向けの保障商品への切り替えが進み、契約高は減少傾向にあります。

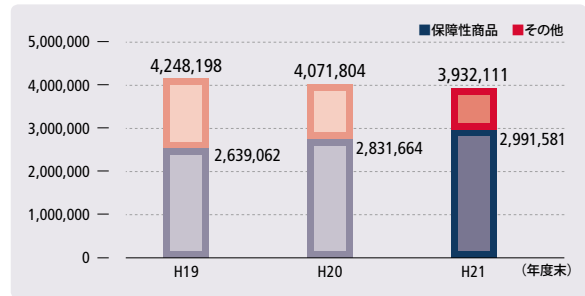
平成21年度(2009年度)の新契約高は、前年度から11.6%減少し、4,545億円となりました。

保有契約高は前年度から3.4%減少し、3兆9,321億円となりました。なお、保有契約高で保障商品の占める割合は約8割となっています。

■ 新契約高(単位/百万円)



■ 保有契約高(単位/百万円)

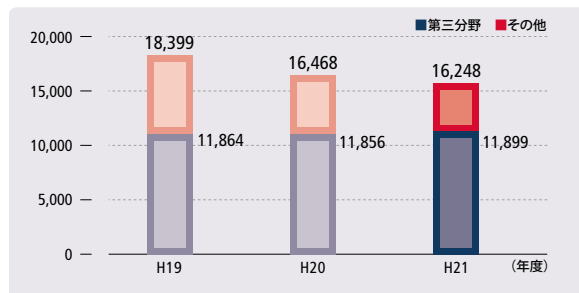


## 年換算保険料について

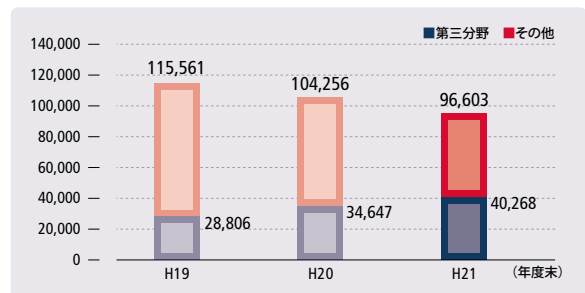
平成21年度(2009年度)の新契約年換算保険料は、前年度から1.3%減少し、162億円となりました。そのうち第三分野(医療保険やがん保険)が約7割を占め、118億円となりました。

保有契約年換算保険料は、前年度より7.3%減少し、966億円となりました。そのうち第三分野が約4割を占め、402億円となりました。

■ 新契約の年換算保険料(単位/百万円)



■ 保有契約の年換算保険料(単位/百万円)



# 収益の状況

## 収益の状況

(単位:百万円)

項目	平成19年度(2007年度)	平成20年度(2008年度)	平成21年度(2009年度)	
				対前年比
経常収益	141,446	162,323	145,019	89%
保険料等収入 <b>1</b>	121,039	113,664	104,159	92%
資産運用その他収益	20,407	48,658	40,859	84%
経常費用	144,011	183,397	147,665	81%
保険金等支払金 <b>2</b>	106,383	134,179	110,369	82%
資産運用その他費用 <b>3</b>	37,628	49,217	37,295	76%
経常利益	△ 2,565	△ 21,074	△ 2,645	—
特別利益	—	—	—	—
特別損失	491	98	32	33%
契約者配当準備金繰入額	589	566	411	73%
税引前当期純利益	△ 3,646	△ 21,738	△ 3,089	—
法人税等合計	△ 1,228	4,770	44	—
当期純利益 <b>4</b>	△ 2,418	△ 26,508	△ 3,133	—

### **1** 保険料等収入 **1,041**億円

当社は、販売商品の主力を、法人向けの通増定期保険や、養老保険などの貯蓄性商品から、個人向けの保障性商品へとシフトさせています。このため、保険料等収入は減少傾向にあります。平成21年度(2009年度)の保険料等収入は前年度から8%減少し、1,041億円となりました。

### **2** 保険金等支払金 **1,103**億円

平成21年度(2009年度)は、解約払戻金が減少したため、保険金等支払金は前年度から18%減少し、1,103億円となりました。

### **3** 資産運用その他費用 **372**億円

平成21年度(2009年度)は、資産運用費用が前年度の193億円から56億円に大幅に減少したため、資産運用その他費用は前年度から24%減少し、372億円となりました。資産運用費用のうち主なものは、有価証券売却損2億円、有価証券評価損4億円、貸倒引当金繰入額17億円、賃貸用不動産等減価償却費10億円です。

### **4** 当期純利益 **△31**億円

平成21年度(2009年度)は、運用費用の減少等により、当期純利益は△31億円と赤字幅が減少しました。

# 資産・負債の状況

## 資産・負債の状況

(単位:百万円)

項目	平成19年度 (2007年度)末	平成20年度 (2008年度)末	平成21年度 (2009年度)末	
			対前年比	
資産の部 合計 (総資産) <b>1</b>	557,278	507,250	486,930	96%
運用資産 <b>5</b>	503,691	483,168	480,195	99%
その他	53,587	24,082	6,735	28%
負債の部 合計	542,739	501,681	478,006	95%
責任準備金 <b>2</b>	514,255	481,085	456,533	95%
その他	28,483	20,595	21,472	104%
純資産の部 合計	14,539	5,569	8,924	160%
資本金 <b>3</b>	15,000	27,500	27,500	
資本剰余金	1,204	13,704	13,704	
利益剰余金	△ 1,259	△ 27,767	△ 30,901	
その他有価証券評価差額金 <b>4</b>	△ 406	△ 7,867	△ 1,378	

### 1 総資産

4,869億円

当社は、販売商品の主力を、法人向けの通増定期保険や、養老保険などの貯蓄性商品から、個人向けの保障商品へシフトさせています。このため貯蓄性商品の解約

や満期により、総資産は減少傾向にあります。平成21年度(2009年度)末の総資産は、前年度末より4%減少し、4,869億円となりました。

### 2 責任準備金

4,565億円

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、積立方式は標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金で積み立てています。その他の契約については、平準純保険料式にて積み立てています。

平成21年度(2009年度)末は、法人向け通増定期保険の解約等により、前年度末から5%減少し、4,565億円となりました。

### 3 資本金

275億円

資本金は275億円に、資本剰余金は137億円となっています。

### 4 その他有価証券評価差額金

△13億円

平成21年度(2009年度)は、前年度の世界的な金融危機と信用不安から運用環境が回復したことから、当社の保有する有価証券の評価損が減少しました。平成21年

度(2009年度)末のその他有価証券評価差額金は△13億円となりました。

## 5 運用資産

4,801億円

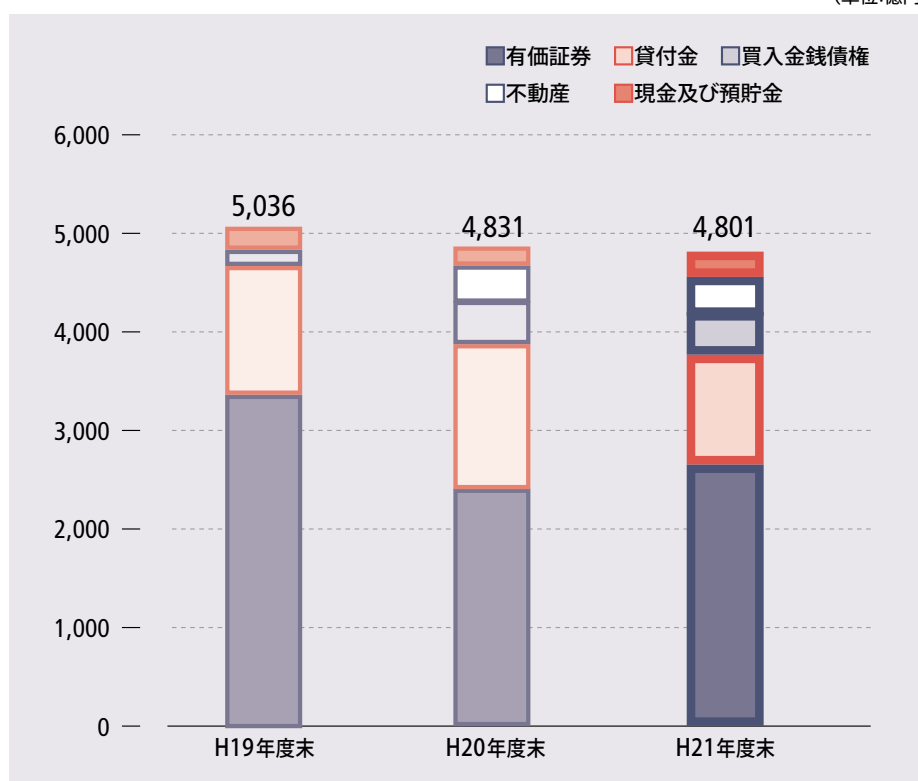
平成21年度(2009年度)は、公社債をポートフォリオの核として残高を増やし、貸付金および外国証券の残高を減らしました。

(単位:百万円)

	平成19年度 (2007年度)末		平成20年度 (2008年度)末		平成21年度 (2009年度)末	
		占率		占率		占率
有価証券	341,465	68%	238,466	49%	282,497	59%
貸付金	121,886	24%	139,749	29%	91,232	19%
買入金銭債権	16,885	3%	47,063	10%	46,502	10%
不動産	104	0%	43,766	9%	42,833	9%
現金及び預貯金	23,350	5%	14,122	3%	17,129	4%
運用資産	503,691	100%	483,168	100%	480,195	100%

■ 運用資産の構成

(単位:億円)



# 健全性について

## ソルベンシー・マージン比率

### ●ソルベンシー・マージン比率 1,596.0%

平成21年度(2009年度)末の当社のソルベンシー・マージン比率は、信用不安からの回復に伴う保有債券の時価上昇やリスク資産減少に伴う資産運用リスク減少により、前年度末と比べ348.6ポイント上昇して1,596.0%となり、引き続き高い水準を維持しています。

#### ■ 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項 目	平成19年度末	平成20年度末		平成21年度末	
			増減率		増減率
ソルベンシー・マージン総額 (A)	60,856	56,258	△7.6%	57,208	1.7%
資本金等	14,945	13,436	△10.1%	10,302	△23.3%
価格変動準備金	1,410	1,500	6.4%	1,500	0.0%
危険準備金	3,312	3,308	△0.1%	3,482	5.2%
一般貸倒引当金 ①	382	2,371	519.8%	1,616	△31.9%
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%) ②	△637	△7,867	—	△1,378	—
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	—	1,192	—	△362	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	41,148	42,031	2.1%	41,840	△0.5%
負債性資本調達手段等	—	—	—	—	—
控除項目	—	—	—	—	—
その他	293	283	△3.4%	205	△27.4%
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	10,000	9,019	△9.8%	7,168	△20.5%
保険リスク相当額 $R_1$	2,611	2,512	△3.8%	2,439	△2.9%
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	574	803	39.8%	1,049	30.6%
予定利率リスク相当額 $R_2$	905	833	△8.0%	806	△3.3%
資産運用リスク相当額 $R_3$ ③	8,184	7,187	△12.2%	5,130	△28.6%
経営管理リスク相当額 $R_4$	368	340	△7.6%	282	△16.9%
最低保証リスク相当額 $R_7$	—	—	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,217.0%	1,247.4%	増減ポイント +30.4ポイント	1,596.0%	増減ポイント +348.6ポイント

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています(「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています)。

#### ❖ ソルベンシー・マージン比率とは?

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株式相場の大暴落など通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するひとつの指標のことです。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計(ソルベンシー・マージン総額)を、数値化した諸リスクの合計額で割り算して求めます。この比率が200%を下回る場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。

#### ソルベンシー・マージン比率 (%)

$$= \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100$$

#### ❖ 諸リスクの意味

リスクの合計額は、保険リスクや予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど、それぞれの通常の予測を超える諸リスクを数値化して算出します。

##### 保険リスク相当額(R1)

大災害の発生などにより、保険金支払いが急増するリスク相当額

##### 予定利率リスク相当額(R2)

運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額

##### 資産運用リスク相当額(R3)

株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額

##### 経営管理リスク相当額(R4)

業務の運営上通常の予想を超えて発生し得るリスク相当額

##### 最低保証リスク相当額(R7)

変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額

##### 第三分野保険の保険リスク相当額(R8)

第三分野における保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより、給付金支払いが急増するリスク相当額

## ソルベンシー・マージン比率の主な変動要因

### ①一般貸倒引当金

平成21年度(2009年度)は、前年度と比べ貸付金残高が減少したため、一般貸倒引当金は前年度より31.9%減少し、16億円となりました。

### ②その他有価証券の評価差額

平成21年度(2009年度)は、世界的な金融危機及び信用不安からの回復に伴う保有債券の時価上昇等により、その他有価証券の評価差額が大幅に改善し、△13億円となりました。

### ■ その他有価証券の評価差額の内訳

(単位:百万円)

区 分	評 価 差 額
国 内 株 式	1
公 社 債	△ 176
外 国 証 券	△ 319
そ の 他 の 証 券	△ 897
買 入 金 銭 債 権	13
合 計	△ 1,378

### ③資産運用リスク相当額

不動産投資信託(REIT)やオルタナティブ等の価格変動が大きい資産を減らしたことにより、資産運用リスク相当額は28.6%減少し、51億円となりました。

## ●支払余力を構成する要素

(単位:百万円)

項 目	平成21年度末	占 率
(負債の部)		
保険料積立金 ほか		
解約払戻金相当額 超過部分 (=全期チルメル式責任準備金相当額超過額)	41,840	73.1%
価格変動準備金	1,500	2.6%
危険準備金	3,482	6.1%
一般貸倒引当金	1,616	2.8%
(純資産の部)		
資本金等	10,302	18.0%
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	△1,378	△2.4%
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	△362	△0.6%
(オフバランス)		
将来利益	205	0.4%
<b>ソルベンシー・マージン総額</b>	<b>57,208</b>	<b>100.0%</b>

## 基礎利益

### ●平成21年度の基礎利益 $\triangle 14$ 億円

平成21年度(2009年度)は、保険金等支払金が減少したことや、利息及び配当金等収入が増加したこと、一般貸倒引当金繰入額などの運用費用が減少したことから、前年度と比べ赤字幅は減少し、14億円の赤字となりました。

#### ※基礎利益とは?

「基礎利益」とは、保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常利益から有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求めたものです。

#### 基礎利益は、

・保険料収入や保険金・年金・給付金や解約返戻金などの支払い、責任準備金の繰入れ(戻入れ)、事業費の支払いといった保険関係の損益  
・資産運用関係の損益のうち、利息及び配当金等収入(貸付、預貯金、債券などから得られる利息や株式などから得られる配当をいいます。)と支払利息などの費用といった予定利率で見込んだ運用収益に対応する収益などを表しています。

## 実質純資産

### ●平成21年度末の実質純資産 546億円

平成21年度(2009年度)は、運用環境の回復により有価証券の含み損が減少し、実質純資産は前年度末から2%増加して546億円となりました。

#### ※実質純資産とは?

実質純資産額とは、有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した、いわば時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金な

どの資本性の高い負債をのぞいた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつです。実質資産負債差額ともいいます。

## 逆ざや

平成21年度(2009年度)は、前年度の世界的な金融危機および信用不安から運用環境が回復したことから、基礎利益上の運用利回りが上昇しました。また、保有契約の平均予定利率が引き続き低下しました。結果として逆ざやはありませんでした。

#### ※逆ざやとは?

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(これを「予定利息」といいます)を、運用収益などで確保する必要があります。この予定利息分を運用収益でまかなえない状態を、「逆ざや」といいます。ただし、生命保険会社は、事業費の節約で生じる収益や、保険料の計算上予定した死亡者数より実際の死亡者数が下回ることによって生じる収益などがあり、「逆ざや」を埋め合わせることができます。「逆ざや」状態であったとしても、それだけで生命保険会社の経営が破綻するということはありません。

#### (参考) 逆ざや額の算出式

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^{*1} - \text{平均予定利率}^{*2}) \times \text{一般勘定責任準備金}^{*3}$$

- ※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
- ※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
- ※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出します。  
(期始責任準備金+期末責任準備金-予定利息)×1/2



## 格付け

当社は、保険金支払能力や保険財務力について、お客さまに客観的な判断をしていただくために、格付機関に依頼し、「格付け」を取得しています。

格付投資情報センター (R&I)	保険金支払能力	<b>A</b>	Aの定義:保険金支払能力は高く、部分的に優れた要素がある。
スタンダード&プアーズ (S&P)	保険財務力	<b>A-</b>	Aの定義:保険契約債務を履行する能力は強いが、上位2つの格付け (AAA・AA) に比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。

※上記は2010年7月1日現在のものです。

※格付けの後に付加されている「+」「-」の記号は、同じ格付け等級内での相対的な位置を示しています。

(注)格付けは、格付機関の評価であり、保険金の支払いなどについて保証するものではありません。また、格付けは将来の経済環境等の変化により、変更になることがあります。詳しくは、格付機関のホームページをご覧ください。

# 企業価値の指標 エンベディッド・バリュー (EV)

## エンベディッド・バリュー (EV)

### ●エンベディッド・バリュー (EV) 1,176億円

平成21年度(2009年度)末のEVは、前年度より217億円増加し、1,176億円となりました。  
その内訳は、保有契約の価値が1,042億円、修正純資産が134億円です。  
平成20年度(2008年度)末および平成19年度(2007年度)末のEVは、以下のとおりです。

#### ■ EVの推移

項目	(単位:億円)		
	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
EV	899	959	1,176
保有契約の価値	721	820	1,042
修正純資産	178	139	134
EVのうち年度中新契約の価値	79	69	95

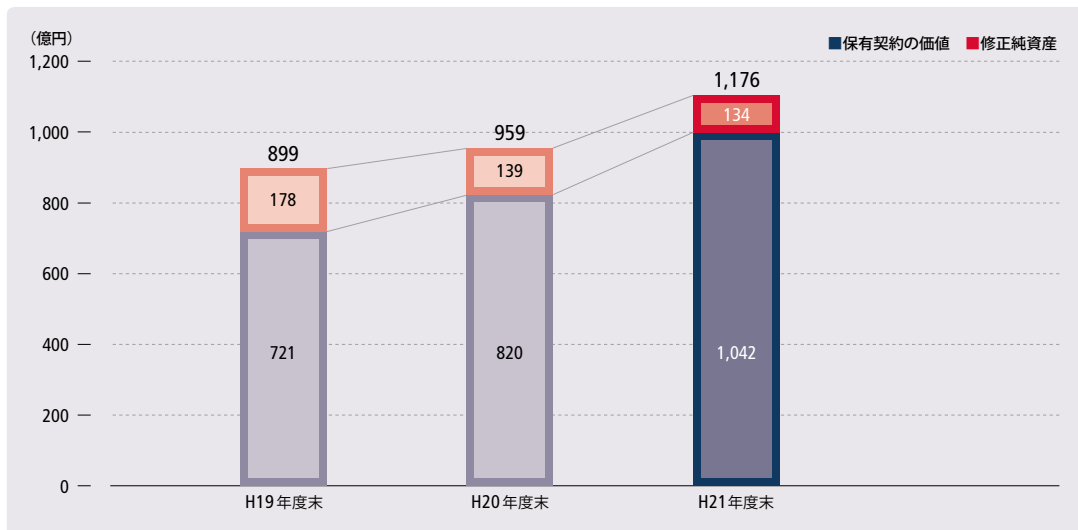
■「保有契約の価値」＝「保有契約の将来の税引後利益の現在価値」  
－「資本コストの現在価値」

「資本コスト」は、前提とするソルベンシー・マージン比率を維持していくために必要な資本に係るコスト(リスク割引率と運用利回りの差から生じる利息差)です。

■「修正純資産」＝「純資産の部合計(除く評価差額金)」＋「価格変動準備金」  
＋「危険準備金」＋「一般貸倒引当金」＋「その他有価証券含み損益」  
＋「土地含み損益」－「前5項に係る税効果相当額」

■「EVのうち年度中新契約の価値」は、EV総額のうち、年度中の新契約のみの価値を表します。

■上記「保有契約の価値」における「将来の税引後利益」と「修正純資産」の計算に用いる貸借対照表および諸準備金は、日本の法定会計に基づくものです。



#### ❖ エンベディッドバリュー(EV)とは?

エンベディッドバリュー(Embedded Value:以下、「EV」と略)とは、生命保険会社の企業価値・業績を表す指標のひとつで「保有契約の価値」(保有契約からもたらされる将来利益の現在価値)と「修正純資産」(企業の純資産価値)を合計したものです。

一般に生命保険契約は、契約を獲得してから会計上の利益が計上されるまでに時間がかかるため、ヨーロッパやカナダでは、損益計算書等方法の

会計情報を補完するものとして、生命保険会社の企業価値を評価する指標のひとつであるEVが使用されています。

当社では公正性を確保するため、保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関である新日本有限責任監査法人に、計算結果に関して、当社と合意した手続きの実施を依頼し、すべての手続きにおいて一致(または合致)した旨の報告書を受領しています。

## EVの変動要因

平成20年度(2008年度)末のEVから平成21年度(2009年度)末のEVの変動要因は以下のとおりです。

### ■ EVの変動要因

(単位:億円)

項 目	金 額
平成20年度末EV	959
1. 保有契約の価値の割引のリリース	+ 53
2. 前提条件の変更	+ 46
3. 前提条件と実績の差	+ 23
4. 平成21年度新契約の価値	+ 95
平成21年度末EV (上記項目の合計)	1,176

上記 2. 前提条件の変更 (+46億円) の内訳

- (1) 保険事故発生率及び解約・失効率に関する前提の変更の影響額:△11億円
- (2) 事業費のユニット・コスト変更の影響額:+54億円
- (3) 資産運用利回りに関する前提の変更の影響額:+5億円
- (4) その他:△2億円

上記 3. 前提条件と実績の差 (+23億円) の内訳

- (1) 保有契約の価値への影響額:+22億円
- (2) 修正純資産への影響額:+1億円

### 注意事項

EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。従いまして、EVは企業価値を評価する唯一の指標としてではなく、使用にあたっては十分な注意を払っていただく必要があります。



# お客さまに ご満足いただくために

## INDEX

### 20 お客さまの声にお応えする態勢

- お客さまの声にお応えする態勢
- お客さまの声を把握する仕組み
- 苦情について

### 24 保険法への対応

- 保険法施行の背景
- 保険法の特徴
- 保険法施行に伴う、主な変更点

### 26 保険金・給付金等の支払態勢について

- 支払管理態勢
- 適切なお支払いを確保するための組織体制
- ご請求時、お客さまにご満足いただくための取組み
- 保険金・給付金等をもれなくご請求いただくための取組み
- お支払いの状況

### 30 販売形態

- 代理店による販売
- 銀行等の金融機関による販売
- 通信販売(オリックス生命ダイレクト)による販売

### 32 新規開発商品の状況

- 商品開発の考え方
- 商品開発の状況
- 「先進医療特約」の開発
- がん保険 Believe [ビリーブ]の開発

### 34 保険商品一覧

### 36 教育・研修の概略

- 代理店研修
- 社員研修
- 社員教育

### 38 お客さまへの情報提供

- 経営に関する情報提供
- ご契約締結前の情報提供
- デメリット情報
- ご契約締結後の情報提供

### 40 勧誘方針

# お客様の声にお応えする態勢

## お客様の声にお応えする態勢

当社では、CS (Customer Satisfaction) 活動を強化し、お客さま満足度を一層向上させることを目的に、2010年3月、新たにCS推進室を発足させました。

CS推進室は、CS推進委員会、お客様の声分析検討部会の事務局として活動しております。

### 1 CS推進委員会の設置

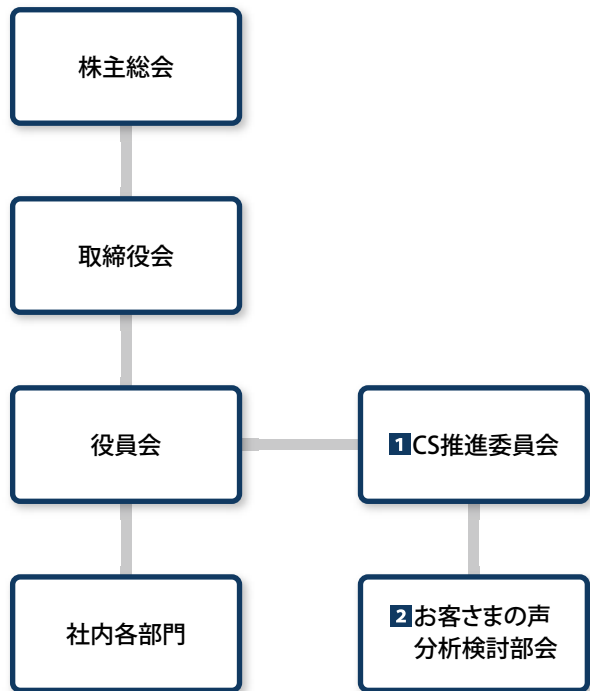
役員会の直轄組織として、社内のCS活動を推進する「CS推進委員会」を設置しています。「CS推進委員会」の主な役割は以下のとおりです。

- ①顧客満足度に関する調査・分析
- ②お客様の声を反映した施策の検討・推進
- ③お客さま満足度向上の視点から実行した業務改善事項の開示

### 2 お客様の声分析検討部会の設置

社内関連部署がお客様の声の対応を協議するため「お客様の声分析検討部会」を設置し、上記のCS推進委員会の下部機構として活動しています。

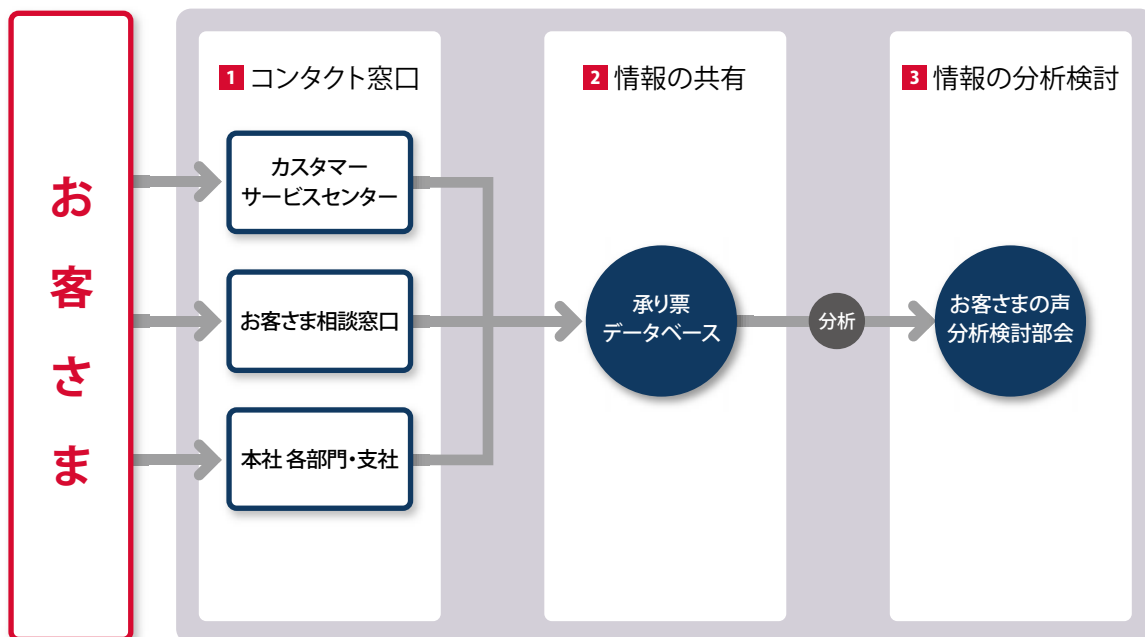
■ 社内態勢図



## お客様の声を把握する仕組み

当社がお客様の声を把握するための仕組みは、以下のとおりです。

■ お客様の声を把握する仕組み図



## 1 コンタクト窓口

### ①カスタマーサービスセンター

資料請求のお客さまや当社とご契約いただいているお客さま向けの窓口で、保険契約に関するお問合せや各種変更・保険金請求などを受け付けています。

### ②お客さま相談窓口

一般消費者の皆さま向けの窓口で、保険一般に関するお問合せや苦情などを受け付けています。

### ③本社各部門・支社

お客さま相談窓口やカスタマーサービスセンター以外の本社各部門や全国の各支社でご意見やご要望等をお受けしています。

## 2 情報の共有

### 承り票制度

お客さまからの苦情・要望などを「承り票」という定型書式に記録する制度です。専用の「承り票データベース」システムにより、内容はもとより対応状況を逐次管理しています。また社内連携のツールとしても活用し、苦情・要望への対応のスピードアップと業務改善に対する社内の意識向上に寄与しています。

## 3 情報の分析検討

お客さまの声への対応状況の把握、継続的な分析検討は、「お客さまの声分析検討部会」で実施しています。

個別苦情の根本原因の究明と解決策に向けた議論を深め、スピードある改善策を導き出すために、複数部署を月1回召集する形式から、個別事案の対象となる部署とCS推進室が相対で議論する形式に変更しました。

活動状況は、定期的にCS推進委員会へ報告されています。

## ご希望に応じてコンタクト窓口をご用意しております

### ●ご契約中のお客さま

代理店 (対面) 商品 :  フリーダイヤル **0120-506-094**

通信販売 商品 :  フリーダイヤル **0120-094-160**

受付時間: 月～金曜日 9:00～18:00  
(土・日曜、祝日、年末年始の休業日を除く)

### ●ご加入を検討されているお客さま

代理店 (対面) 商品 :  フリーダイヤル **0120-007-223**

受付時間: 月～金曜日 9:00～17:00  
(土・日曜、祝日、年末年始の休業日を除く)

通信販売 商品 :  フリーダイヤル **0120-679-816**

受付時間: 月～金曜日 9:00～21:00  
土曜日 9:00～18:00  
(日曜、祝日、年末年始の休業日を除く)

### ●お客さま相談窓口

**TEL: 042-548-5572**

受付時間: 月～金曜日 9:00～17:00  
(土・日曜、祝日、年末年始の休業日を除く)

### ●個人情報お問合せ窓口

**TEL: 042-548-5575**

受付時間: 月～金曜日 9:00～17:00  
(土・日曜、祝日、年末年始の休業日を除く)

### ●FAXでのお問合せ先

お電話でのお問合せが困難なお客さま向けに、FAX(フリーダイヤル)をご用意しています。当社ホームページから「FAXお問合せ専用用紙」をダウンロードいただけます。

カスタマーサービスセンター : FAX  フリーダイヤル **0120-911-980**  
24時間

ただし当社からのご連絡は月～金 9:00～17:00  
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)となります。

## 苦情について

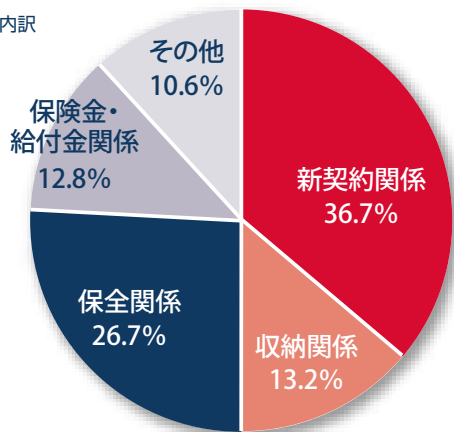
### 1 苦情の件数と内訳

平成21年度(2009年度)に当社にお寄せいただいた苦情件数と内訳

#### ■ 苦情件数

項目	件数(件)	割合(%)
新 契 約 関 係	782	36.7
収 納 関 係	281	13.2
保 全 関 係	568	26.7
保 険 金 ・ 給 付 金 関 係	273	12.8
そ の 他	226	10.6
合 計	2,130	100.0

#### ■ 苦情の内訳



### 2 苦情の主な事例と対応状況

これまで当社にお寄せいただいたお客さまからの苦情・ご要望に対する具体的対応・改善事例は以下のとおりです。

#### ● 新契約関係

##### お客さまからの苦情やご要望

「告知書の記入の仕方がわかりにくい」



##### 対応・改善事例

- 図の挿入、語句(用語)の説明文や注意点を追加した他、誤記入が多かった箇所を見直しました。

##### お客さまからの苦情やご要望

「約款の文字が小さくて読めない」



##### 対応・改善事例

- 『ご契約のしおり/約款』の冊子をA4版へ大型化し、活字を大きくしました。
- 『ご契約のしおり』部分に目的別の目次を追加し、カラーにして見やすくしました。



● 収納関係

お客さまからの苦情やご要望

「クレジットカードで  
保険料を支払いたい」



対応・改善事例

● 個人のご契約について、クレジットカードによる引落しができるように変更しました。

● 保全関係

お客さまからの苦情やご要望

「複数契約しているが、  
保険料控除証明書が1件だけ届かない」



対応・改善事例

● 生命保険料控除証明書を一通あたり最大4件まで表示し、複数契約であっても一通で申告できるように改善しました。

お客さまからの苦情やご要望

「自動更新の案内が届いていない」  
「自動更新の案内がわかりにくい」



対応・改善事例

● 従来の自動更新のご案内はハガキでしたが、封書にすることにより認識しやすくしました。また紙面を拡張し、更新後の保障内容を掲載する等、より内容を充実させました。

● 保険金・給付金関係

お客さまからの苦情やご要望

「給付金請求時、  
診断書の取得に費用がかかる」



対応・改善事例

● 保険金・給付金のご請求の際、お客さまから診断書をご提出いただいたにもかかわらず、お支払対象外（非該当）となった場合、診断書取得の際の領収証写しをご提出いただければ10,500円（消費税込み）までの実費分をお支払いすることとしました。

お客さまからの苦情やご要望

「給付金の請求手続きがわかりにくい」



対応・改善事例

● 『保険金・給付金等ご請求の手引き』に、お問合せの多い手術給付金の具体例を載せてわかりやすくしました。

● その他

お客さまからの苦情やご要望

「ホームページがわかりにくい」  
「必要とする情報がみつからない」



対応・改善事例

● お問合せの多い項目を商品・カテゴリ別に分け、ホームページの『よくある質問』を充実させました。

お客さまからの苦情やご要望

「フリーダイヤルの待ち時間が長い」



対応・改善事例

● 2009年11月に音声自動対応装置（IVR）を導入し、お問合せの一部を音声で対応できるようにしました。

# 保険法への対応

## 保険法施行の背景

平成22年(2010年)4月1日に施行された「保険法」は、保険契約に関する一般的なルールを定めた法律です。これまで商法に保険契約に関するルールが定められていましたが、100年近くにわたり実質的な改正がなさ

れておらず、現在の保険制度に適合しない内容となっていました。そこで、保険契約に関する規定を現代社会に合ったものに見直すと同時に、独立した法律としたのが保険法です。

## 保険法の特徴

保険法は、保険契約者、被保険者および保険金受取人の保護を基本理念としています。これにより、告知制度に関する規定が見直され、保険金・給付金等の支払時期に関する規定などが新設されました。

また、商法では明確な定めなかった傷害疾病保険(医療保険やがん保険など、いわゆる第三分野の保険)

に関する規定が新設されたことも特徴の一つです。

同法の適用対象は、契約日が施行日以降となるご契約ですが、当社では一部の項目を除き、平成22年(2010年)3月2日以降のご契約より保険法に基づくご契約の取扱いを開始しました。

## 保険法施行に伴う、主な変更点

保険法の施行によるご契約のお取扱いの主な変更点は以下のとおりです。

なお、**1**～**4**は保険法施行前のご契約(以下、既契約)にも適用されます。当社ではこれらをご案内するた

めに、同法の施行に合わせて、既契約にご加入の契約者さまに対して「保険法の施行に伴う約款改定のお知らせ」と、「保険法施行に伴う遡及変更特則、保険法施行に伴う復活時の特則」を郵送でご案内しました。

### 1 保険金・給付金等の支払期日について

保険金・給付金等をお支払いする期日を約款に明記しました。

- 事実の確認を行わない場合、必要書類が当社に到達してから5営業日以内
- 次の事実確認が必要な場合、必要書類が当社に到達してから45日を経過する日
  - ・ 保険金・給付金等の支払事由発生について事実有無
  - ・ 保険金・給付金等支払いの免責事由に該当しないこと
  - ・ 告知義務違反に該当しないこと
  - ・ 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当しないこと
- 下記確認のため、特別な照会や調査が不可欠な場合、必要書類が到達してから180日を経過する日
  - ・ 弁護士法やその他法令に基づく照会
  - ・ 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
  - ・ 刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
  - ・ 日本国外における調査

### 2 保険契約者以外の者(債権者等)による解約の効力等について

保険契約者の債権者等が解約払戻金の取得を目的とした解除請求を行った場合、請求してから1か月後に解約の効力が生じること、および、その間に保険金受取人が解約払戻金などの所定の金額を債権者に支払い、当

社にその旨を通知することで、保険契約を有効に継続させることができることを約款に明記しました。

本規定は平成22年(2010年)4月1日より適用を開始しました。

### 3 死亡保険金受取人が死亡した際の取扱いについて

死亡保険金の受取人が死亡した場合、次の受取人が指定されるまでの間は、法定相続人が受取人になることを約款に明記しました。

### 4 重大事由による保険契約の解除

保険契約者や保険金受取人が保険金詐欺を行った、または行おうとした場合には保険金等を支払わないことが保険法に明記されました。

なお、当社では昭和62年(1987年)より本規定を約款に明記しています。

### 5 告知がなかった場合の保険契約の解除

保険募集人が告知を妨げた場合などには、告知義務違反による保険契約の解約ができないことを約款に明記しました。

### 6 遺言による保険金受取人の変更

保険契約者は、法律上有効な遺言により死亡保険金受取人を変更することが可能である旨を約款に明記しました。

本規定は平成22年(2010年)4月1日より適用を開始しました。

### 7 被保険者による保険契約者に対する解除請求について

被保険者は、保険契約者との関係が著しく変化するなど一定の場合、保険契約者に対し保険契約を解約するよう請求することができる旨が保険法に明記されました。

### 8 年払・半年払契約の解約などにおける解約払戻金・保険料の取扱いについて

保険料支払いを年払・半年払でご加入の場合、年・半年の途中で解約等が生じた場合には、経過した月数に応じた払込回数で解約払戻金を計算し、経過していない月の保険料に相当する金額をお返しすることとしました。

既契約であっても、復活や自動更新など新たな保障が発生する手続きを行った場合、その後のご契約は保険法が適用されることになります。

# 保険金・給付金等の支払態勢について

## 支払管理態勢

保険金・給付金等のお支払いは、生命保険事業において最も基本的かつ重要な機能です。当社では、公平性と健全性を確保しつつ、迅速かつ適切な支払業務の遂行に努めています。

これまでの取組みとしては、

- 保険金・給付金等を漏れなく確実にお支払いするための検証体制の整備

- お支払い可否判断の適切性を確保するための審査態勢の整備
- 社員教育態勢の充実
- 迅速かつ正確にお支払いするための事務効率化などを中心に、支払管理態勢の整備を進めてきました。今後も情勢の変化を的確に捉え、お客さまのご期待に応えるべく、支払管理態勢を強化してまいります。

## 適切なお支払いを確保するための組織体制

### 1 支払事務の本社集約

当社では、お客さまからご請求を受けた保険金・給付金等のお支払い事務を、本社の保険金部支払査定チームに集約しています。

支払査定チームでは、高度な支払査定判断にも適切に対応できるよう、担当社員の教育研修をはじめとして、常に業務のクオリティー向上に努めています。

### 2 保険金部支払管理チームの設置

保険金・給付金等を正確にお支払いするため、支払査定チームとは独立した組織として、お支払内容の再検証を主業務とする支払管理チームを設置しています。

支払管理チームでは、お支払金額の正確性はもとよ

り、ご請求いただいた保険金・給付金等以外にもお支払いできる可能性がないかという観点から、網羅的かつ総合的にお支払いの適切性を検証しています。

### 3 保険金等支払審査部会の設置

ご請求をいただいたにもかかわらず、例えば告知義務違反のために保険金・給付金等がお支払いできない場合などには、担当部門である保険金部のみで判断せず、

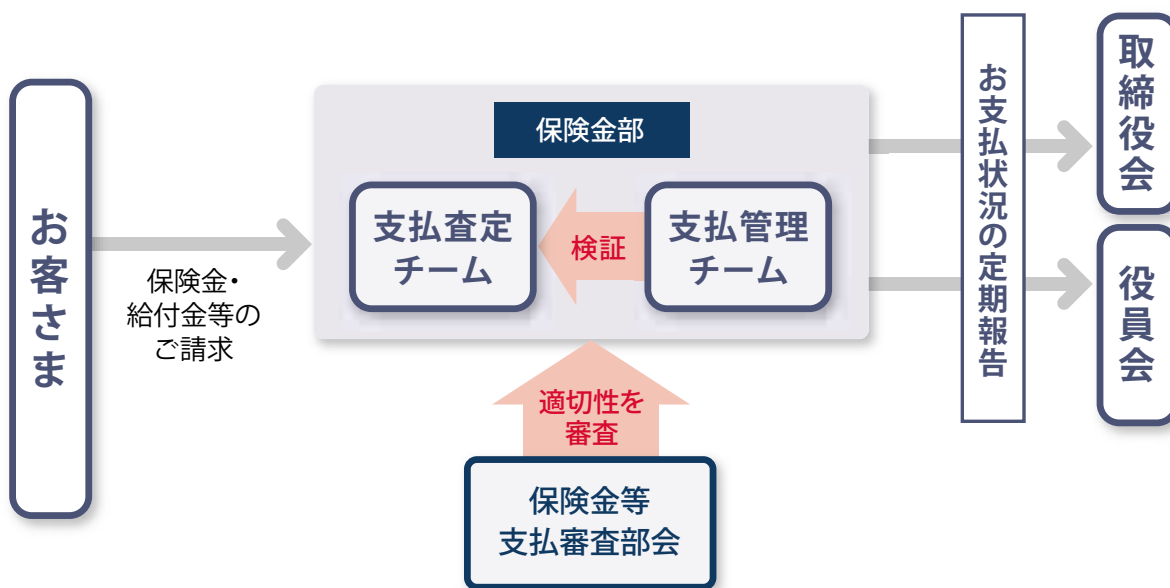
コンプライアンス統括部等の管理部門で構成される保険金等支払審査部会において、判断の適切性を審査しています。

### 4 支払状況の報告態勢

保険金・給付金等の支払状況は、定期的に取り締り役員および役員会に報告されています。経営陣も支払状況を

的確に把握することで、適切なお支払態勢の維持向上に努めています。

■ 適切なお支払いを確保するための組織体制



お客様にご満足いただくために

## ご請求時、お客様にご満足いただくための取組み

### 1 ご請求手続きにかかるお客様のご負担軽減に向けて

当社では、ご請求にかかるお客様のご負担を軽減するために、次の施策を実施しています。

- 少額の給付金でも負担感なくご請求いただけるよう、所定の条件を満たす場合は、入院証明書のご提出を省略するなどの簡易取扱いを行っています。
- お支払いの対象となるかわからない場合でも迷わずご請求いただけるよう、保険金や給付金のお支払いができない場合には、お客様にご負担いただ

いた診断書代金相当額をお支払いしています。(所定の条件を満たす場合に限り。また、お支払金額には上限があります。)

- ご請求に関するご連絡やお問合せには、フリーダイヤルで対応しています。お電話でのお問合せが困難なお客様には、フリーダイヤル回線のFAXをご用意しています。

### 2 迅速なお支払いに向けて

保険金・給付金等のご請求書類は、当社の保険金部宛ての返信用封筒にて直送いただくことで、お手続き時間の短縮を図っています。これにより、ご請求のうち90%以上<sup>(※)</sup>は、必要書類が到着したその日のうちにお手続きを完了し、2営業日後にお客様の口座へ保険金・給付金等をお振込みしています。

(※) 2010年3月実績。ご請求書類に不備がなく、事実関係の確認を行わないご請求について。

今後もお客様のニーズにお応えし、スピーディーなお支払いが維持できるよう、お支払いにかかる事務手続きを改善してまいります。

## 保険金・給付金等をもれなくご請求いただくための取組み

### 1 保障内容のご案内

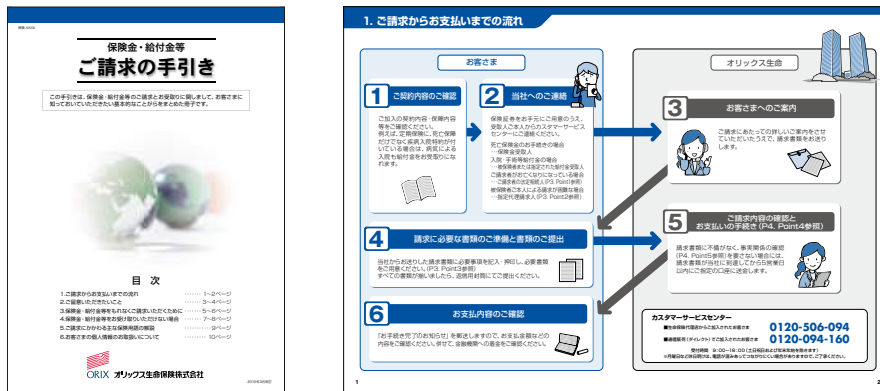
ご加入時にお渡しするパンフレットやご契約のしおりでは、図解を用いるなど、保障内容をわかりやすくする工夫を行っています。また、年一回、契約者さまにお届

ける「ご契約内容のお知らせ」で、加入いただいているご契約の保障内容を具体的にご案内しています。

### 2 ご請求いただいた際のご案内

ご請求手続からお支払いまでの流れをわかりやすく解説した「ご請求の手引き」を、保険金・給付金等のご請求書類とともに契約者さまにお届けしています。（「ご請求の手引き」は、当社ホームページにも掲載しています。）

また、ご請求いただいた内容以外にもお支払いできる可能性がある場合は、お支払いの明細（お手続き完了のお知らせ）と同時に、ご請求もれがないか確認をお願いするご案内をお届けしています。



### 3 指定代理請求特約

被保険者である給付金受取人が、万一、意識不明の状態となった場合などでも、あらかじめ指定した代理人に

ご請求いただくことができる「指定代理請求特約」を、すべてのご契約に付加することができます。

### 4 ホームページ「よくあるご質問/保険金・給付金について」の拡充

当社ホームページの「よくあるご質問」に「保険金・給付金について」のカテゴリを設け、契約者さまからよくいただくご質問とその回答を公開しています。保険金・

給付金等のお支払いに関するお客さまの理解を深めていただけるよう、適宜、内容の見直しや拡充を図ってまいります。

## お支払いの状況

「医療保険CURE [キュア]」や「がん保険Believe [ビリーブ]」等の契約数が高伸展していることから、保有契約件数が大幅に増加しています。これに伴い、給付金のお支払い件数も増加基調にあります。

当社では、お支払い件数が増加しても、適切かつ迅速なお支払いを維持できるよう、支払管理態勢を一層強化してまいります。

### ■ お支払いした件数・金額(2009年度)

	(単位:件/百万円)		
	保険金	給付金	合計
お支払い件数	859	31,249	32,108
お支払い金額	8,061	4,148	12,209

### ■ お支払いに該当しないと判断した件数(2009年度)

お支払いに該当しない理由	保険金	給付金	合計
詐欺無効	1	12	13
不法取得目的無効	0	0	0
告知義務違反解除	8	559	567
重大事由解除	1	0	1
免責事由該当	20	14	34
支払事由非該当	19	549	568
その他	3	19	22
合計	52	1,153	1,205

※上記件数は個人保険のお支払い件数、お支払い非該当件数を示します。満期保険金・生存給付金・無事故給付金は含みません。

※上記件数については生命保険協会にて策定した計上基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を算出しています。

したがって、当社における従来の計上基準により算出した他の資料等のお支払い件数等とは異なります。

### ❖ 用語のご説明

#### 詐欺無効

保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者に詐欺行為があり、保険契約が無効となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

#### 不法取得目的無効

保険契約の加入に際して、保険契約者に保険金・給付金を不法に取得または他人に不法に取得させる目的があり、保険契約が無効となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

#### 告知義務違反解除

保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

#### 重大事由解除

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

#### 免責事由該当

保険約款に定められた保険金・給付金を支払わない事由に該当するため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

#### 支払事由非該当

責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金・給付金の支払事由に該当しなかったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

# 販売形態

## 代理店による販売

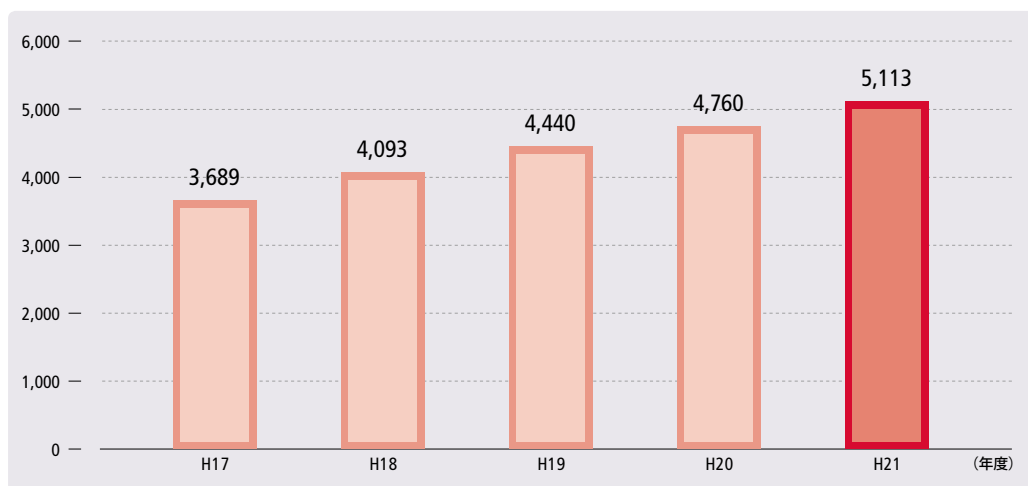
当社では、生命保険販売を行う代理店を通して商品をお客さまにお届けしています。平成22年（2010年）3月末現在、当社と募集代理店業務委託契約を締結する代理店は5,113店、北海道から沖縄まで、全都道府県に及びます。

当社と契約いただく保険代理店には、生命保険だけでなく損害保険も扱い、法人から個人まで保険に関して幅広くお客さまにご提案を行う「保険専門代理店」や、お客さまが気軽に立ち寄れるように駅近くや大型ショッ

ピングセンターなどに店舗を設け、主に個人のお客さまに対してご提案を行う「来店型代理店」、税務などの専門知識を用いて経営者にコンサルティングを行い、生命保険の有効活用のご提案を行う「税理士系代理店」など、さまざまなタイプの代理店があります。

多様化するお客さまのニーズに合う代理店をご選択いただくため、また、より多くのお客さまに当社商品をご提供し、ご契約後もきめ細かいサポートを行うため、今後も代理店網を拡充してまいります。

■ 代理店数の推移(単位/店)



## 当社における代理店サポート体制

- ・ 21の支社と11のオフィスを設け、全国に広がる約5,000の代理店に対して営業担当者・スタッフが日々の業務をサポートします。また、新商品や、法令対応などの営業に役立つ情報をお伝えする「代理店会」を、各支社単位で行っています。
- ・ 代理店専用のフリーダイヤルを設け、専門のチームが代理店からの問合せや必要な帳票の手配などの要望に対してスピーディーにお応えします。土・日曜日にも対応しています。
- ・ 年に4回、代理店への情報誌「AGENCY NEWS」を発行しています。コンプライアンスの問題や営業に役立つコラム、新しい規定などの情報を掲載しています。
- ・ 「代理店専用ホームページ」では、代理店から多い問合せ内容を「よくあるご質問」として掲載している他、「規定集」や「グループ優待情報」などもこちらに掲載しています。



AGENCY NEWS



代理店専用HP



## 銀行等の金融機関による販売

### ●銀行等の金融機関による保障性商品の販売

- ・ 取扱い金融機関…三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、北都銀行、荘内銀行、東京スター銀行、イーバンク（楽天銀行）、横浜銀行、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、沖縄銀行の約1,800の支店で医療保険キュア、キュア・レディ、一部銀行で定期保険ファインセーブの販売が可能となりました。
- ・ 金融機関職員向けの支援コールセンターを本社内に設置し、販売マニュアルや研修資料の提供など万全のフォロー体制を整えています。
- ・ 今後とも更なるお客さまの利便性向上と、お客さまお一人おひとりのライフプラン実現のために、コンサルティングセールス可能な金融機関との提携を進めてまいります。

取扱銀行一覧	取扱開始日
三井住友銀行	2007年12月22日
荘内銀行	2007年12月22日
福岡銀行	2008年 3月 3日
西日本シティ銀行	2008年 5月 2日
沖縄銀行	2008年 6月 2日
イーバンク銀行（楽天銀行）	2008年11月 7日
みずほ銀行	2008年11月25日
三菱東京UFJ銀行	2009年 8月24日
東京スター銀行	2009年 9月 1日
北都銀行	2009年10月 5日
横浜銀行	2010年 4月12日
伊予銀行	2010年 4月16日

お客さまにご満足いただくために

## 通信販売（オリックス生命ダイレクト）による販売

当社では平成9年（1997年）から通信販売による生命保険の取扱いを開始しました。以来、テレビや新聞、雑誌、インターネットなどさまざまなメディアを通して、商品をご紹介します。

当初は生命保険業界として初めてであった「通信販売専用商品（ダイレクト保険）」を専門的に取り扱っていましたが、お客さまにより良い商品を幅広くご選択いただくために、現在では代理店経由でも加入できる共通の商品を取り扱っています。そして、平成22年（2010年）3月から、がん保険Believe[ビリーブ]も通信販売による取扱いを開始しました。

直接、お客さまにお会いすることがない通信販売では、新聞等による広告掲載やコールセンター、発送する資料やパンフレットが、お客さまとの接点になります。いずれも「わかりやすさ」を第一に考え、改善を行っています。特にコールセンターでは、お客さまからいただく資料請求のお電話やお問合せに適切に対応するため、オペレーターの品質向上と受電体制の整備に鋭意努めています。

今後もお客さまの声に耳を傾け、お客さまのニーズに合致したシンプルな商品提供とサービスの提供に努めてまいります。

### ●通信販売取扱商品



※商品の特長については、34～35ページ「保険商品一覧」をご覧ください。

# 新規開発商品の状況

## 商品開発の考え方

当社では、お客さまのニーズに応じた最適な保険をご提供できるよう、新商品の研究および開発に努めています。特に、個人向けの保障性商品（死亡保険、医療保険など）については、「シンプルでわかりやすいこと」「合理的な保障を低価格でご提供すること」をコンセプト

に商品開発を行っています。

今後もお客さまのご要望に応え、常に新たな視点で商品開発に取り組み、「ほかにはないアンサー」を提供していきたいと考えています。

## 商品開発の状況

当社では医療保障に対する高いニーズに応え、7つの生活習慣病に対する入院保障を手厚くした「医療保険CURE [キュア]」を発売し、その後、死亡保障をセットした「医療保険CURE-S [キュア・エス]」、さらに、平成20年（2008年）5月に女性特有の病気とがんによる入院を特に手厚く保障する女性のための「医療保険CURE Lady [キュア・レディ]」を発売しました。

また、平成21年（2009年）6月より「医療保険CURE」をリニューアルしました。お客さまの多様なニーズにお応

えするため、7つの生活習慣病に対し手厚く保障するタイプに加え、疾病の種類など入院の事由に関係なく一律に保障するタイプを追加し、昨今の医療技術の進歩などに伴う入院日数の短期化トレンドを反映して、より多くのお客さまに、より低価格で安心できる保障をご提供できるよう改定を行いました。さらに治療費が高額になりがちな先進医療にかかる技術料と同額を保障する「先進医療特約」を開発し、幅広い医療保障をご準備いただけるようにしました。

### ■ 医療保険CURE [キュア] の仕組み・ご契約例

30歳男性：終身払  
入院給付金日額 10,000円  
保険料〈60日型〉3,340円 〈120日型〉3,680円（口座振替月払）

契約年齢範囲  
**6歳～70歳**  
(保険料払込期間により異なります。)

保 障	疾病入院給付金	病気で入院したとき、日帰り入院から保障 〈60日型〉1入院：60日*、通算1,000日まで 〈120日型〉1入院：120日*、通算1,000日まで	日額 <b>10,000円</b>
	災害入院給付金	ケガで入院したとき、日帰り入院から保障 〈60日型〉1入院：60日、通算1,000日まで 〈120日型〉1入院：120日、通算1,000日まで	日額 <b>10,000円</b>
	手術給付金	約款所定の手術を受けたとき、何度でも保障 手術の種類にかかわらず一律、主契約の入院給付金日額の20倍	1回につき <b>20万円</b>

\* 約款所定の七大生活習慣病で入院された場合、1入院の支払限度日数が以下のとおり拡大します。  
〈60日型〉1入院120日 〈120日型〉1入院180日

特 約	先進医療給付金	通算 <b>1,000万円</b> 限度	先進医療にかかる技術料と同額
	三大疾病治療一時金	日額×100倍	最高 <b>100万円</b> 限度

一生  
涯  
保  
障

## 「先進医療特約」の開発

治療費が高額になりがちな先進医療にかかる技術料と同額を保障する「先進医療特約」の開発を行いました。

先進医療は、保険診療の対象外であるものの、厚生労働大臣が定めた高度な医療技術等を用いた療養であり、保険診療との併用が認められたものです。将来的に保険診療へ導入するための評価を行うものとして平成16年（2004年）12月に導入されて以降、定期的な見直しが行われており、平成22年（2010年）5月現在では、大規模な施設と高度な医療技術が必要な、固形がん

に対する重粒子線治療などを含む109種類の先進医療が実施されています。

このような先進医療は、保険診療の適用となる診察・検査・投薬・入院料などの基礎部分のように一部負担金だけの負担にはならず、その技術料が全額自己負担となるために、高度な医療技術を必要とすることとあわせて、治療費が高額になることがあります。お客さまが先進医療による治療を必要とされる場合に、経済的な観点で迷うことなく治療いただけるよう、開発したものです。

## がん保険Believe[ビリーブ]の開発

平成22年(2010年)3月、「がん保険Believe[ビリーブ]」の販売を開始いたしました。

昨今のがん治療を取り巻く医療環境の変化を踏まえ、「シンプルでわかりやすいこと」、「保険料が低廉であること」をコンセプトに開発しました。

近年、医療技術の進歩はめざましく、がん治療の選択肢も増加しています。また、平均入院日数は短期化する傾向にあります。がん保険Believe[ビリーブ]は、入院へ

の保障はもちろん、「がん初回診断一時金」、「がん治療給付金」、そして退院時にも「がん退院一時金」をお受け取りいただける保障内容にしました。一時金を手厚くすることで、お客さまの経済的な不安を減らし、治療に専念いただきたいと考えています。

さらに、「がん先進医療特約」を付加することにより、高額となりがちながん先進医療にかかる技術料と同額を通算1,000万円までお支払いします。

### ■ がん保険Believe[ビリーブ]の仕組み・ご契約例

男性30歳  
基本給付金額：10,000円(終身払、口座振替扱、がん先進医療特約付加)の場合  
月額保険料：2,547円

契約年齢範囲  
6歳～75歳  
(保険料払込期間により異なります。)

診断	<b>がん初回診断一時金</b>	初めてがんと診断されたとき	初回のみ	初回のみ	<b>100万円</b>
入院 (開始時)	<b>がん治療給付金</b>	がんで入院を開始されたとき (2年に1回を限度)	何度でも保障	1回につき	<b>50万円</b>
入院	<b>がん入院給付金</b>	がんで入院されたとき	日帰り入院から保障	何日でも保障	日額 <b>10,000円</b>
手術	<b>がん手術給付金</b>	がんで約款所定の手術を受けられたとき	何度でも保障	1回につき	<b>20万円</b>
退院	<b>がん退院一時金</b>	がんで10日以上継続入院後に退院されたとき	何度でも保障	1回につき	<b>10万円</b>
先進医療	<b>がん先進医療給付金</b>	がんで先進医療による療養を受けられたとき	通算1,000万円限度		<b>先進医療にかかる技術料と同額</b>

一生  
生涯  
保障

●がんにかかわる保障は責任開始日より91日目(がん責任開始日)より開始します。なお、「医療保険CURE[キュア]」の三大疾病治療一時金におけるがんにかかわる保障も同様です。

## 「医療保険CURE」3年連続でプロが入りたい医療保険No.1に

『週刊ダイヤモンド』2010年3月20日特大号「保険をリストラ!」において、「医療保険CURE[キュア]」が「プロが入りたい保険(医療保険部門)」で第1位となりました。七大生活習慣病による入院保障が手厚い等の商品特長に対し、「保障内容が理にかなっている」と高く評価されました。

同じくがん保険部門では、平成22年(2010年)3月2日に販売を開始したばかりのがん保険Believe[ビリーブ]が第3位となりました。「がん保険Believe[ビリーブ]」の特長である充実した一時金とわかりやすい保障内容に、高い評価をいただきました。



# 保険商品一覧 (2010年7月現在)

## ●個人・法人向け商品

\* ○は通信販売で取り扱っている商品です。

保険種類	商品名	特長	通信販売(*)
疾病・医療保険	<b>医療保険CURE [キュア]</b>  無配当 医療保険(2007) 七大生活習慣病入院給付特別適用・手術特約(2007)	<b>お手頃な保険料で一生涯の医療保障をご希望の方へ</b> 1. 病気・ケガで入院された場合や手術を受けられた場合、給付金をお支払いします。 2. 七大生活習慣病で入院された場合は1入院の支払限度日数が拡大します。 3. 「先進医療特約」や「三大疾病治療一時金特約」を付加することで、さらに保障内容が充実します。	○ (60日型のみ)
	<b>医療保険CURE-S [キュア・エス]</b>  無配当 七大生活習慣病入院保険・入院医療特約付	<b>一生涯の医療保障に加え、万一の際の保障もご希望の方へ</b> 1. 病気・ケガで入院された場合や手術を受けられた場合、給付金をお支払いします。 2. 七大生活習慣病で入院された場合は1入院の支払限度日数が2倍に拡大します。 3. 死亡された場合は入院給付金日額の500倍の死亡保険金をお支払いします。	—
	<b>医療保険CURE Lady [キュア・レディ]</b>  無配当 医療保険(2007)・女性入院特約(2007)・手術特約(2007)	<b>女性特有の病気とすべてのがんに手厚い一生涯の医療保障をご希望の女性の方へ</b> 1. 病気・ケガで入院された場合や手術を受けられた場合、給付金をお支払いします。 2. 女性特有の病気やすべてのがんで入院された場合は、入院給付金を上乗せしてお支払いします。 3. 「先進医療特約」や「三大疾病治療一時金特約」を付加することで、さらに保障内容が充実します。	○ (60日型のみ)
	<b>特定疾病保障保険</b> 無配当 特定疾病保障保険	<b>がん、急性心筋梗塞、脳卒中への保障をご希望の方へ</b> がん、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態に該当されたときや、死亡されたとき、または約款所定の高度障害状態に該当された場合に保険金をお支払いします。	—
定期保険	<b>Fine Save [ファインセーブ]</b>  無配当 解約払戻金抑制型定期保険	<b>お手頃な保険料で一定期間の死亡保障をご希望の方へ</b> 1. 保険期間を通じて解約払戻金をなくすことで、お手頃な保険料を実現しました。 2. 保険期間は10年満了から30年満了まで、60歳満了から80歳満了まで、5年刻みで選べます。 3. 保険金額は最低100万円から、10万円単位で設定可能。ニーズに合わせた設計が可能です。	○
	<b>ロングターム7</b> 無配当 低解約払戻定期保険	<b>少ない保険料で、長期にわたる死亡保障をご希望の方へ</b> 低解約払戻期間を設定し、解約払戻金を抑制することで、従来の当社の定期保険に比べて保険料を低減。一定の保険料で98歳までの長期保障が得られます。	—
	<b>定期保険</b> 無配当 定期保険	<b>一定期間中に、大きな死亡保障をご希望の方へ</b> ライフプランに合わせて豊富なパターンから保険期間の選択が可能。入院や災害死亡などをカバーする各種特約により、保障をさらに充実させることもできます。	—
	<b>短期定期保険</b> 無配当 年齢群団定期保険	<b>必要な期間だけ合理的に保障をご希望の方へ</b> 同一年齢グループ内であれば性別にかかわらず保険料は同一。1年更新のシンプルな保障です。各種特約との組合せで、ニーズに合った保障を設計できます。	—
	<b>家族をささえる保険Keep [キープ]</b>  無配当 解約払戻金抑制型収入保障保険(2010)	<b>ご家族の生活資金として、毎月年金を受け取れる死亡保障をご希望の方へ</b> 保険期間を通じて解約払戻金をなくすことでお手頃な保険料を実現。万一の際は、年金を保険期間満了まで毎月お支払いします。	—
がん保険	<b>がん保険Believe [ビリーブ]</b>  無配当 新がん保険(2010)	<b>お手頃な保険料で一生涯のがん保障をご希望の方へ</b> 1. がんと診断されてから、入院・手術・退院時までをトータルに保障します。 2. 初めてがんと診断され、入院されたときは特に手厚く保障します。 3. 「がん先進医療特約」を付加することで、さらに保障内容が充実します。	○
	<b>新がん保険</b> 無配当 新がん保険(2002) V型・VII型・VIII型	<b>充実した一生涯のがん保障をご希望の方へ</b> がんによる入院開始時から退院後までを一生涯にわたってトータルに保障。がん入院給付金は支払日数無制限、がん治療給付金も2年に1回を限度として複数回お支払いします。	—
終身保険	<b>終身保険</b> 無配当 終身保険	<b>一生涯の死亡保障や高度障害の保障をご希望の方へ</b> 保険料の払込期間はライフプランに合わせて選択が可能。相続税の納税対策、経営者・役員の死亡退職金・弔慰金の支払原資としてもご利用いただけます。	—
養老保険	<b>養老保険</b> 無配当 養老保険	<b>生活設計資金の準備と、万一の保障をご希望の方へ</b> 保険期間中に万一のことがあった場合は死亡保険金を、無事に保険期間満了を迎えられた場合は死亡保障と同額の満期保険金をお支払いします。	—

お客様さまにご満足いただくために

● 団体・企業向け商品

商品名	特長
総合福祉団体定期保険	企業、団体の弔慰金準備や労災保障の確保など、福利厚生制度の充実にご活用いただけます。
団体定期保険	団体所属員ご本人、および遺族の生活保障を確保するためにご活用いただけます。
団体信用生命保険	住宅ローンなどの利用者のための生命保険です。

● 主な特約

商品名	特長
定期保険特約	死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたときに保険金をお支払いします。
養老保険特約	死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたときに保険金をお支払いします。 生存して満期を迎えられた場合は満期保険金をお支払いします。
災害割増特約	不慮の事故で死亡されたとき、または不慮の事故で高度障害状態に該当されたときに保険金をお支払いします。
傷害特約	不慮の事故で死亡されたときに保険金をお支払いします。また、不慮の事故で身体障害の状態に該当されたとき、状態の給付割合に応じて給付金をお支払いします。
災害入院特約 (B87)	不慮の事故で入院されたとき、給付金をお支払いします。
新疾病入院特約	病気で入院されたとき、給付金をお支払いします。
入院保障特約 (90)	病気や不慮の事故で入院されたときに給付金をお支払いします。 また、継続して20日以上入院され、生存退院されたときも給付金をお支払いします。
三大疾病治療一時金特約	がんと診断確定され入院を開始されたとき、急性心筋梗塞または脳卒中中で入院を開始されたときに一時金をお支払いします。
先進医療特約	先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかる技術料と同額をお支払いします。
がん先進医療特約	がんの治療のために、先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかる技術料と同額をお支払いします。
リビング・ニーズ特約	被保険者が余命6か月以内と判断されたとき、指定保険金額をお支払いします。
年金支払特約	死亡保険金等をお支払いする場合、年金基金としてお預かりし、年金の形でお支払いします。
指定代理請求特約	被保険者が保険金等を請求できない事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族が被保険者に代わって給付金等を請求することができます。

※この「保険商品一覧」は商品の概要を記載しています。詳細については必ず約款・パンフレット等でご確認ください。

# 教育・研修の概略

## 代理店研修

生命保険販売においては、お客さまの要望を的確にとらえ、個々のライフスタイルを考慮したうえで最適な保険商品を提案することが重要です。そのために、代理店の募集人が保険のプロフェッショナルとして、知識やノウハウを十分に身につけることが必要となってきます。

当社では、代理店を支援・育成するためのさまざまな研修制度を設け、常に質の高い保険募集態勢、コンプライアンス態勢の確保を目指しています。生命保険の販売経験が浅い募集人には、一般的な生命保険の知識や商品概要・販売手法に関する勉強会を実施して保険のプロフェッショナルへの養成を補助、販売経験が豊富な募集人には当社商品に応じた販売手法や成功事例を紹介するセミナー等を実施し、更に多くのノウハウを提供しています。

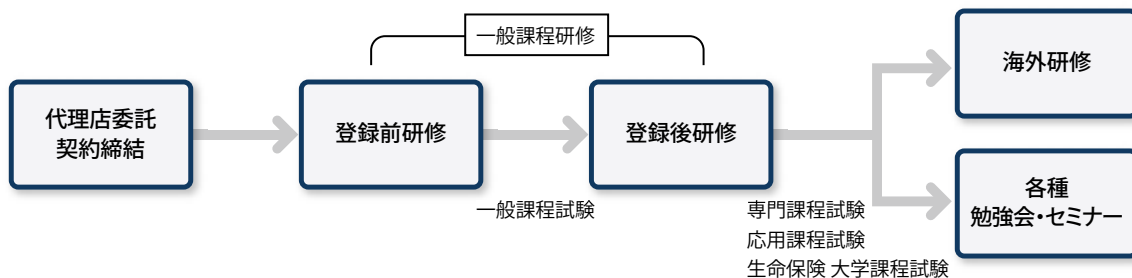
また、各地域の特性に合わせた情報・販売スキルの提供

を目的とした勉強会やセミナー、販売実績において特に優秀な成績を残した代理店を招いての海外研修も実施しています。

オリックスグループのメリットを活かした取組みとしては、お客さまに対して幅広い提案ができるように、各グループ会社の商品についての研修も実施しています。

平成21年4月、生命保険協会にて「顧客保護・法令等遵守」を目的とした「継続教育制度」が導入されたことに基づき、当社では、募集人に毎年継続・反復的に「コンプライアンス、説明責任、保険金の支払い等アフターサービス」を中心とした教育を実施しています。

今後とも代理店との緊密なパートナーシップを培うとともに、充実した質の高い教育・研修を行い、代理店の支援・育成に努めてまいります。

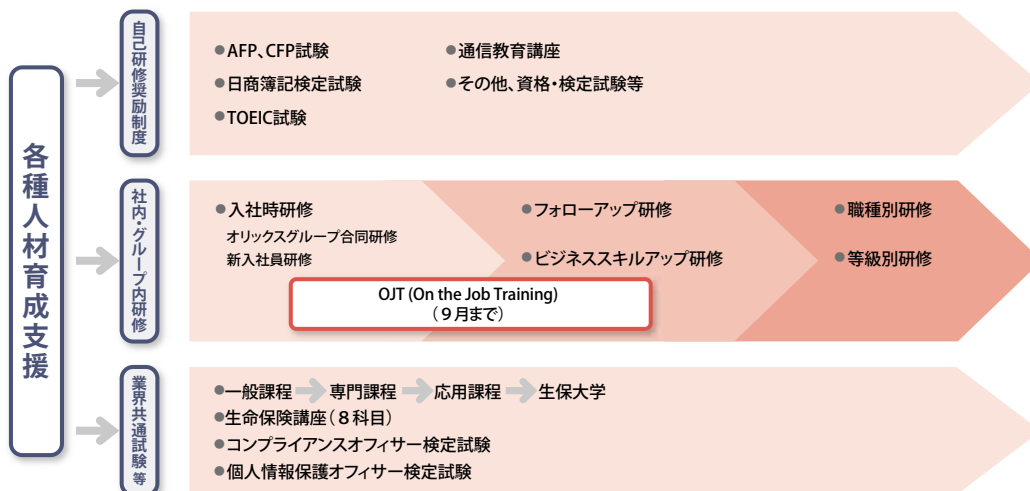


## 社員研修

自主性・専門性のある人材の育成・強化を目指した教育制度を導入しています。入社前・入社時研修では生命保険の知識だけでなく、オリックスグループ合同で幅広く金融に関する知識や社会人としての基礎知識を学びます。配属後はOJT(On the Job Training)研修により業務を実践・理解し、フォローアップ研修で業務知識をさらに深めていくという体系的な教育体制を確立しています。入社2年目以降は業務上必要とされる知識や能力を身につ

けることを目的として職種・等級別研修を行っています。

また、契約者さまをはじめ社会からの信頼を確保すべく、コンプライアンスオフィサー検定試験、個人情報保護オフィサー検定試験を受験し、社内の意識向上に努めています。さらに生命保険の枠をこえ、金融のみならず幅広い知識や専門性の向上を目指し、資格取得など社員の自主性を尊重した教育制度を充実させています。





新入社員研修



OJTトレーナー研修

## 社員教育

保有契約件数の増加に伴い社内の態勢やシステムも急激に変化するなか、社員の経験・知識レベルを上げていくことが今後の会社の成長に必須との認識のもと、全社一丸となって社員教育体系の見直し、再策定を行う

運びとなりました。2008年度に管理部門・営業部門の壁を越えた希望者で構成される「教育見直しプロジェクト」が発足、現在までにプロジェクトの提言をきっかけとして以下のような取組みが行われました。

### ① 新入社員や若手社員向けの代理店ヘルプデスク実地研修

代理店からのさまざまな問合せに対応するコールセンター機能を有する、弊社「代理店支援チーム」にて行われる研修では、日々の円滑な代理店対応を実践の場から学び、代理店およびお客さまへの対応力強化に努めています。



代理店ヘルプデスク実地研修

### ② 新任拠点長研修

新しく任命された営業部門の支社長（拠点長）教育に関しては、部下育成の重要な役割を再認識するため、重点的に研修を行い、部下に対する心得や、組織マネジメント力のレベルアップを図っています。



新任拠点長研修

# お客さまへの情報提供

## 経営に関する情報提供

### 「オリックス生命の現状」(当冊子)

保険業法第111条に基づき、年1回、経営内容や財務状況、商品やサービスの状況をとりまとめたディスクロージャー誌「オリックス生命の現状」を発行しています。当社ホームページでもご覧いただけます。



お客さまにご満足いただくために

## ご契約締結前の情報提供

保険を検討中のお客さまへの情報提供ツールとして、「パンフレット」や「ご提案書」等を用意しています。お客さまに正しく商品をご理解いただき、安心してご契約いただけるように、これらの帳票類は各保険商品の仕組みや特長、保障内容についてわかりやすく記載しています。お客さまにとってさらに見やすく、ご理解いただきやすくなるように随時改良を重ねています。



## 保険種類のご案内

「保険種類のご案内」は、当社が取り扱うすべての保険商品と特約を記載しています。お客さまが、さまざまな種類の商品の中からニーズにあった保険商品をお選びいただけるように、各商品・特約の特長や仕組みについて記載してあります。「保険種類のご案内」は、募集代理店、または最寄りの支社に備えています。



## 契約概要

「契約概要」は、保険商品をご契約いただくにあたって、お客さまにご理解いただきたい商品の内容をまとめた書面です。商品の仕組み、特長、保障内容、保険期間、付加できる特約といった「商品の概要」や、「商品に関する注意事項」などについてわかりやすくご説明し、お客さまに保険商品の内容を正しくご理解いただけるように努めています。「契約概要」は、ご契約前にお客さまにお渡ししています。





## 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、保険商品をご契約いただくにあたって、特にご注意いただきたい事柄をまとめた書面です。

クーリング・オフ制度、告知義務、保険金・給付金等が支払われない場合の事例、保険金・給付金等をご請求いただく場合の注意点など、保険契約全般に関する重要な事項をわかりやすく記載しています。

「注意喚起情報」は、「契約概要」とともにご契約前にお客さまにお渡ししています。



## 意向確認書

「意向確認書」は、お申込みいただく商品がお客さまのご意向（ニーズ）に合致しているかどうかを確認させていただくための書面です。

申込書をご記入いただく前に、保障内容、保険金額・給付金額、保険期間・払込期間、解約払戻金の有無等についてご確認いただくことで、ご希望に添った商品をご提供できるよう努めています。



## ご契約のしおり/約款

「ご契約のしおり/約款」は、ご契約に伴う大切な事項を記載した冊子です。

保険金・給付金等のお支払いや、各種手続き、税法上の取扱い、商品の内容などを詳しくご説明した「ご契約のしおり」と、ご契約時から契約消滅時までの詳細な取決めを記載した「約款」を一緒にした冊子です。

「ご契約のしおり/約款」は、ご契約前にお客さまにお渡ししています。



## デメリット情報

お客さまにとって不利益となる事項（告知義務違反となる事項や免責事由等）については「契約概要」「注意喚起情報」などに明示しています。これらの事項を必ず

お申込みいただく前に説明を行うことで、お客さまに内容を正しくご理解いただき、不利益が生じることがないように努めています。

## ご契約締結後の情報提供

ご加入いただいているお客さまには、毎年のご契約月に「ご契約内容のお知らせ」「各種制度に関するご案内」「会社案内」を、毎年10月から1月に生命保険料控除証明書をお送りしています。

その他にも、

- ・ 保険料のお払込みのご案内
- ・ ご契約の満了や自動更新などによりご契約内容が変わる場合のご案内

- ・ ご契約が失効した場合の復活または解約に関するご案内
- ・ 契約者貸付や保険料自動振替貸付中の契約については利息繰入のご案内

など、契約状況に応じたお知らせをしています。

また、保険金・給付金のご請求に際しましては、請求書とともに詳細な手続き方法をまとめた「保険金・給付金等ご請求の手引き」をお送りし、受取人さまがもれなく円滑に保険金・給付金をお受け取りできるように努めています。

## オリックス生命保険株式会社 勧誘方針

### I. 基本方針

1. お客様の意思や経営上のご要望等を尊重し、お客様本位の適切かつ適正な勧誘を行います。
2. 法令・ルールを遵守し、社会良識に従った公正・公平な勧誘を行います。
3. よりきめ細かく質の高いサービスを提供してお客様から信頼されるよう、生命保険に関する専門知識の拡充に努めます。

### II. 適切な勧誘

1. 具体的な勧誘活動に際しては、方法・場所・時間帯等について、お客様の立場に立ち、ご迷惑をおかけしないよう心掛けます。
2. 不安感や不快感を与えるような勧誘はいたしません。
3. 生命保険の加入に際しては、お客様に告知義務があること、そしてこの義務に違反したときには生命保険契約が解除されることを説明し、正しい告知が漏れなく得られるように努めます。

### III. 最適な商品の提供に向けたコンサルティング

1. お客様の生命保険に関する知識、生命保険ご加入の経験、財産の状況、収入・収益状況等にも十分配慮し、お客様のご意向に沿った商品の勧誘を行います。
2. 外貨建ての保険、変額保険、投資信託等のように、市場リスクを伴う商品をお勧めする場合には、お客様の投資経験等にも配慮するとともに、商品の特性・リスク内容等についてご理解いただけるよう、十分な説明を行います。

### IV. 募集資料の取扱い

募集資料の取扱いについては、法令および会社の規定に従った適正なものを使用します。

### V. 誤解の防止

お客様に誤解を与えないよう、生命保険とその他の商品を明確に区別して取り扱います。

### VI. 重要事項についての説明

商品の仕組みや特徴等、お客様の判断に影響を与えるような重要事項の説明に際しては、販売・勧誘形態に応じた方法により、内容を正しくご理解いただけるよう努めます。

### VII. お客様に関する情報の保護

業務上知り得たお客様に関する情報については、当社の定めるプライバシーポリシーに従って、厳重な管理を行い、プライバシー保護および公正な取引の確保に細心の注意を払います。

### VIII. コンプライアンスの重視

お客様に対して適切な勧誘・販売活動等をしていくため、会社全体でコンプライアンス（法令等の遵守）に取り組み、各種研修等を通じてコンプライアンス態勢の維持・向上に努めます。

### IX. 相談窓口

お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の生命保険商品の販売等に反映して参りますので、保険の諸手続きは勿論のこと、ご意見・ご質問、その他苦情等がありましたら、当社担当者あるいはお客様相談窓口までご連絡ください。

お客様相談窓口

☎ 042-548-5572 受付時間：9:00～17:00  
(土日・祝日、年末年始の休業日を除く)

# コーポレートガバナンスの強化について

## INDEX

---

### 42 内部管理態勢について

- 内部統制
  - 監査態勢
- 

### 44 反社会的勢力に対する基本方針

---

### 45 法令等遵守の態勢

- オリックスグループの法令遵守態勢
  - オリックス生命の法令遵守態勢
- 

### 47 リスク管理の態勢

- オリックス生命のリスク管理態勢
  - リスク管理委員会の役割
  - ALM部会の役割
  - オペレーショナル・リスク部会の役割
  - 主なリスクへの対応
  - ストレステストの実施
  - 第三分野保険のストレステスト
  - 危機管理方針
- 

### 52 個人情報保護について

- 取組態勢
  - 情報セキュリティ部会の役割（「オリックス生命の情報セキュリティ態勢」）
  - 定期的なモニタリング等
  - 外部委託先の管理
  - 問合せ窓口の設置
- 

### 53 個人情報の取扱いについて

---

### 55 情報システムに関する状況

---

# 内部管理態勢について

## 内部統制

当社は、内部統制システムを整備し、業務の適正を確保することにより企業価値の向上を目指しています。従来、米  
国企業改革法（サーベンス・オクスレー法）への対応として、財務報告に関する内部統制評価を実施していました。  
また、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制基本方針」を定め、その整備・充実に努めています。

## 内部統制基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合す  
ることを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整  
備する。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合 することを確保するための体制

- (1) 取締役は、職務執行にあたり、法令及び定款に適合するかについて、必要に応じて事前に、専門的知識を有する者（弁護士その他の外部を含む）の意見を徴する。
- (2) 取締役会については取締役会規則を定め、その適切な運営が確保されており、3ヶ月に1回以上これを開催することとし、その他必要に応じて随時開催して取締役間意思疎通を図る。また、取締役相互による監督または取締役による執行役員の業務執行の監督を行い、必要に応じて事前に外部の専門家を活用し、法令及び定款違反行為を未然に防止する。
- (3) 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、各監査役の監査対象としている。取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会ならびにオリックス株式会社（以下「親会社」という）に報告し、直ちにその是正を図ることにより、法令及び定款への適合性を確保する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び 管理に関する体制

取締役の職務の執行の決定及び職務の執行は、取締役会規則及び職務権限規則の定めるところにより行い、稟議書その他による記録を作成し、情報保管・廃棄要領等に基づき、それらの記録を適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧、謄写することができるものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社に損失を及ぼす可能性のある危険について、その内容、影響度等を予め想定し掌握、評価するとともに、重要なものについて分類するなどし、必要かつ可能な危険の回避、軽減などの措置をとり、危険が現実化した場合の対処方法を決定するなど、危険を未然に管理するため、当社の業務執行に係る主なリスクとして以下①から③のリスクを認識し、その把握と管理体制の充実に努める。
  - ① 保険引受リスク
  - ② 資産運用リスク
    - ・ 市場リスク
    - ・ 信用リスク
    - ・ 不動産投資リスク
  - ③ オペレーショナル・リスク
    - ・ 流動性リスク
    - ・ 事務リスク
    - ・ システムリスク
- (2) 当社は、リスク管理基本方針及びリスク管理体制を定めるとともに、上記のリスクについての管理者を定めるなど、統合リスク管理規則に従ったリスク管理体制を構築する。また、役員会の直轄組織としてリスク管理委員会を設置し、各リスク管理水準の向上及び全社的なリスク管理推進を図る。
- (3) 災害が発生した場合には、代表取締役社長を災害リスクマネジメント総責任者とする災害対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われるこ とを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行わ

れることを確保するための体制の基礎として、取締役会を3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催するものとする。当社の全般的事業計画等の経営に関する重要事項の基本方針は取締役会にて決議するが、業務の具体的執行方策については、役員会において討議を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

- (2) 取締役会及び役員会の決定に基づく業務執行については、組織規則、業務分掌規則、職務権限規則に基づき、責任者及び手続きを定める。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、当社が属するオリックス・グループは、コンプライアンス基本方針及び企業行動憲章「EC21」を定める。当社においては、役員会の直轄組織としてコンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンス推進活動の充実を図ることとし、各担当部署において、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- (2) 当社は、内部監査部門として執行部門から独立した監査部を設置するとともに、コンプライアンスの統括部門として、コンプライアンス統括部を設置する。
- (3) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役及び監査部ならびに親会社に報告するものとし、遅滞なく取締役会及び役員会に報告するものとする。
- (4) 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス統括部を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、運用を行うこととする。
- (5) 監査役は、当社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。
- (6) 使用人は、職務執行にあたり、法令及び定款に適合するかについて、必要に応じて事前に、専門的知識を有する者（弁護士その他の外部を含む）の意見を徴する。

### 6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社が属するオリックス・グループは、取締役、使用人を含めた行動規範として企業行動憲章「EC21」を定めている。
- (2) 当社は、当社の業務の健全性及び適切な運営を確保する観点から、親会社の内部監査部門による事業報告の要求、業務及び財産の状況の調査、監査を受け、その結果報告を受けるとともに、親会社の内部監査部門・コンプライアンス部門の管掌執行役と定期的に情報交換を行い、必要があると認められる場合は、業務改善の提言等を受け、コンプライアンス上の課題及び内部統制強化の観点からの課題を共有化する。
- (3) 親会社が米国証券取引所（NYSE）に上場しており、当社においても米国企業改革法（サーベンス・オクスレー法）が適用されることから、同法302条、404条等へ対応する内部統制を実施する。
- (4) 当社は、親会社との利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず当社の取締役会に付議の上、決定する。
- (5) 取締役は、親会社からの要求に応じる行為が当社に損失を及ぼすものである、その他不当なものであると判断するときは、かかる要求に応じないものとする。この場合、取締役は、親会社の監査委員会に報告するものとする。

### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に關する体制

監査役は、その職務の執行に必要な場合は、職務を補助すべき使用人を置くことを取締役に対し求めることができ、この場合取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人を監査役補助者として指名することとする。

### 8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の指名、指名解除、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得るものとする。

- (2) 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

### 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役にすみやかに報告するものとする。また、監査役は、取締役会等の重要会議への出席による職務執行に係る重要事項、リスク管理委員会への出席によるリスク管理上の重要事項、及びコンプライアンス委員会等への出席によりコンプライアンスその他の重要事項に関する報告を受ける。
- (2) 社内通報システムに関し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適正な報告体制を確保するものとする。

### 10. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査計画を立て、監査を実施し、いつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求め、資料の提出を求めることができることとする。また、親会社の内部監査部門と協議・連携し、監査の実効性を確保するものとする。さらに、職務執行に関し、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実について取締役及び使用人から報告を受けた場合は、かかる事項について親会社に報告しなければならない。
- (2) 監査役は、代表取締役社長、取締役、執行役員、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換を実施する。

以上

## 監査態勢

当社では、内部管理態勢が十分に機能しているかどうかについて、監査部が独立した立場で客観的な評価を与えるとともに、改善提言等を通じて当社の企業目的や経営目標の達成を支援します。監査部は、営業拠点や本社管理部門等すべての部門を対象にした定例監査のほか、保険金支払いや苦情処理態勢、システム管理態勢な

ど経営活動に伴い発生するさまざまなリスクのコントロール状況を検証し、経営陣に報告しています。また、会計監査人（監査法人）による外部監査により財務報告の正確性やIT全般統制を検証し、リスク管理態勢の適切性や有効性を担保するよう努めています。

## 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、生命保険会社に対する公共の信頼を維持し、生命保険会社の業務の適切性および健全性を確保し、社会に貢献していくため、反社会的勢力に対する基本方針を以下のとおり定める。

1. 反社会的勢力による不当要求に対しては、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体をあげて対応する。
2. 反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から警察など外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応できるよう努める。
3. 反社会的勢力との取引を含めた関係を一切遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶する。
4. 反社会的勢力からの不当要求には、一切応じず、毅然として法的対応を行う。
5. 反社会的勢力との資金提供や裏取引は絶対に行わない。
6. 反社会的勢力の不当要求に対応する役職員等の安全を確保する。

# 法令等遵守の態勢

## オリックスグループの法令遵守態勢

オリックスグループでは「21世紀におけるExcellent Company」を目指すために、企業行動憲章ともいえるべき「EC21」を定めています。



オリックスグループの一員として、  
当社は生命保険事業を通してステークホルダーの皆さまに  
「ほかにはないアンサー」をご提供してまいります。

## オリックスが目指す企業像

### 誇り

市場に高く評価される新しい価値の創造によって経済的なインパクトを生み出し、「誇り」ある活動を行う企業。

### 信頼

株主・お客さま・従業員などを含め社会の多様な期待に応える高い能力と謙虚な姿勢を持ち、関係する人々から「信頼」される企業。

### 尊敬

社会的な規範を守り、公正かつ透明な活動を行う優れた社風を持ち、社会との調和を保って、広く世の中から「尊敬」される企業。

## 基本方針

オリックスグループでは、企業活動を行ううえでコンプライアンスをいかに推進していくかについての方向性を示すため、コンプライアンスの基本方針を以下のように定めます。

オリックスグループは、コンプライアンスの実践を経営の最重要課題の一つと位置付け、コンプライアンスの徹底はオリックスグループの経営の基盤であることを強く認識し、企業活動において求められるあらゆる法令等の遵守はもとより、EC21を実践した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行します。

## 行動規範

オリックスグループでは、EC21で示しているオリックスグループが目指す企業像である「誇り」「信頼」「尊敬」の精神を受け、私たちがコンプライアンスを実践し、これにかなう行動をするための規範として「企業行動規範」および「役職員行動規範」を定めています。

### 1. 企業行動規範

オリックスグループが目指す企業像について長期的に誤りのないように、企業としての行動の規範を具体的にまとめたものです。

### 2. 役職員行動規範

オリックスグループが目指す企業像である「誇り」「信頼」「尊敬」の実現に向かって、役職員一人ひとりが日々行動するための判断基準として示した価値観（前向き・公正・謙虚）です。

## 役職員行動実践

行動規範の趣旨を具体的に例示列挙した行動基準を「役職員行動実践」として定めています。

### グループ役職員行動実践

1. 商品やサービスの適切な説明と誠実な勧誘
2. お客さまの声（クレームなど）に対する適切な対応
3. お客さまニーズの把握と適切な商品開発
4. 適切な文書の作成と保管
5. 適切な情報管理と守秘義務の徹底
6. 適切・公平な情報開示によるブランド価値の向上
7. インサイダー取引の禁止
8. 法令遵守の徹底
9. グループ会社間協力・取引における適切な関係の確保
10. ステークホルダーとの節度ある接待・贈答
11. 反社会的勢力との関係の拒絶
12. 人権尊重と良好な職場環境
13. 安全かつ快適な職場環境の確保
14. 会社財産の保護
15. 知的財産権の適切な取扱い
16. 社内ルールの遵守と適切なルール管理
17. 業務の相互牽制と適切な業務管理
18. 適切な与信・回収行為
19. 適切かつ透明な意思決定の確保
20. 適切なリスク管理
21. 社会貢献・社会との調和・環境への配慮

## オリックス生命の法令遵守態勢

当社ではコンプライアンス態勢の強化を経営の最重要課題のひとつとして取り組みます。生命保険会社としての社会的責任、公共性を十分認識し、自律的で健全な業務運営に努め、契約者をはじめ社会の皆さまの尊敬・信頼を確保すべく、コンプライアンス活動を推進していきます。

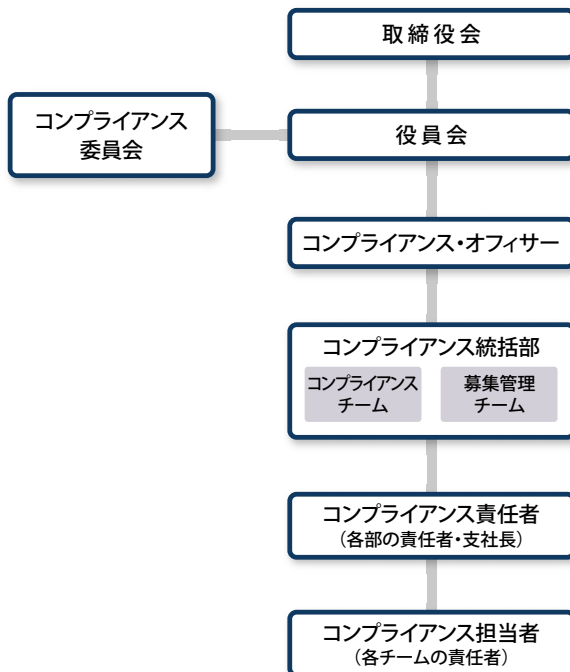
### 1 コンプライアンス態勢の整備

当社は「コンプライアンス基本規則」に基づきコンプライアンスに係る取締役会等の役割を定め、社長が任命するコンプライアンス・オフィサーを委員長としたコンプライアンス委員会を設けている他、全社的なコンプライアンスを推進・統括する組織としてコンプライアンス統括部を設けています。

コンプライアンス委員会は役員会の下部組織として、年度単位のコンプライアンスプログラムの策定やその実践・推進状況を審議し、そのうえで重要な案件については役員会及び取締役会で決議しています。

コンプライアンス統括部は平成21年（2009年）3月に組織変更を行い、コンプライアンスチームと募集管理チームの2チーム構成とし全社的なコンプライアンス態勢の更なる強化を目指しました。コンプライアンスチームは法務に関する指導や助言、相談に応じながらコンプライアンス委員会事務局としてコンプライアンスプログラムの企画立案や活動の推進を行っています。募集管理チームは適正な保険募集管理態勢の整備・確立に向け各種モニタリングや研修・啓蒙活動を通じ、保険募集に関するきめ細やかな募集コンプライアンス活動の推進等に取り組んでいます。

■ コンプライアンス態勢図



### 2 具体的な取組みについて

コンプライアンス態勢整備の一環として、次のような取組みを実施しています。

#### ① コンプライアンス・マニュアル等の作成

全役職員が遵守すべき法令等を解説し、コンプライアンス上問題となる具体的な事例とその問題点および正しい取扱いについて示した手引書として、「コンプライアンス・マニュアル」を作成のうえ役職員に配布しています。また、募集代理店には、募集代理店が遵守すべき法令等や募集活動に関するルール等について示した手引書として「適正な保険募集活動のためのコンプライアンス・マニュアル」を作成し、配布しています。

#### ② コンプライアンス関連情報に関するシステム面でのインフラ整備の推進

社内諸規程および法務関連事項等をデータベース化して、全役職員がこれらの情報を常時閲覧・参照できるように整備しており、日常活動を通じたコンプライアンス意識の醸成に努めています。

#### ③ コンプライアンス・ホットラインの設置

日常業務等において、法令、社内ルール、社会一般の倫理や常識等のコンプライアンスの観点から疑問もしくは問題と思われる行為が見受けられた場合には、報告・相談窓口として「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、当社に勤務しているものは誰でも直接報告・相談できる態勢を構築しています。なお、報告・相談については匿名によるものも受け付けています。

#### ④ コンプライアンス・プログラムの実施

コンプライアンス推進活動の基本方針を「態勢整備」、「啓蒙・教育・研修活動」、「部署別実践活動」とし、部署別実践活動は、全社テーマや適宜部署別テーマを設定し、実践報告、検証、改善策の実施というPDCAサイクルを回すことによりコンプライアンス推進活動の実効性を高めています。



# リスク管理の態勢

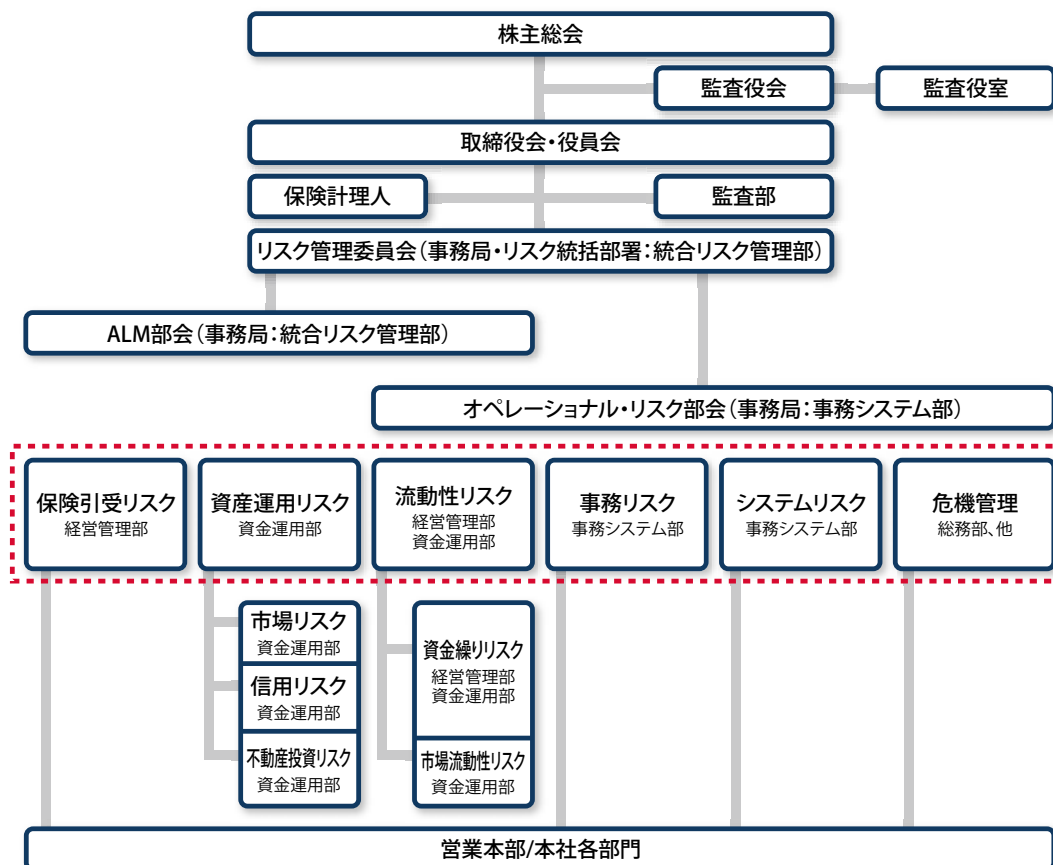
保険事業を取り巻く経済・社会環境の急激な変化、運用手法の多様化・高度化等によって、生命保険事業に伴うリスクも多様化していますが、全てのリスクを回避することは不可能です。単にリスクを極小化すればよいのではなく、むしろ、各リスクの特性を把握し、適切にコントロールすることにより、リスクに見合った適正な収益をあげられる態勢を確立することが重要だと考えています。

## オリックス生命のリスク管理態勢

当社では、リスク管理の強化を経営の最重要課題のひとつと位置付けており、さまざまなリスクをコントロールすべく管理態勢の強化に取り組むため、「リスク管理基本方針」を制定し、適宜見直しを実施しています。業務運営上の各リスクは、それぞれの所管部署が管理する態勢としていますが、各リスク管理水準の向上および適正な統合リスク管理の実施により、全社的なリスク管理を推進する組織として「リスク管理委員会」を、リスク統括部署として「統合リスク管理部」を設置していま

す。さらに、「リスク管理委員会」の下部組織として、ALM（資産と負債の総合的な管理）の推進を目的とした「ALM部会」、オペレーショナル・リスク管理態勢の強化を目的とした「オペレーショナル・リスク部会」を設置しています。なお、各リスクの主管部署および「リスク管理委員会」は、リスクの管理状況等を定期的に取り締役会・役員会へ報告しています。

■ リスク管理組織体系図



## リスク管理委員会の役割

業務運営上の各リスクは、原則としてそれぞれの所管部署が管理する態勢としていますが、各リスク管理部門におけるリスク管理の状況を総合的に把握し、問題点が

あれば対策を協議したうえで経営陣に適宜報告する組織として「リスク管理委員会」を設置しています。「リスク管理委員会」では主に以下の業務を担当しています。

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| ①リスク管理基本方針に関する事項         | ④統合リスク管理に関する事項   |
| ②各リスク管理の管理方針・規則・要領に関する事項 | ⑤リスク管理啓蒙活動に関する事項 |
| ③各リスク管理の状況に関する事項         |                  |

なお、「リスク管理委員会」は、上記の活動状況を役員会および取締役会へ報告しています。

## ALM部会の役割

ALMとは、Asset Liability Management のことで、さまざまな金融環境をふまえて、資産（資産運用）と負債（資金調達）のバランスを総合的に管理し、収益の最大化とリスクの最小化、適正な流動性保持を図ることです。生命保険会社は、長期にわたってお客さまへ保障を提供しています。このため、お客さまからお預かりした保険料を将来の保険金・給付金などの支払いに充て

るため責任準備金という負債を積み立てています。当社では、この負債特性を十分に認識し、保険引受リスク管理部門と資産運用リスク管理部門が連携して、資産と負債の総合的な管理を行っていくことを活動目的とする「ALM部会」を「リスク管理委員会」の下部組織として設置しています。

「ALM部会」では主に以下の業務を担当しています。

- |   |  |
|---|--|
| ①将来キャッシュフローやデューレーションおよび、その金利感応度の定期的モニタリング             | ④負債特性および会社全体として許容できるリスク量を考慮した資産配分の検討                               |
| ②金利リスクやその他市場リスクの定期的モニタリング                             | ⑤資金繰り管理部門が行っている資産・負債両面からの流動性の評価が、保険金等に対する支払い準備の視点からも十分に機能していることの確認 |
| ③統合リスク管理や市場動向をふまえた資産運用リスク量の上限設定およびリスク・カテゴリーごとのリスク資本配賦 |  |

なお、「ALM部会」は、上記の活動状況を「リスク管理委員会」等へ報告しています。

## オペレーショナル・リスク部会の役割

オペレーショナル・リスクに属する流動性リスク、事務リスク、システムリスクに関し、各リスク管理を所管する部門と、全社網羅的に重大なリスクの所在を認識・評価したうえで、各リスク管理部門の活動等を支援し、管理態勢

を強化する目的で「オペレーショナル・リスク部会」を「リスク管理委員会」の下部組織として設置しています。

「オペレーショナル・リスク部会」では主に以下の業務を担当しています。

- |                                |                               |
|--------------------------------|-------------------------------|
| ①重大なリスクの所在の把握と軽減策を優先すべきリスクの提言  | ③流動性リスクの管理方法の評価と定期モニタリング結果の確認 |
| ②発生した事務ミス、システム障害等の定期的な確認と対策の評価 | ④内部・外部の監査結果の定期的な確認と対策の検討      |

なお、「オペレーショナル・リスク部会」は、上記の活動状況を「リスク管理委員会」等へ報告しています。

## 主なリスクへの対応

### 1 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクをいいます。

#### 当社の取組み

当社では、定期的に保険事故発生率や解約率等の状況をとらえ、将来収支予測に基づく保険商品の収益性を分析しており、必要に応じて契約引受の査定基準や保険料の改定を行っています。

#### 再保険について

保険会社は、事業の安定運営のために、保険金支払責任の全部または一部を他の保険会社に移転して、リスクの平準化と分散化を図っています。これを「再保険」といいます。

#### 当社の取組み

当社では、商品の特性に応じた再保険の活用を行っています。再保険会社の選定にあたっては、主要格付機関の格付け等を参考に、健全性の高い再保険会社を選定しています。

### 2 資産運用リスク

保険会社は、お客さまからお預かりした保険料を将来の支払いに充てるため、安定した収益を確保しなければなりません。資産運用リスクとは、投資された資産が、運用対象や運用方法、資産の特性により市場リスク、信用リスク、不動産投資リスク等にさらされることにより、保険会社が被るリスクをいいます。

#### 1. 市場リスク

金利、株価、為替等の変動により投資した資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

#### 当社の取組み

当社では、定期的に時価を把握し、適切に資産配分が行われているかどうか等をモニタリングしています。また、保有資産の価値が市場環境の変化によりどの程度の損失を被る可能性があるかを調べるため、リスク量 (VaR\*) を測定し、これを市場リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理しています。

\* VaR: 一定期間に一定の確率で生じ得る予想最大損失額。

#### 2. 信用リスク

主に貸付先や債券の投資先の経営悪化等から、投資資産の価値が減少あるいは喪失し、損失を被るリスクをいいます。

#### 当社の取組み

当社では、定期的に貸付先の財務状況や、特定の企業・業種に貸付けが集中していないかどうか等をモニタリングしています。また、一般貸付や債券の価値が減少するリスク量 (VaR) を測定し、これを信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理しています。

#### 3. 不動産投資リスク

賃貸料等の変動により不動産の収益が減少するリスクと不動産市況の変動により不動産価格自体が減少して損失を被るリスクをいいます。

#### 当社の取組み

当社では、投資物件について定期的に投資利回りの検証・収益予測の見直しを行い、リスク量 (VaR) を測定し、これを不動産リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理しています。

### 3 オペレーショナル・リスク等

オペレーショナル・リスクとは、主に以下のリスクにより保険会社が損失を被るリスクをいいます。

#### 1. 流動性リスク

予期せぬ資金流出により予定外の資金調達を余儀なくされ損失を被る「資金繰りリスク」と、流動性の低い資産に投資することにより通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされ損失を被る「市場流動性リスク」をいいます。

##### 当社の取組み

当社では、流動性の高い資産を、常時一定の割合を確保できるよう、モニタリングを行っています。

#### 2. 事務リスク

役職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

##### 当社の取組み

当社では、全社レベルでの事務ミス発生の状況把握と原因分析を行い、事務改善に反映することにより、事務ミスの発生防止・事務リスクの軽減に努めています。

#### 3. システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

##### 当社の取組み

当社では、保守効率低下に伴いシステムリスクの上昇が懸念されるシステムのリニューアルを随時進めています。また、リリース前に十分なテストの実施を行うとともに、システム運用を安全性・信頼性の高い当社グループ内のシステム会社に委託することで、リスク発現防止に努めています。さらに、お客さまの情報の漏えいやシステムへの不正アクセス等を防止するために必要な対策を実施しています。特にインターネットによるサービスのご提供にあたっては、お客さまに安心してご利用いただけるよう、ファイアーウォールの設置や暗号化技術の利用等、セキュリティ対策の実施にも努めています。

## ■ ストレステストの実施

ストレステストとは、経済情勢や保険事故の発生率等が統計的に想定されるリスク水準をこえて急激に変動した場合に、どの程度の損失が発生するかを把握する手法です。保険会社は、将来の不利益が財務の健全性

に与える影響をチェックし、必要に応じて、追加的に経営上または財務上の対応をとっていく必要があります。そのため手法として、感応度テスト等を含むストレステストは重要です。

##### 当社の取組み

当社では、金利感応度の定期的モニタリングのほか、金融市場の大きな混乱といった最悪シナリオに基づく損失額を算出し、リスク対応力を検証しています。なお、ス

トレステストの結果は、「リスク管理委員会」等へ報告しています。

## 第三分野保険のストレステスト

### ● 保険業法第二百一十一条第一項第一号（※1）の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性および妥当性

第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていることについて、次のように確認しています。

死亡保険等に比べて長期的な不確実性を有する、第三分野保険（※2）の保険事故発生率に対して、責任準備金の十分な積立水準の確保を確認するため、平成10年大蔵省告示第231号に基づきストレステスト（※3）を実施いたしました。

その結果、ストレステストによる危険準備金（※4）の積み立てではなく、また、平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に定める負債十分性テスト（※5）の対象となる保険契約

の区分はありませんでした。

なお、ストレステストで使用した保険事故発生率は、将来10年間の保険金等の増加を十分にカバーする水準であり、過去の保険事故発生率の実績等に基づいて適切に設定されていることを確認しています。

上記の合理性および妥当性については保険計理人が確認し、その結果を取締役に報告しています。

（※1）「保険業法第二百一十一条第一項第一号」の内容……保険計理人は、毎決算期において保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認し、その結果を記載した意見書を取締役に提出しなければならない。

（※2）第三分野保険……医療保険、がん保険、介護保険などの疾病や傷害を事由とした保険金や治療のための給付金が支払われる分野の保険種類。

（※3）ストレステスト……商品ごとに予め設定した予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているかを確認するテスト。

（※4）危険準備金……保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備える準備金。貸借対照表上は負債である「責任準備金」に含まれる。

（※5）負債十分性テスト……ストレステストの結果により、予め設定した予定事故発生率が通常の予測の範囲内のリスクに対応できないおそれがある場合、収入支出全体の動向を踏まえ実質的な不足が生じていないかを確認するテスト。

## 危機管理方針

近年、保険会社が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など保険会社を取り巻く経営環境の

変化も相まって、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機に対する管理の重要性が高まっています。

### 当社の取組み

当社では、経営に影響を与えかねない危機発生に備えた危機管理態勢の構築を進めています。具体的には、新型インフルエンザ対応事業継続計画書や各種危機対応

マニュアルの策定等により、緊急事態が発生した際にも保険金支払業務等重要業務を継続できる態勢の整備に努めています。

# 個人情報保護について

## 取組態勢

当社では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、およびそれに関連する諸法令やガイドライン等を遵守すべく、社内諸規程・組織の整備、従業員向けの社内啓蒙等を実施し、個人情報の適正な取扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めています。

個人情報を含む書類等の廃棄方法は、シュレッダーによる裁断または溶解処理による廃棄を徹底しています。

代理店に対しては、「代理店業務検査」において個人情報保護の取組方法を確認しており、また適宜、個人情報を取り扱うにあたり、安全管理措置を講じる必要があることを指導しています。また、当社ホームページ等に「プライバシーポリシー」を公表し、個人情報保護に関する当社の考え方、取組姿勢等を宣言しています。

## 情報セキュリティ部会の役割（「オリックス生命の情報セキュリティ態勢」）

当社は情報管理に関する諸規程を5年振りに全面的に見直し、情報管理の基本的事項を「情報管理基本規則」、「情報セキュリティ諸規則」および「情報システム諸規則」等に定め、情報管理の継続的な態勢整備を行っています。

個人情報保護対策をはじめとする情報セキュリティについての具体的な社内活動の推進組織として、「コンプライアンス委員会」の下部組織として「情報セキュリ

ティ部会」を設置しています（当部会は2010年2月に情報管理態勢整備・一元管理を目的に「リスク管理委員会」から「コンプライアンス委員会」に変わりました）。「情報セキュリティ部会」は主に以下の業務を活動方針として定期的で開催しています。なお「情報セキュリティ部会」の活動状況は「コンプライアンス委員会」で報告・審議され「役員会」等に報告されています。

- ①情報セキュリティに関する規程整備のための討議
- ②社内の啓蒙

- ③定期的モニタリング
- ④情報セキュリティに有効な施策の実施

## 定期的なモニタリング等

個人情報の紛失、漏えい、不正なアクセス等に対する安全対策として、「コンプライアンス委員会」の下部組織である「情報セキュリティ部会」を通じて、全社的・定

期的なモニタリングを実施する等、個人情報保護に全社をあげて取り組んでいます。

## 外部委託先の管理

個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合は、委託先での安全な委託業務遂行・確保のため、情報セキュリティに関する適切な規則の制定の有無や従業員研修の定期的な実施の有無等、客観的な選定基準を設けて委託先としての適格性を審査しております。さらに、秘

密保持義務事項を定めた委託契約等の締結を必須としています。また、定期的な立入検査報告体制の整備や委託契約終了時の書類の廃棄・返却等、管理の強化に努めています。

## 問合せ窓口の設置

保険にご加入いただいているお客さまの個人情報の開示・訂正等に関するご請求や、個人情報の取扱いに関する各種お問合せに関する専門窓口として「個人情報

問合せ窓口」を設置しており、「プライバシーポリシー」に明記しホームページ等でご案内しています。

# 個人情報の取扱いについて

当社は、お客さまの個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、その他の諸法令等を遵守すべく、従業員等に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取り扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めてまいります。

## オリックス生命のプライバシーポリシー

### 1.個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、次の目的の範囲内で利用させていただきます。なお、この利用目的の範囲を超えて取り扱う場合、およびお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客さまご本人の同意をいただいたうえで行います。

- (1) 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等のお支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

### 2.個人情報の取得

当社は、上記利用目的に必要な範囲内で適法・適切な手段により個人情報(氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等)を取得します。

主な取得方法としては、保険契約申込書等による入手や、各種商品・サービスに関する資料をご請求いただいた際に、電話・その他通信媒体等を通じて入手する方法があります。

### 3.個人情報の管理

当社は、お客さまの個人情報の管理にあたっては正確かつ最新の内容に保つよう努めます。また、個人情報への不正なアクセス、および個人情報の紛失、盗難、

改ざん、漏えい等の防止のため、各種安全管理措置を講じるとともに、個人情報の取扱いに関する方針や規定等を継続的に見直し、必要に応じて適宜改善を行います。

### 4.個人情報の外部への提供

当社は、次の場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を外部へ提供しません。

- (1) お客さまの同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) お客さままたは公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 上記利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- (5) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (6) その他の正当な理由がある場合

### 5.個人情報の開示・訂正等

当社は、お客さまから個人情報の開示・訂正等のご請求があった場合は、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別の理由がない限り、お客

さまご本人であることの確認を行ったうえで、適切に対応させていただきます。

### 問合せ窓口

個人情報の開示・訂正等に関するご請求や、個人情報の取扱いに関する各種お問合せは、下記窓口にて承っております。

オリックス生命保険株式会社 個人情報問合せ窓口  
☎ 042-548-5575 受付時間：9:00～17:00  
(土日祝日、年末年始の休業日を除く)

※このプライバシーポリシーにおける個人情報については、当社の代理店および従業者等の個人情報を対象としていません。

## 1 法令により個人情報の利用目的が限定されている場合について

個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則第53条の9に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。また、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴、労働組合への加盟、民族または性生活に関する情報については、保

険業法施行規則第53条の10及び同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

## 2 再保険における個人情報の取扱いについて

当社では、当社と契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必

要な契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を当社が再保険会社に提供することがあります。

## 3 団体保険における個人情報の取扱いについて

当社団体保険にご加入いただいておりますお客さまの個人情報につきましては、保険契約者（団体）様より当社にご提供いただいております。当社が取得しました個人情報は、ご加入の各保険種類に応じて次の目的の範囲内で利用させていただきます。

### 1. 総合福祉団体定期保険および団体信用生命保険

- ・ 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・ その他保険に関連・付随する業務

### 2. 団体定期保険

- ・ 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
  - ・ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - ・ 当社・グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
  - ・ その他保険に関連・付随する業務
- ※団体定期保険のうち、福利厚生制度に基づき会社等が保険料を負担しご加入されている場合の利用目的は前記**1.**となります。

また、当社が取得した個人情報は、保険契約者様のほか、共同取扱契約の場合のほかの引受保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供しております。なお、今後、お客さまの個人情報に変更等が生じた際にも、引き続き同様のお取扱いをさせていただきます。

### 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。  
同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

お問合せ先

**(社)生命保険協会 生命保険相談所**

電話番号: **03-3286-2648** 受付時間: 9:00~17:00  
(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)

住 所: 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>



# 情報システムに関する状況

## 1 IT 活用の取組み

当社では、以前よりグループウェア（電子メール、スケジュール、データベース共有）を導入しており、このツールを活用して効率的に業務を進めています。社内のノウハウである各種のマニュアル類等のデータベースをはじめ、業務のサポートツールとしての働きも向上しており、お客さまとのスムーズな対応にも貢献しています。さらに、お客さまからのご要望や苦情を社内でも共有し改善活動に役立てています。

## 2 システム企画開発組織の設置とアウトソーシングによる効率化

平成21年（2009年）4月よりシステムの企画、開発組織を自社内に設置いたしました。これにより、さらなる顧客サービスの向上と事務効率の改善に貢献できることとなります。なお、システム運用については、システムコストの効率化と最新技術情報の共有のため、引き続きオリックス・システム株式会社にアウトソーシングしており、最新技術のノウハウの取得、コストの削減、システムセキュリティの強化に努めています。

## 3 営業支援システムの拡充

当社では、インターネット技術を活用した設計書作成システムを開発しており、お客さまに迅速なご提案ができる体制を整えています。また、お客さまのご意見やニーズをシステムに反映するため、日々改善活動に取り組み、定期的な改訂を実施しています。

## 4 インターネット活用サービスの拡充

通信販売では、新聞・雑誌の広告に連動したホームページの更新に積極的に取り組むとともに、商品の内容紹介のページを充実させて、お客さまおよび代理店へのサービス向上に努めています。

## 5 お客さまサービス向上の取組み

お客さまからご依頼を受けた案件をより早く正確に処理するためのコールセンターシステムを導入し、サービスを開始しています。この結果、今まで以上にお客さまからのご要望、ご質問に対して迅速な対応が可能となりました。引き続きお客さまのニーズに対応するため、柔軟なシステム環境構築に努めてまいります。

## 6 事業継続計画の検討

事業継続計画は、大規模災害などの緊急事態に遭遇した場合に、事業の継続あるいは早期の復旧を可能とするために、あらかじめその方法や手段を決めておくものです。これにより、緊急事態に遭遇しコンピューター設備にダメージを受けた場合でも、お客さまサービスの継続を実現するものです。引き続き業務継続面に関わる業務システムの対策を検討、実施していく予定です。

## 7 情報セキュリティの強化

### ● パソコンの盗難対策について

お客さまの個人情報が記録されたノートパソコンを社外に持ち出す場合は、持ち出す情報の事前申請と帰社後の情報削除を徹底し、その状況をモニタリングする等、厳重に管理しています。また、万一に備え認証や暗号化も施しています。社内のデスクトップパソコンにおいても、お客さまの個人情報は、安全性に優れているデータセンター等に設置しているサーバー上で管理することにより、厳重なセキュリティ対策を講じています。

### ● 情報漏えい対策について

お客さまの個人情報の万一の漏えい対策として、パソコンからの外部記憶装置への記録を制限しています。また、電子メールへファイルを添付して社外へ送信する場合は、パスワード保護を徹底し、その送信先や内容についての正当性確認のためモニタリングを実施しています。なお、インターネットを通じての情報漏えい防止策としては、WEBフィルタリングの運用強化にて、WEBメール等の利用制限を実施しています。さらに、昨今のセキュリティ事情に鑑み、適切なセキュリティを維持するための対策を継続的に検討しています。

### ● 情報へのアクセス管理について

当社では、個人情報にアクセスできる役職員を業務上必要最小限の範囲の者に限定しています。例えば、個人情報を管理するシステム等について、ID・パスワード等による本人識別・認証を確実に実施するとともに、アクセスできる個人情報の範囲についても、業務に応じて適切なコントロールを実施する等、アクセスの厳正管理を実施しています。



# 会社概要

## INDEX

- 58 会社沿革
- 59 主要な業務の内容
- 59 経営の組織
- 60 取締役および監査役
- 60 執行役員
- 60 従業員の在籍・採用状況
- 60 平均給与(内勤職員)
- 60 平均給与(営業職員)
- 61 店舗網一覧
- 61 資本金の推移
- 61 株式の状況
- 61 主要株主の状況
- 62 オリックスグループのご紹介
- 64 社会貢献活動

# 会社概要

## 会社沿革

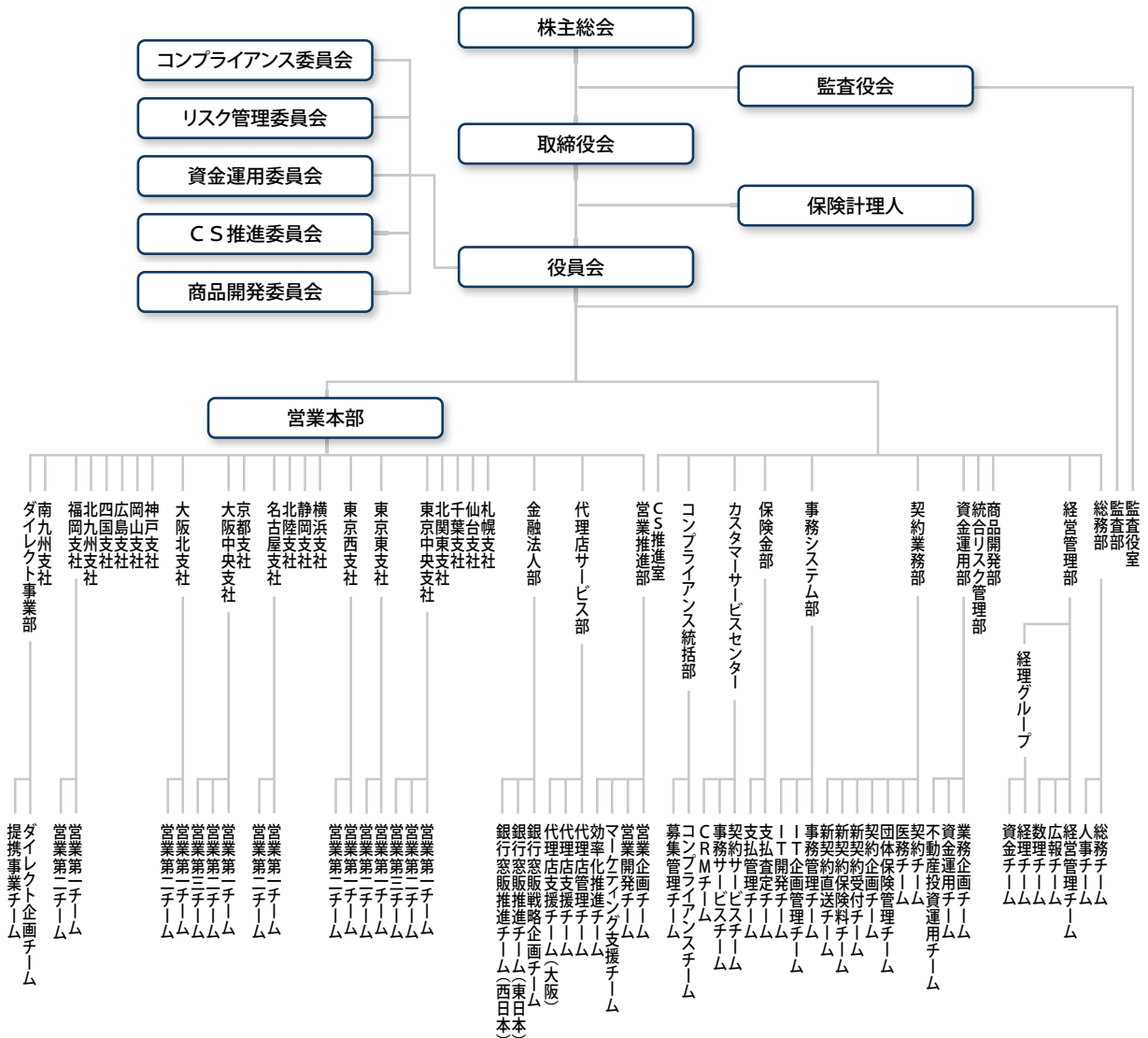
平成3年 (1991年)	4月	オリックス・オマハ生命保険株式会社設立
	5月	生命保険事業免許を取得
	6月	営業開始
	8月	ユナイテッドオブオマハ生命保険会社より日本通貨建保険契約を包括移転
平成4年 (1992年)	4月	団体信用生命保険発売 クレッシェンド定期保険(通増定期保険特約付定期保険)発売
	11月	オリックスグループの全額出資会社となる
平成5年 (1993年)	2月	オリックス生命保険株式会社に社名変更
	5月	保有契約高(個人保険および団体保険の合計)1兆円を突破
平成6年 (1994年)	7月	リビングニーズ特約、年金支払特約取扱開始
	8月	保有契約高(個人保険)1兆円を突破
平成7年 (1995年)	10月	収入保障保険発売
平成8年 (1996年)	3月	保有契約高(個人保険および団体保険の合計)2兆円を突破
	7月	特定疾病保障保険発売
	11月	総合福祉団体定期保険発売
平成9年 (1997年)	9月	通信販売専用商品「オリックスダイレクト保険」発売
平成10年 (1998年)	9月	保有契約高(個人保険)2兆円を突破
平成11年 (1999年)	1月	オリックスダイレクト保険インターネットでの「保険契約申込予約」「第1回保険料決済」を開始
	3月	80億円の第三者割当増資を実施
平成12年 (2000年)	3月	保有契約高(個人保険および団体保険の合計)3兆円を突破
	12月	法令等遵守宣言
平成13年 (2001年)	3月	保有契約高(個人保険)3兆円を突破
	4月	定期保険「プライムセーブ」「コストブロック」発売 執行役員制度の導入
平成14年 (2002年)	3月	オリックス株式会社より90億円の劣後ローン借入れを実施
	11月	低解約払戻定期保険「ロングターム7」発売
平成15年 (2003年)	6月	「入院保険fit(フィット)」発売
平成16年 (2004年)	3月	「新がん保険Ⅶ型」発売
	7月	保有契約高(個人保険および団体保険の合計)4兆円を突破
	11月	「傷害保険Any(エニィ)」発売
	12月	現住所に本社移転
平成17年 (2005年)	6月	「入院保険fit w(フィットダブル)」「入院保険needs(ニーズ)」(通信販売商品)発売 「医療保険fit60」「医療保険120」「医療保険120S」(代理店販売商品)発売
	10月	「収入保障保険 大黒様(だいこくさま)」発売
		定期保険「ファインセーブ」発売
平成18年 (2006年)	9月	「医療保険CURE[キュア]」(代理店・通信販売共通商品)発売
平成19年 (2007年)	5月	厚生労働省より次世代育成支援対策に積極的に取り組む企業として次世代認定マークを取得
	7月	「医療保険CURE-W[キュア・ダブル]」、「医療保険CURE-S[キュア・エス]」発売
平成20年 (2008年)	3月	オリックス株式会社に90億円の劣後ローンを返済
	5月	女性専用「医療保険CURE Lady[キュア・レディ]」発売
平成21年 (2009年)	11月	オリックス株式会社への第三者割当による100億円の増資を実施
	3月	オリックス株式会社への第三者割当による150億円の増資を実施
平成22年 (2010年)	6月	医療保険CURE、医療保険CURE Ladyにおいて「先進医療特約」の取扱開始
	3月	「がん保険Believe[ビリーブ]」発売
	7月	収入保障保険「家族をささえる保険Keep[キーブ]」発売

## 主要な業務の内容

- ①生命保険業
  - ②他の保険会社（外国保険業者を含む。）の保険業に係る業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
  - ③国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
  - ④その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項
- (注)「国債等の窓口販売業務」は現在行っていません。

## 経営の組織

■ オリックス生命保険株式会社 組織図(平成22年6月25日現在)



会社概要

## 取締役および監査役

平成22年6月25日現在

代表取締役	水盛五実*
取締役	川村雄一*
取締役	齋藤毅*

常勤監査役	神津猛
監査役	裾分路啓
監査役	斉藤千春

\* 執行役員を兼務

## 執行役員

平成22年6月25日現在

執行役員社長	水盛五実
執行役員副社長	川村雄一
常務執行役員	齋藤毅

執行役員	塩田哲
執行役員	瀬川修平
執行役員	河合昇
執行役員	山科裕子

## 従業員の在籍・採用状況

### ■ 在籍状況

区分	平成19年度末 在籍数	平成20年度末 在籍数	平成21年度末 在籍数
内勤職員	568名	640名	674名
(男性)	270	296	319
(女性)	298	344	355
営業職員	該当なし	該当なし	該当なし

### ■ 採用状況

区分	平成19年度 採用数	平成20年度 採用数	平成21年度 採用数
内勤職員	135名	76名	19名
(男性)	25	21	10
(女性)	110	55	9
営業職員	該当なし	該当なし	該当なし

### ■ 平均年齢及び平均勤続年数

区分	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	34.9歳	6.6年	35.3歳	6.6年	35.8歳	7.2年
(男性)	39.3	8.9	39.7	8.8	39.8	8.9
(女性)	30.9	4.4	31.2	4.6	32.0	5.5
営業職員	該当なし		該当なし		該当なし	

## 平均給与(内勤職員)

(単位:千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
内勤職員	345	356	361

(注) 上記には賞与および時間外手当は含みません。

## 平均給与(営業職員)

該当ありません。

## 店舗網一覧

### ■ 本社・支社・営業拠点一覧

平成22年6月28日現在

店舗名	郵便番号	所在地	連絡先
本社	〒163-0923	新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス	TEL:03-5326-2600 FAX:03-5326-2761
	〒190-0012	立川市曙町2-22-20 立川センタービル	—
金融法人部	〒163-0923	新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス	TEL:03-5326-2621 FAX:03-5326-2769
札幌支社	〒060-0002	札幌市中央区北二条西1-1-7 ORE札幌ビル	TEL:011-231-1002 FAX:011-231-1047
仙台支社	〒980-0021	仙台市青葉区中央2-9-27 プライムスクエア広瀬通	TEL:022-215-7951 FAX:022-215-7956
千葉支社	〒273-0005	船橋市本町2-10-14 船橋サウスビル	TEL:047-433-3041 FAX:047-433-3284
北関東支社	〒330-0844	さいたま市大宮区下町1-8-1 み宮下町1丁目ビル	TEL:048-646-0477 FAX:048-646-0489
東京中央支社	〒163-0923	新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス	TEL:03-5326-2626 FAX:03-5326-2771
東京東支社	〒103-0022	中央区日本橋室町1-12-15 テラスキ第2ビル	TEL:03-3275-1060 FAX:03-3275-9980
東京西支社	〒163-0923	新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス	TEL:03-5326-2623 FAX:03-5326-2770
横浜支社	〒220-0012	横浜西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル	TEL:045-225-6223 FAX:045-225-6224
静岡支社	〒420-0859	静岡市葵区栄町3-1 あいおい損保・静岡第一ビル	TEL:054-221-0850 FAX:054-221-0598
北陸支社	〒920-0856	金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ	TEL:076-262-5730 FAX:076-262-5937

店舗名	郵便番号	所在地	連絡先
名古屋支社	〒460-0008	名古屋市中区栄5-1-32 久屋ワイエスビル	TEL:052-242-2030 FAX:052-242-2031
京都支社	〒600-8008	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20 四条烏丸FTスクエア	TEL:075-213-3970 FAX:075-213-3980
大阪中央支社	〒541-0041	大阪市中央区北浜3-5-22 オリックス淀屋橋ビル	TEL:06-6203-9982 FAX:06-6203-9988
大阪北支社	〒541-0041	大阪市中央区北浜3-5-22 オリックス淀屋橋ビル	TEL:06-6203-9981 FAX:06-6203-9977
神戸支社	〒650-0037	神戸市中央区明石町32 明海ビル	TEL:078-331-0451 FAX:078-331-0487
岡山支社	〒700-0907	岡山市北区下石井2-1-18 ORIX岡山下石井ビル	TEL:086-222-9888 FAX:086-222-9777
広島支社	〒730-0016	広島市中区鞆町13-4 広島マツダビル	TEL:082-227-0851 FAX:082-227-1019
四国支社	〒760-0018	高松市天神前10-12 香川天神前ビル	TEL:087-834-8355 FAX:087-834-8377
北九州支社	〒802-0003	北九州市小倉北区米町2-2-1 新小倉ビル	TEL:093-522-1487 FAX:093-522-1488
福岡支社	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前4-4-15 博多駅前H44ビル	TEL:092-474-5113 FAX:092-474-5114
南九州支社	〒860-0806	熊本市花畑町12-1 小倉興産熊本ビル	TEL:096-359-8100 FAX:096-359-8077
ダイレクト事業部	〒163-0923	新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス	TEL:03-5326-2635 FAX:03-5326-2773

## 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成 3年 4月12日	7,000百万円	7,000百万円	会社設立
平成11年 3月31日	8,000百万円	15,000百万円	第三者割当
平成20年11月13日	5,000百万円	20,000百万円	第三者割当
平成21年 3月24日	7,500百万円	27,500百万円	第三者割当

## 株式の状況

### ■ 株式の総数

発行する株式の総数	3,000,000
発行済み株式の総数	800,000
当期末株主数	2

### ■ 発行済み株式の種類等

発行済み株式	
種類	普通株式
発行数	800,000
内容	—

### ■ 大株主

株主名	当社への出資比率	
	持株数	持株比率
オリックス株式会社	765,000	95.625%
オリックス・インテリア株式会社	35,000	4.375%

## 主要株主の状況

名称	オリックス株式会社
本店所在地	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内
資本金	143,939百万円
事業の内容	リース、融資およびその他の金融サービス
設立年月日	昭和39年(1964年)4月17日
株式等の総数等に占める所有株式等の割合	95.625%

# オリックスグループのご紹介

オリックスは昭和39年に創業して以来、日本におけるリース産業のパイオニアとして、その普及・発展に重要な役割を果たしてまいりました。この間、経済環境はめまぐるしく変化し、お客さまのニーズも複雑化・多様化の一途をたどっています。

このようなニーズの変化に対応するとともに、常に何か新しいことを手がけたいと考えるチャレンジ精神で、オリックスは金融サービス分野を中心に新しいビジネスを追求してまいりました。

その結果、現在ではリースにとどまらず、融資、割賦、レンタル、不動産、生命保険、証券、信託銀行など、多角的な事業展開となっています。

オリックスグループは、それぞれの担当分野においてさらに専門性を高めるとともに、連携することで生まれるシナジー効果を最大限に発揮し、新しい価値を創造することによって、社会に貢献できる企業グループをめざしています。

## オリックスグループ概要

(平成22年3月末現在)

会社名	オリックス株式会社 (英文名 ORIX corporation)
本社所在地	東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル
代表者	取締役 兼 代表執行役会長・グループCEO 宮内義彦 取締役 兼 代表執行役社長・グループCOO 梁瀬行雄
決算期	3月
株主資本	1,298,684百万円 (SEC基準による)
従業員数	17,725名
発行株数	110,229,948株
上場証券取引所	東京・大阪 市場第一部 (証券コード:8591) ニューヨーク (証券コード:IX)
事業内容	多角的金融サービス業
グループ会社	連結会社798社 関連会社104社
拠点数	国内1,098拠点 海外275拠点 (26か国)
URL	<a href="http://www.orix.co.jp/">http://www.orix.co.jp/</a>

## オリックスグループでは生命保険事業の他に

### 1 金融商品・サービス

#### ①預金

オリックス信託銀行では、「インフラコストを可能な限り抑えて、より魅力的な金融商品を提供する」というコンセプトのもと、個人および法人のお客さまに、高水準な金利の円定期預金「eダイレクト預金」「法人eダイレクト預金」をご提供しています。どちらの商品もインターネット取引専用ですので、口座開設・定期預金作成などの手続きをご自宅や職場などで行うことができます。

#### ②住宅ローン・教育ローン・多目的ローン

オリックス信託銀行では、不動産投資用の住宅ローン「アパートローン」や「投資用セカンドハウスローン」などを主力商品として取り扱っています。

また、複数の無担保ローンを集約し、借りかえることで計画的に返済を進めていただくための商品、無担保借りかえローン「バンクプレミア」や、幅広い資金用途にお使いいただける「教育ローン」「多目的ローン」をご提供しています。

あなたのローンをまとめて返済  
**バンクプレミア**

#### ③ローンカード

オリックス・クレジットでは、リーズナブルな金利とゆとりあるご利用可能枠が特徴の「VIPローンカード」をはじめ、インターネット取引に特化した「カードレスVIP」や事業経営者向けの「ORIX CLUB CARD」など、多彩でユニークな商品をご提供しています。





## さまざまな金融商品やサービスを展開しています。

### 2 その他、生活を豊かにするサービス

#### ① マンション・戸建

オリックス不動産は、住まいづくりの専門家として常に新しい居住空間の提案・設計にチャレンジしています。規格化されたコンセプトやデザインではなく1件1件手作り感覚で練り上げる商品企画を大切に、地域や立地に応じたオンリーワンの住まいをご提供します。



THE TOKYO TOWERS

#### ② ホテル・旅館

全国6都市で展開するビジネスホテル「ブルーウェーブイン」、リゾートホテル「長野・ホテルリゾリックス車山高原」「兵庫・ブルーリッジホテル神鍋高原」を運営しています。また、再生支援として、「別府・杉乃井ホテル」「会津・御宿東鳳」「熱海・大月ホテル和風館/ホテルミクラス」「宮城・鳴子ホテル」を運営。新しいホテルブランド「クロスホテル」を札幌・大阪に開業しました。



クロスホテル札幌



杉乃井ホテル

#### ③ 研修施設

「セミナーハウス クロス・ウェーブ」は、“理想的な研修環境”を追求した宿泊型研修施設です。“ほどよい緊張とリラックス”をコンセプトに、研修や会議に必要な環境を整え、東中野、府中、船橋、幕張、梅田の5か所で運営・管理しています。



府中ホール

#### ④ 水族館

オリックス不動産は施設運営のノウハウを活かし、湘南の新しい観光スポットとして、「新江ノ島水族館」を神奈川県とのPFI事業で運営しています。イベントやショー、体験学習プログラムなどを積極的に行う水族館として人気を集めています。



新江ノ島水族館

#### ⑤ ゴルフ場

オリックス・ゴルフ・マネジメントでは、首都圏・中部圏・関西圏を中心に沖縄に至るまで、38か所のゴルフ場と2練習場を展開(平成22年3月末現在)。一般プレーヤーやアスリートプレーヤー、接待やプライベートなどあらゆるゴルフスタイルにお応えすべく、幅広いカテゴリーのゴルフ場を運営しています。



武蔵OGMゴルフクラブ



富士OGMエクセレントクラブ  
伊勢大蔵コース

#### ⑥ 高齢者住宅

オリックス・リビングでは「生活・介護・医療」を連携させた有料老人ホーム「グッドタイムリビング」と、アクティブシニアを対象とした高齢者向け賃貸住宅「プラテシア」を運営しています。「新しい介護の常識」を創造し、首都圏・関西圏の全20か所で「安心と賑わいのある暮らし」をご提供します。



GOOD TIME LIVING



プラテシア(ラウンジ)

#### ⑦ カーリース/レンタカー/カーシェアリング

オリックス自動車では、お客さまに充実のカーライフをお送りいただくための各種サービスをご提供しています。日常的にクルマを必要とする方にはカーリース。個人向けカーリース「いまのりくん」なら、契約開始から2年経過後はいつでも返却できるので、ライフスタイルに合ったフレキシブルなクルマ選びが可能となります。旅行や出張など、スポットでのご利用には、全国約800拠点のオリックスのレンタカーネットワーク(「オリックスレンタカー」「レンタカージャパレン」「エクスレンタカー」)で、メーカーを問わない多彩な車種ラインナップから最適な1台をお選びいただけます。短時間利用の多い方には、カーシェアリング。「オリックスカーシェアリング」は、首都圏・中部・近畿エリアで1,000台を超えるクルマを、最短30分、15分単位で24時間いつでもご利用いただけます。



カーシェアリング

#### ⑧ オリックス・バファローズ

今季、バファローズは経験豊富な岡田彰布監督を迎え入れ、悲願の優勝を目指します。投打ともに、高い潜在能力を持つ若手が多く、大きな飛躍が期待されます。グループのシンボルとして、明るさと躍動感を表現します。



オリックス・バファローズ

# 社会貢献活動

当社は、社団法人生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血運動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

また、オリックスグループは、平成18年（2006年）4月17日に「オリックス社会貢献基金」を設立し、オリックス本社内に専任部署として「オリックス社会貢献基金事務局」を設置しました。当社もオリックスグループの一員として社会貢献活動や社員ボランティア活動を支援しています。

平成21年度（2009年度）のオリックス社会貢献基金での主な活動は以下のとおりです。

## 福祉車両を寄贈

社会福祉および子ども支援の一環として、2006年度から全国の肢体不自由児入所施設、通園施設に福祉車両を寄贈しています。寄贈にあたり、全国に100か所以上ある肢体不自由児施設の福祉車両の利用状況調査を行ったところ、長年車両の買い替えができていない施設や台数が不足している施設が多い実態がわかりました。2009年度は、「青森県立はまなす医療療育センター」および「秋田県小児療育センター」の2施設に対して寄贈し、寄贈台数は合計23台となりました。



## 「沖縄サンゴ礁再生プロジェクト」に母子生活支援施設の児童が参加

2010年3月、サンゴの台座作りとサンゴについて学ぶ「児童体験プログラム」を実施し、沖縄県下の児童養護支援施設の子どもたち15名と、ボランティアとしてオリックスグループの社員9名が参加しました。

「児童体験プログラム」は、オリックス不動産が2008年7月から取り組んでいる「沖縄サンゴ礁再生プロジェクト」に、沖縄県下の子どもたちにも参加してもらおうと、2009年から開始しました。子どもたちに、移植用のサンゴの台座作りを体験してもらおうと同時に、世界を代表するサンゴ礁がある沖縄の海について知ってもらい、保全活動を通じた自然環境に関する理解と啓蒙を目的としています。サンゴについて学ぶワークショップでは、サンゴの生態だけでなく、沖縄の海にいる他の生物にも興味を持ち、楽しんで勉強して下さったようです。



## 「肢体不自由児・者の美術展」で、2作品に「オリックス賞」を授与

オリックス社会貢献基金では、社会的ハンディキャップのある方への支援の一環として、2007年度から「肢体不自由児・者の美術展」を支援し、毎年2作品に「オリックス賞」を授与しています。本美術展は、障がいを持った方々が美術作品の創作に親しみ、自己表現の機会を広げ、社会に参加していくことを目的としています。2009年度は12月3日に東京芸術劇場で表彰式典が行われ、12月6日までの4日間、同劇場のギャラリーで展示会が開催されました。



## 児童養護施設の児童と社員ボランティアが野球観戦を楽しみました

オリックス社会貢献基金では、毎年、児童養護施設の子どもたちや障害者施設の利用者の方約500名を野球観戦に招待しています。2009年度は新型インフルエンザの流行で、残念ですが、ご招待できた方は約300名に留まりました。試合前の選手との記念撮影を楽しみにしていた子どもたちは、普段はテレビでしか見ることのできない選手を目の前に、緊張しつつも目を輝かせていました。

また、社員ボランティアは、出欠確認や球場内の誘導など、楽しく観戦できるように配慮しつつ、子どもたちとコミュニケーションを取りながら、思い出作りをお手伝いさせていただきました。後日、お子さんからは楽しかった思い出とともに、お礼のお手紙がたくさん届きました。



## 社員が自ら行っているボランティア活動の支援

- ・マジカルハウス柿のたね(知的障害者自立支援団体) への夏季課外活動の交通費(バスチャーター代)支援
- ・NPO法人 セイラビリティ江の島への障がい者用機器(乗降用のリフト架台)開発作成費用支援
- ・財団法人 大阪交通災害遺族会の遺児を野球観戦に招待

- ・NPO団体 太陽の村 課外活動時利用する宿泊用パオの費用支援(パオ=大型テント)
- ・日本視覚障害者サッカー協会 専用ゴール・ボール購入費支援
- ・あゆみの会 ファミリーキャンプ 障がい児課外活動費用の支援



# 諸データ

## INDEX

69	I.財産の状況
69	1. 貸借対照表
70	2. 損益計算書
75	3. キャッシュ・フロー計算書
76	4. 株主資本等変動計算書
77	5. 債務者区分による債権の状況
77	6. リスク管理債権の状況
77	7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況
78	8. 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)
78	9. 有価証券等の時価情報 (会社計)
81	10. 経常利益等の明細 (基礎利益)
81	11. 計算書類等に関する会計監査人の監査
82	II.業務の状況を示す指標等
82	1. 主要な業務の状況を示す指標等
86	2. 保険契約に関する指標等
87	3. 経理に関する指標等
90	4. 資産運用に関する指標等
98	5. 有価証券等の時価情報 (一般勘定)
98	III.特別勘定に関する指標等
98	IV.保険会社及びその子会社等の状況

<b>I. 財産の状況</b>	
1. 貸借対照表	69
2. 損益計算書	70
3. キャッシュ・フロー計算書	75
4. 株主資本等変動計算書	76
5. 債務者区分による債権の状況	77
6. リスク管理債権の状況	77
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	77
8. 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	78
9. 有価証券等の時価情報(会社計)	
(1) 有価証券の時価情報	78
(2) 金銭の信託の時価情報	80
(3) デリバティブ取引の時価情報	80
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	81
11. 計算書類等に関する会計監査人の監査	81
12. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	81
<b>II. 業務の状況を示す指標等</b>	
1. 主要な業務の状況を示す指標等	
(1) 決算業績の概況	82
(2) 保有契約高及び新契約高	82
(3) 年換算保険料	82
(4) 保障機能別保有契約高	83
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	84
(6) 異動状況の推移	84
(7) 契約者配当の状況	85
2. 保険契約に関する指標等	
(1) 保有契約増加率	86
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 (個人保険)	86
(3) 新契約率(対年度始)	86
(4) 解約失効率(対年度始)	86
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)	86
(6) 死亡率(個人保険主契約)	86
(7) 特約発生率(個人保険)	86
(8) 事業費率(対収入保険料)	86
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	86
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を 引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が 大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	86
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を 引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付 に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	86
(12) 未だ収受していない再保険金の額	87
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、 発生保険金額の経過保険料に対する割合	87
3. 経理に関する指標等	
(1) 支払備金明細表	87
(2) 責任準備金明細表	87
(3) 責任準備金残高の内訳	87
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の 積立方式、積立率、残高(契約年度別)	87
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある 保険契約に係る一般勘定における 責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数	88
(6) 契約者配当準備金明細表	88
(7) 引当金明細表	88
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	88
(9) 資本金等明細表	88
(10) 保険料明細表	88
(11) 保険金明細表	89
(12) 年金明細表	89
(13) 給付金明細表	89
(14) 解約返戻金明細表	89
(15) 減価償却費明細表	89
(16) 事業費明細表	89
(17) 税金明細表	89
(18) リース取引	90
(19) 借入金残存期間別残高	90
4. 資産運用に関する指標等	
(1) 資産運用の概況	90
(2) 運用利回り	91
(3) 主要資産の平均残高	91
(4) 資産運用収益明細表	92
(5) 資産運用費用明細表	92
(6) 利息及び配当金等収入明細表	92
(7) 有価証券売却益明細表	92
(8) 有価証券売却損明細表	92
(9) 有価証券評価損明細表	92
(10) 商品有価証券明細表	92
(11) 商品有価証券売買高	92
(12) 有価証券明細表	92
(13) 有価証券の残存期間別残高	93
(14) 保有公社債の期末残高利回り	93
(15) 業種別株式保有明細表	93
(16) 貸付金明細表	94
(17) 貸付金残存期間別残高	94
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	94
(19) 貸付金業種別内訳	95
(20) 貸付金使途別内訳	95
(21) 貸付金地域別内訳	95
(22) 貸付金担保別内訳	96
(23) 有形固定資産明細表	96
(24) 固定資産等処分益明細表	96
(25) 固定資産等処分損明細表	96
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	96
(27) 海外投融資の状況	97
(28) 海外投融資利回り	97
(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	97
(30) 各種ローン金利	98
(31) その他の資産明細表	98
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	98
<b>III. 特別勘定に関する指標等</b>	98
<b>IV. 保険会社及びその子会社等の状況</b>	98
確認書	100
生命保険協会統一開示項目索引	101

# 1. 財産の状況

## 1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度		科目	年度	
	平成 20 年度末 (平成 21 年 3 月 31 日現在)	平成 21 年度末 (平成 22 年 3 月 31 日現在)		平成 20 年度末 (平成 21 年 3 月 31 日現在)	平成 21 年度末 (平成 22 年 3 月 31 日現在)
	金額	金額		金額	金額
〈資産の部〉			〈負債の部〉		
現金及び預貯金	14,122	17,129	保険契約準備金	492,680	470,776
現金	5	5	支払準備金	10,980	13,775
預貯金	14,117	17,124	責任準備金	481,085	456,533
買入金銭債権	47,063	46,502	契約者配当準備金	614	466
有価証券	238,466	282,497	再保険借	148	132
国債	46,550	93,428	その他負債	6,901	5,402
地方債	11,701	11,746	未払法人税等	46	44
社債	105,820	141,963	未払金	2,278	245
株式	51	62	未払費用	3,171	3,485
外国証券	65,071	31,369	前受収益	13	1
その他の証券	9,271	3,927	預り金	25	26
貸付金	139,749	91,232	預り保証金	942	882
保険約款貸付	7,330	6,216	仮受金	422	716
一般貸付	132,419	85,016	退職給付引当金	422	163
有形固定資産	44,176	43,158	価格変動準備金	1,500	1,500
土地	20,149	20,154	支払承諾	27	30
建物	23,617	22,678			
その他の有形固定資産	410	325	負債の部合計	501,681	478,006
無形固定資産	3,004	2,476	〈純資産の部〉		
ソフトウェア	2,965	2,361	資本金	27,500	27,500
その他の無形固定資産	39	114	資本剰余金	13,704	13,704
代理店貸	3	0	資本準備金	13,704	13,704
再保険貸	49	50	利益剰余金	△ 27,767	△ 30,901
その他資産	28,935	12,734	その他利益剰余金	△ 27,767	△ 30,901
未収金	25,459	8,585	繰越利益剰余金	△ 27,767	△ 30,901
前払費用	1,776	1,851	株主資本合計	13,436	10,302
未収収益	998	1,066	その他有価証券評価差額金	△ 7,867	△ 1,378
預託金	624	589	評価・換算差額等合計	△ 7,867	△ 1,378
金融派生商品	50	—			
仮払金	12	29	純資産の部合計	5,569	8,924
その他の資産	13	611	負債及び純資産の部合計	507,250	486,930
支払承諾見返	27	30			
貸倒引当金	△ 8,347	△ 8,881			
資産の部合計	507,250	486,930			

## 2. 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)	平成21年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)
		金額	金額
経常収益		162,323	145,019
保険料等収入		113,664	104,159
保険料		113,041	103,902
再保険収入		623	257
資産運用収益		13,728	15,019
利息及び配当金等収入		10,409	12,060
預貯金利息		0	0
有価証券利息・配当金		5,081	3,859
貸付金利息		3,879	3,000
不動産賃貸料		895	4,012
その他利息配当金		552	1,188
有価証券売却益		2,694	2,432
有価証券償還益		30	6
金融派生商品収益		—	42
為替差益		5	—
その他運用収益		588	477
その他経常収益		34,929	25,840
年金特約取扱受入金		1,456	983
保険金据置受入金		35	32
責任準備金戻入額		33,170	24,551
退職給付引当金戻入額		251	259
その他の経常収益		17	12
経常費用		183,397	147,665
保険金等支払金		134,179	110,369
保険金		26,937	24,777
年金		2,279	1,490
給付金		2,943	4,169
解約返戻金		98,638	77,280
その他返戻金		2,957	2,232
再保険料		423	417
責任準備金等繰入額		786	2,795
支払備金繰入額		786	2,795
資産運用費用		19,318	5,615
支払利息		3	3
有価証券売却損		4,355	279
有価証券評価損		5,841	482
有価証券償還損		3	10
為替差損		—	115
貸倒引当金繰入額		7,217	1,768
貸付金償却		—	104
賃貸用不動産等減価償却費		297	1,001
その他運用費用		1,600	1,848
事業費用		25,590	25,942
その他経常費用		3,521	2,943
保険金据置支払金		114	43
税		1,622	1,485
減価償却費		1,783	1,414
その他の経常費用		0	0
経常損失		21,074	2,645
特別損失		98	32
固定資産等処分損		8	32
価格変動準備金繰入額		90	—
契約者配当準備金繰入額		566	411
税引前当期純損失		21,738	3,089
法人税及び住民税		45	44
法人税等調整額		4,724	—
法人税等合計		4,770	44
当期純損失		26,508	3,133



## 重要な会計方針

平成 20 年度	平成 21 年度
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. デリバティブの評価基準 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法 当社は、有形固定資産の減価償却を定率法（または旧定率法）によっておりましたが、当期に新たに賃貸用有形固定資産を取得したことに伴い、賃貸用有形固定資産の減価償却は定額法としております。 これにより有形固定資産の減価償却の方法は、それぞれ次の方法により行っております。 賃貸用有形固定資産 定額法により行っております。 営業用有形固定資産 ①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法により行っております。 ②平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法により行っております。 なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>4. 外貨建資産の本邦通貨への換算基準 外貨建資産は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>6. 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>7. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>8. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日企業会計基準委員会）に従い、有価証券に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>9. 消費税及び地方消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>10. 責任準備金の計上方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式</p> <p>11. ソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. デリバティブの評価基準 同左</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 賃貸用有形固定資産 定額法により行っております。 営業用有形固定資産 ①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法により行っております。 ②平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法により行っております。 なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左</p> <p>5. 価格変動準備金の計上方法 同左</p> <p>6. リース取引の処理方法 同左</p> <p>7. ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>8. 消費税及び地方消費税の会計処理 同左</p> <p>9. 責任準備金の計上方法 同左</p> <p>10. ソフトウェアの減価償却の方法 同左</p>

## 会計方針の変更

平成 20 年度	平成 21 年度
<p>「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）に伴い、当期より同会計基準及び同指針を適用しております。 なお、この変更が当期の損益に与える影響はありません。</p>	<p>当期より「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（平成20年7月31日 企業会計基準第19号）を適用しております。 数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は8百万円であります。</p>

注記事項（貸借対照表関係）

平成 20 年度（平成 21 年 3 月 31 日現在）	平成 21 年度（平成 22 年 3 月 31 日現在）																																																																
<p>1. 貸付金のうち、破綻先債権額は 8,089 百万円、延滞債権額は 10,379 百万円、貸付条件緩和債権額は 3,838 百万円であり、その合計額は 22,307 百万円であります。</p> <p>3 ヶ月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険の販売（契約獲得）により固定金利（予定利率）で資金調達されている負債特性を十分に考慮し、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。</p> <p>この方針に基づき、具体的には、公社債、貸付金等の利付資産をポートフォリオの核とし、また、一部を不動産へ資産配分しております。</p> <p>また、デリバティブについては、主として為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を活用しておりますが、当期末の取引残高はありません。</p> <p>なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスクに晒されております。</p> <p>市場リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理規則に従い、定期的に時価及び時価変動額を把握し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分が行われていること等をモニタリングし、役員会に報告しております。</p> <p>信用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理規則に従い、発行体及び与信先の財務状況や与信金額が特定の企業、業種に集中していないこと等をモニタリングし、役員会に報告しております。</p> <p>主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>17,129</td> <td>17,129</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>46,502</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>△貸倒引当金(※1)</td> <td>△ 281</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>46,221</td> <td>46,221</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>282,487</td> <td>281,772</td> <td>△ 714</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>43,730</td> <td>43,016</td> <td>△ 714</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>238,756</td> <td>238,756</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>91,232</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険約款貸付</td> <td>6,216</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般貸付</td> <td>85,016</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>△貸倒引当金(※2)</td> <td>△ 8,597</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>82,634</td> <td>83,084</td> <td>449</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>未収金</td> <td>8,585</td> <td>8,585</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>未収収益</td> <td>1,066</td> <td>1,066</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※ 1) 買入金銭債権に対応する個別貸倒引当金を控除しております。  (※ 2) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。</p> <p>(1) 現金及び預貯金  預貯金は全て満期のない預貯金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 買入金銭債権の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。</p> <p>(3) 有価証券  ・市場価格のある有価証券  3 月末日の市場価格等によっております。  ・市場価格のない有価証券  将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。  なお、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、有価証券に含めておりません。  当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、9 百万円であります。</p> <p>(4) 貸付金  保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>一般貸付のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。</p> <p>一方、固定金利貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。</p> <p>(5) その他資産（未収金及び未収収益）  これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>2. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル及び住宅（土地を含む）を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は、42,689 百万円、時価は、47,584 百万円であります。</p> <p>なお、時価の算定にあたっては、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	現金及び預貯金	17,129	17,129	－	買入金銭債権	46,502			△貸倒引当金(※1)	△ 281				46,221	46,221	－	有価証券	282,487	281,772	△ 714	満期保有目的の債券	43,730	43,016	△ 714	その他有価証券	238,756	238,756	－	貸付金	91,232			保険約款貸付	6,216			一般貸付	85,016			△貸倒引当金(※2)	△ 8,597				82,634	83,084	449	その他資産				未収金	8,585	8,585	－	未収収益	1,066	1,066	－
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																														
現金及び預貯金	17,129	17,129	－																																																														
買入金銭債権	46,502																																																																
△貸倒引当金(※1)	△ 281																																																																
	46,221	46,221	－																																																														
有価証券	282,487	281,772	△ 714																																																														
満期保有目的の債券	43,730	43,016	△ 714																																																														
その他有価証券	238,756	238,756	－																																																														
貸付金	91,232																																																																
保険約款貸付	6,216																																																																
一般貸付	85,016																																																																
△貸倒引当金(※2)	△ 8,597																																																																
	82,634	83,084	449																																																														
その他資産																																																																	
未収金	8,585	8,585	－																																																														
未収収益	1,066	1,066	－																																																														

注記事項（貸借対照表関係）

平成20年度（平成21年3月31日現在）	平成21年度（平成22年3月31日現在）
<p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は554百万円であります。</p> <p>3. 関係会社に対する金銭債権の総額は22,829百万円、金銭債務の総額は140百万円であります。</p> <p>4. 繰延税金資産の総額は、15,371百万円であります。 繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、15,371百万円あります。 繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、繰越欠損金6,081百万円、貸倒引当金2,281百万円、保険契約準備金1,721百万円、有価証券評価損1,348百万円、価格変動準備金525百万円、退職給付引当金153百万円あります。</p> <p>5. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機があります。</p> <p>6. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 前年度末現在高 625百万円 当年度契約者配当金支払額 577百万円 契約者配当準備金繰入額 566百万円 当年度末現在高 614百万円</p> <p>7. 生命保険契約者保護機構に対し、国債509百万円を担保として差し入れております。</p> <p>8. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は9百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は200百万円あります。</p> <p>9. 1株当たりの純資産額は、6,961円71銭であります。</p> <p>10. 外貨建資産の額は、13,521百万円あります。（外貨額137百万米ドル）</p> <p>11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、1,422百万円あります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>12. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 (1) 退職給付債務及びその内訳 イ 退職給付債務 △ 1,634百万円 ロ 年金資産 968百万円 ハ 未積立退職給付債務（イ+ロ） △ 666百万円 ニ 未認識数理計算上の差異 673百万円 ホ 未認識過去勤務債務 △ 429百万円 ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ） △ 422百万円 ト 退職給付引当金 △ 422百万円 (2) 退職給付債務等の計算基礎 イ 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ 割引率 1.9% ハ 期待運用収益率 2.2% ニ 数理計算上の差異の処理年数 12年 ホ 過去勤務債務の額の処理年数 12年</p> <p>13. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>3. 貸付金のうち、破綻先債権額は5,126百万円、延滞債権額は5,822百万円、貸付条件緩和債権額は820百万円、3ヵ月以上延滞債権額は20百万円であり、その合計額は11,789百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 有形固定資産の減価償却累計額は1,591百万円あります。</p> <p>5. 関係会社に対する金銭債権の総額は2,965百万円、金銭債務の総額は150百万円あります。</p> <p>6. 繰延税金資産の総額は、14,092百万円あります。 繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、14,092百万円あります。 繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、繰越欠損金7,656百万円、貸倒引当金2,570百万円、保険契約準備金1,870百万円、価格変動準備金525百万円あります。</p> <p>7. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機があります。</p> <p>8. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 前年度末現在高 614百万円 当年度契約者配当金支払額 558百万円 契約者配当準備金繰入額 411百万円 当年度末現在高 466百万円</p> <p>9. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は0百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は179百万円あります。</p> <p>10. 1株当たりの純資産額は11,155円90銭あります。</p> <p>11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は1,230百万円あります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>12. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 (1) 退職給付債務及びその内訳 イ 退職給付債務 △ 1,704百万円 ロ 年金資産 1,462百万円 ハ 未積立退職給付債務（イ+ロ） △ 241百万円 ニ 未認識数理計算上の差異 421百万円 ホ 未認識過去勤務債務 △ 342百万円 ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ） △ 163百万円 ト 退職給付引当金 △ 163百万円 (2) 退職給付債務等の計算基礎 イ 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ 割引率：一時金 1.4% ：企業年金基金 2.2% ハ 期待運用収益率 2.2% ニ 数理計算上の差異の処理年数 12年 ホ 過去勤務債務の額の処理年数 12年</p> <p>13. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>

注記事項（損益計算書関係）

平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）	平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）																																																																																																														
<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は344百万円、費用の総額は1,023百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券2,674百万円、株式等20百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券777百万円、株式等2,630百万円、外国証券946百万円であります。</p> <p>4. 有価証券評価損の内訳は、株式等 4,260 百万円、外国証券 1,580 百万円であります。</p> <p>5. 支払備金繰入額の計算上、足上げられた出再支払備金戻入額の金額は13百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は14百万円であります。</p> <p>6. 1 株当たりの当期純損失は、69,260 円 80 銭であります。</p> <p>7. 退職給付費用の総額は 148 百万円であります。 なお、その内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">イ 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">133百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△ 50百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">51百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△ 17百万円</td> </tr> </table> <p>8. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>会社等の名称</th> <th>議決権の数の被所有割合 (%)</th> <th>取引の内容</th> <th>取引金額 (百万円)</th> <th>科目</th> <th>期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">親会社</td> <td rowspan="5">オリックス株式会社</td> <td rowspan="5">直接 95.6 間接 4.4</td> <td>貸付金の譲受 (注 1)</td> <td style="text-align: right;">92,859</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>CPの購入 (注 2)</td> <td style="text-align: right;">34,943</td> <td style="text-align: center;">買入金銭債権</td> <td style="text-align: right;">9,982</td> </tr> <tr> <td>第三者割当てによる新株発行 (注 3)</td> <td style="text-align: right;">25,000</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>信託受益権の購入 (注 2)</td> <td style="text-align: right;">24,377</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>特定社債の購入 (注 2)</td> <td style="text-align: right;">8,765</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>親会社の子会社</td> <td>オリックス不動産株式会社</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>賃貸用不動産の購入 (注 2)</td> <td style="text-align: right;">38,346</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>関連当事者との関係 オリックス株式会社とは役員の兼務等の関係があります。</p> <p>取引条件 (注 1) 親会社であるオリックス株式会社から、貸付金に関する貸出参加契約に基づき、貸付金を譲り受けております。 なお、参加条件は市場を勘案して決定しております。 (注 2) 取引条件は市場を勘案して合理的に決定しております。 (注 3) 第三者割当増資による新株発行の価額は、1 株当たりの純資産額を参考にして、決定しております。</p> <p>9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>	イ 勤務費用	133百万円	ロ 利息費用	31百万円	ハ 期待運用収益	△ 50百万円	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	51百万円	ホ 過去勤務債務の費用処理額	△ 17百万円	属性	会社等の名称	議決権の数の被所有割合 (%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	親会社	オリックス株式会社	直接 95.6 間接 4.4	貸付金の譲受 (注 1)	92,859	-	-	CPの購入 (注 2)	34,943	買入金銭債権	9,982	第三者割当てによる新株発行 (注 3)	25,000	-	-	信託受益権の購入 (注 2)	24,377	-	-	特定社債の購入 (注 2)	8,765	-	-	親会社の子会社	オリックス不動産株式会社	-	賃貸用不動産の購入 (注 2)	38,346	-	-	<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は128百万円、費用の総額は1,105百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券2,239百万円、株式等92百万円、外国証券100百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却損の内訳は、株式等279百万円であります。</p> <p>4. 有価証券評価損の内訳は、国債等債券185百万円、株式等151百万円、外国証券145百万円であります。</p> <p>5. 支払備金繰入額の計算上、足上げられた出再支払備金戻入額の金額は8百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は20百万円であります。</p> <p>6. 1 株当たりの当期純損失は、3,917 円 48 銭であります。</p> <p>7. 退職給付費用の総額は 158 百万円であります。 なお、その内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">イ 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">148百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△ 21百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">75百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△ 50百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ その他</td> <td style="text-align: right;">△ 24百万円</td> </tr> </table> <p>8. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>会社等の名称</th> <th>議決権の数の被所有割合 (%)</th> <th>取引の内容</th> <th>取引金額 (百万円)</th> <th>科目</th> <th>期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">親会社</td> <td rowspan="5">オリックス株式会社</td> <td rowspan="5">直接 95.6 間接 4.4</td> <td>貸付金の譲受 (注 1)</td> <td style="text-align: right;">13,812</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>CPの購入 (注 2)</td> <td style="text-align: right;">54,970</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>信託受益権の購入 (注 2)</td> <td style="text-align: right;">18,400</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>信託受益権の売却 (注 2)</td> <td style="text-align: right;">10,514</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>特定社債の購入 (注 2)</td> <td style="text-align: right;">1,758</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>外国証券の売却 (注 2)</td> <td style="text-align: right;">12,727</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>親会社の子会社</td> <td>オリックス自動車株式会社</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>信託受益権の購入 (注 2)</td> <td style="text-align: right;">6,800</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>親会社の子会社</td> <td>オリックス北関東株式会社</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>信託受益権の購入 (注 2)</td> <td style="text-align: right;">6,700</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>関連当事者との関係 オリックス株式会社とは役員の兼務等の関係があります。</p> <p>取引条件 (注 1) 親会社であるオリックス株式会社から、貸付金に関する貸出参加契約に基づき、貸付金を譲り受けております。 なお、参加条件は市場を勘案して決定しております。 (注 2) 取引条件は市場を勘案して合理的に決定しております。</p> <p>9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>	イ 勤務費用	148百万円	ロ 利息費用	31百万円	ハ 期待運用収益	△ 21百万円	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	75百万円	ホ 過去勤務債務の費用処理額	△ 50百万円	ヘ その他	△ 24百万円	属性	会社等の名称	議決権の数の被所有割合 (%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	親会社	オリックス株式会社	直接 95.6 間接 4.4	貸付金の譲受 (注 1)	13,812	-	-	CPの購入 (注 2)	54,970	-	-	信託受益権の購入 (注 2)	18,400	-	-	信託受益権の売却 (注 2)	10,514	-	-	特定社債の購入 (注 2)	1,758	-	-				外国証券の売却 (注 2)	12,727	-	-	親会社の子会社	オリックス自動車株式会社	-	信託受益権の購入 (注 2)	6,800	-	-	親会社の子会社	オリックス北関東株式会社	-	信託受益権の購入 (注 2)	6,700	-	-
イ 勤務費用	133百万円																																																																																																														
ロ 利息費用	31百万円																																																																																																														
ハ 期待運用収益	△ 50百万円																																																																																																														
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	51百万円																																																																																																														
ホ 過去勤務債務の費用処理額	△ 17百万円																																																																																																														
属性	会社等の名称	議決権の数の被所有割合 (%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)																																																																																																									
親会社	オリックス株式会社	直接 95.6 間接 4.4	貸付金の譲受 (注 1)	92,859	-	-																																																																																																									
			CPの購入 (注 2)	34,943	買入金銭債権	9,982																																																																																																									
			第三者割当てによる新株発行 (注 3)	25,000	-	-																																																																																																									
			信託受益権の購入 (注 2)	24,377	-	-																																																																																																									
			特定社債の購入 (注 2)	8,765	-	-																																																																																																									
親会社の子会社	オリックス不動産株式会社	-	賃貸用不動産の購入 (注 2)	38,346	-	-																																																																																																									
イ 勤務費用	148百万円																																																																																																														
ロ 利息費用	31百万円																																																																																																														
ハ 期待運用収益	△ 21百万円																																																																																																														
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	75百万円																																																																																																														
ホ 過去勤務債務の費用処理額	△ 50百万円																																																																																																														
ヘ その他	△ 24百万円																																																																																																														
属性	会社等の名称	議決権の数の被所有割合 (%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)																																																																																																									
親会社	オリックス株式会社	直接 95.6 間接 4.4	貸付金の譲受 (注 1)	13,812	-	-																																																																																																									
			CPの購入 (注 2)	54,970	-	-																																																																																																									
			信託受益権の購入 (注 2)	18,400	-	-																																																																																																									
			信託受益権の売却 (注 2)	10,514	-	-																																																																																																									
			特定社債の購入 (注 2)	1,758	-	-																																																																																																									
			外国証券の売却 (注 2)	12,727	-	-																																																																																																									
親会社の子会社	オリックス自動車株式会社	-	信託受益権の購入 (注 2)	6,800	-	-																																																																																																									
親会社の子会社	オリックス北関東株式会社	-	信託受益権の購入 (注 2)	6,700	-	-																																																																																																									

### 3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 20 年度 (平成 20 年 4 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで)	平成 21 年度 (平成 21 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	△ 21,738	△ 3,089
賃貸用不動産等減価償却費	297	1,001
減価償却費	1,783	1,414
支払備金の増減額 (△は減少)	786	2,795
責任準備金の増減額 (△は減少)	△ 33,170	△ 24,551
契約者配当準備金繰入額	566	411
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	7,090	534
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 251	△ 259
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	90	—
利息及び配当金等収入	△ 10,409	△ 12,060
有価証券関係損益 (△は益)	7,450	△ 1,862
支払利息	3	3
為替差損益 (△は益)	△ 5	115
有形固定資産関係損益 (△は益)	7	15
代理店貸の増減額 (△は増加)	△ 1	3
再保険貸の増減額 (△は増加)	268	△ 1
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△ 412	△ 732
再保険借の増減額 (△は減少)	13	△ 16
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△ 1,214	748
その他	325	1,503
小 計	△ 48,519	△ 34,028
利息及び配当金等の受取額	11,125	12,240
利息の支払額	△ 3	△ 3
契約者配当金の支払額	△ 577	△ 558
法人税等の支払額 (+は還付金)	615	△ 19
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 37,359	△ 22,369
投資活動によるキャッシュ・フロー		
買入金銭債権の取得による支出	△ 24,377	△ 31,900
買入金銭債権の売却・償還による収入	4,197	22,522
有価証券の取得による支出	△ 131,782	△ 243,769
有価証券の売却・償還による収入	259,932	176,644
貸付けによる支出	△ 98,737	△ 18,136
貸付金の回収による収入	83,234	75,216
資産運用活動計	92,467	△ 19,423
(営業活動及び資産運用活動計)	(55,108)	(△ 41,792)
有形固定資産の取得による支出	△ 44,371	△ 57
投資活動によるキャッシュ・フロー	48,096	△ 19,480
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	25,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	25,000	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	6	△ 115
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	35,744	△ 41,965
現金及び現金同等物期首残高	23,350	59,094
現金及び現金同等物期末残高	59,094	17,129

(注) 現金及び現金同等物の範囲は、以下の通りです。

	平成 20 年度	平成 21 年度
●貸借対照表の「現金及び預貯金」勘定	14,122 百万円	17,129 百万円
●貸借対照表の「買入金銭債権」勘定のうち現金同等物	9,982 百万円	—
●貸借対照表の「国債」勘定のうち現金同等物	34,990 百万円	—
現金及び現金同等物	59,094 百万円	17,129 百万円

#### 4. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 20 年度 (平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで)	平成 21 年度 (平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)
	金 額	金 額
株主資本		
資本金		
前期末残高	15,000	27,500
当期変動額		
新株の発行	12,500	—
当期変動額合計	12,500	—
当期末残高	27,500	27,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,204	13,704
当期変動額		
新株の発行	12,500	—
当期変動額合計	12,500	—
当期末残高	13,704	13,704
資本剰余金合計		
前期末残高	1,204	13,704
当期変動額		
新株の発行	12,500	—
当期変動額合計	12,500	—
当期末残高	13,704	13,704
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△ 1,259	△ 27,767
当期変動額		
当期純損失	△ 26,508	△ 3,133
当期変動額合計	△ 26,508	△ 3,133
当期末残高	△ 27,767	△ 30,901
利益剰余金合計		
前期末残高	△ 1,259	△ 27,767
当期変動額		
当期純損失	△ 26,508	△ 3,133
当期変動額合計	△ 26,508	△ 3,133
当期末残高	△ 27,767	△ 30,901
株主資本合計		
前期末残高	14,945	13,436
当期変動額		
新株の発行	25,000	—
当期純損失	△ 26,508	△ 3,133
当期変動額合計	△ 1,508	△ 3,133
当期末残高	13,436	10,302
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△ 406	△ 7,867
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 7,460	6,489
当期変動額合計	△ 7,460	6,489
当期末残高	△ 7,867	△ 1,378
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△ 406	△ 7,867
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 7,460	6,489
当期変動額合計	△ 7,460	6,489
当期末残高	△ 7,867	△ 1,378
純資産合計		
前期末残高	14,539	5,569
当期変動額		
新株の発行	25,000	—
当期純損失	△ 26,508	△ 3,133
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 7,460	6,489
当期変動額合計	△ 8,969	3,355
当期末残高	5,569	8,924

#### 株主資本等変動計算書の注記

平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）					平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）				
1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)					1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)				
	前年度末 株式数	当年度 増加株式数	当年度 減少株式数	当年度末 株式数		前年度末 株式数	当年度 増加株式数	当年度 減少株式数	当年度末 株式数
発行済株式					発行済株式				
普通株式	300	500	—	800	普通株式	800	—	—	800
合 計	300	500	—	800	合 計	800	—	—	800
(注)普通株式の発行済株式総数の増加500千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。									
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。					2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。				

## 5. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年度末	平成 21 年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9,774	7,829
危険債権	8,694	3,119
要管理債権	3,838	840
小計 (対合計比)	22,307 (11.2)	11,789 (8.4)
正常債権	177,527	128,677
合計	199,834	140,466

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

## 6. リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年度末	平成 21 年度末
破綻先債権額 ①	8,089	5,126
延滞債権額 ②	10,379	5,822
3ヵ月以上延滞債権額 ③	—	20
貸付条件緩和債権額 ④	3,838	820
合計 ①+②+③+④ (貸付残高に対する比率)	22,307 (16.0)	11,789 (12.9)

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸付金(未取利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未取利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

## 不良債権と引当・保全状況

(単位：百万円)

自己査定した債務者区分	債務者区分による債権の状況		担保等保全額	貸倒引当金	保全率	リスク管理債権の状況	
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,829				破綻先債権	5,126
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,829	1,974	5,854	100.0%	破綻先債権	5,126
実質破綻先	危険債権	3,119	1,990	1,129	100.0%	延滞債権	5,822
破綻懸念先	要管理債権	840	—	57	6.9%	3ヵ月以上延滞債権	20
要注意先	正常債権	128,677				貸付条件緩和債権	820
正常先	合計	140,466				合計	11,789

(注) 保全率は、「担保等保全額」と「貸倒引当金」の合計額が債権額に占める割合です。

## 7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

## 8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	平成 20 年度末	平成 21 年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	56,258	57,208
資本金等	13,436	10,302
価格変動準備金	1,500	1,500
危険準備金	3,308	3,482
一般貸倒引当金	2,371	1,616
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	△7,867	△1,378
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	1,192	△362
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	42,031	41,840
持込資本金等	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	283	205
リスクの合計額 $\sqrt{(R1 + R8)^2 + (R2 + R3 + R7)^2} + R4$ (B)	9,019	7,168
保険リスク相当額 R1	2,512	2,439
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	803	1,049
予定利率リスク相当額 R2	833	806
資産運用リスク相当額 R3	7,187	5,130
経営管理リスク相当額 R4	340	282
最低保証リスク相当額 R7	—	—
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,247.4%	1,596.0%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。〔全期チルメル式責任準備金相当額超過額〕は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。

## 9. 有価証券等の時価情報(会社計)

### (1) 有価証券の時価情報

#### ① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

#### ② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度末					平成 21 年度末				
	帳簿価額	時価	差 損 益			帳簿価額	時価	差 損 益		
			差益	差損	差益			差損		
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	43,730	43,016	△714	—	714
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	242,892	235,025	△7,867	301	8,168	240,157	238,779	△1,378	567	1,945
公 社 債	164,674	164,071	△602	245	848	203,583	203,407	△176	501	678
株 式	50	41	△9	—	9	50	52	1	2	0
外 国 証 券	57,695	51,549	△6,145	4	6,150	31,688	31,369	△319	49	368
公 社 債	56,690	50,797	△5,893	4	5,897	31,492	31,173	△319	49	368
株 式 等	1,005	752	△252	—	252	195	195	—	—	—
その他の証券	10,432	9,271	△1,160	—	1,160	4,825	3,927	△897	0	897
買入金銭債権	10,038	10,090	51	51	—	9	23	13	13	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	242,892	235,025	△7,867	301	8,168	283,888	281,795	△2,092	567	2,660
公 社 債	164,674	164,071	△602	245	848	247,314	246,423	△890	501	1,392
株 式	50	41	△9	—	9	50	52	1	2	0
外 国 証 券	57,695	51,549	△6,145	4	6,150	31,688	31,369	△319	49	368
公 社 債	56,690	50,797	△5,893	4	5,897	31,492	31,173	△319	49	368
株 式 等	1,005	752	△252	—	252	195	195	—	—	—
その他の証券	10,432	9,271	△1,160	—	1,160	4,825	3,927	△897	0	897
買入金銭債権	10,038	10,090	51	51	—	9	23	13	13	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。



● 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度末			平成 21 年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	—	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	—	—	—	43,730	43,016	△ 714
公社債	—	—	—	43,730	43,016	△ 714
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

● 責任準備金対応債券

該当ありません。

● その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度末			平成 21 年度末		
	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えるもの	60,894	61,195	301	86,079	86,646	567
公社債	47,742	47,988	245	76,074	76,576	501
株式	—	—	—	46	48	2
外国証券	3,113	3,117	4	9,213	9,262	49
その他の証券	—	—	—	735	735	0
買入金銭債権	10,038	10,090	51	9	23	13
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えないもの	181,998	173,829	△ 8,168	154,078	152,132	△ 1,945
公社債	116,932	116,083	△ 848	127,508	126,830	△ 678
株式	50	41	△ 9	4	4	△ 0
外国証券	54,582	48,432	△ 6,150	22,475	22,106	△ 368
その他の証券	10,432	9,271	△ 1,160	4,090	3,192	△ 897
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

● 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度末	平成 21 年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	13,530	9
非上場国内株式 (店頭売買株式を除く)	9	9
非上場外国株式 (店頭売買株式を除く)	—	—
非 上 場 外 国 債 券	0	0
そ の 他	13,521	—
合 計	13,530	9

## (2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

### ● 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

### ● 満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

該当ありません。

## (3) デリバティブ取引の時価情報

### 1. 定性的情報

#### ① 取引の内容

当社の利用しているデリバティブ取引は次の取引です。

金利関連：該当ありません

通貨関連：為替予約取引（年度末の取引残高はありません）

株式関連：該当ありません

債券関連：該当ありません

その他：該当ありません

#### ② 取引の利用目的及び取引に対する取組方針

為替予約取引は、保有外貨建資産における為替相場の変動リスクを回避する目的であります。投機目的やトレーディング目的ではありません。

#### ③ リスクの内容

為替予約取引については、市場リスク（為替変動リスク）がありますが、取引目的が保有資産のヘッジであることから、リスクは限定的であると考えています。

信用リスク（取引先の債務不履行リスク）については、信用度の高い取引先に限定した取引であるため、契約が履行されないリスクは小さいと考えています。

#### ④ リスク管理体制

運用部門が行った取引の相手先からの報告書は、管理部門が直接受領し、運用部門からの報告と照合しており、運用部門に対して牽制が効く体制としています。また、管理部門はデリバティブの残高及び損益を把握し、定期的に報告する体制を整えています。

#### ⑤ 定量的情報に関する補足説明

年度末時点で未決済の為替予約取引はありません。

### 2. 定量的情報

#### ① 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

該当ありません。

#### ② ヘッジ会計が適用されていないもの

該当ありません。

#### ③ ヘッジ会計が適用されているもの

該当ありません。

## 10. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位：百万円)

	平成 20 年度	平成 21 年度
基礎利益 A	△ 8,352	△ 1,440
キャピタル収益	2,699	2,474
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	—	—
有 価 証 券 売 却 益	2,694	2,432
金 融 派 生 商 品 収 益	—	42
為 替 差 益	5	—
そ の 他 キ ャ ビ タ ル 収 益	—	—
キャピタル費用	10,196	878
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	4,355	279
有 価 証 券 評 価 損	5,841	482
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
為 替 差 損	—	115
そ の 他 キ ャ ビ タ ル 費 用	—	—
キャピタル損益 B	△ 7,496	1,596
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	△ 15,849	155
臨時収益	3	—
再 保 険 収 入	—	—
危 険 準 備 金 戻 入 額	3	—
そ の 他 臨 時 収 益	—	—
臨時費用	5,228	2,801
再 保 険 料	—	—
危 険 準 備 金 繰 入 額	—	173
個 別 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5,228	2,523
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定 繰 入 額	—	—
貸 付 金 償 却	—	104
そ の 他 臨 時 費 用	—	—
臨時損益 C	△ 5,224	△ 2,801
経常利益 A + B + C	△ 21,074	△ 2,645

## 11. 計算書類等に関する会計監査人の監査

当社は、会社法第436条第2項第1号に基づき、計算書類及びその附属明細書についてあずさ監査法人の監査を受けています。

## 12. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

## II. 業務の状況を示す指標等

### 1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況 P6 に記載しています。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	平成 20 年度末				平成 21 年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	732	122.2	4,071,804	95.8	895	122.3	3,932,111	96.6
個 人 年 金 保 険	1	90.5	4,179	84.6	1	107.4	3,684	88.1
団 体 保 険	—	—	401,181	93.5	—	—	378,451	94.3
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	平成 20 年度						平成 21 年度					
	件 数		金 額				件 数		金 額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	215	116.1	514,125	87.5	514,125	—	248	115.3	454,523	88.4	454,523	—
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 保 険	—	—	1,341	3.5	1,341	—	—	—	1,036	77.2	1,036	—
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年度末		平成 21 年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	104,256	90.2	96,603	92.7
個 人 年 金 保 険	844	89.7	822	97.4
合 計	105,100	90.2	97,426	92.7
うち医療保障・生前給付保障等	34,647	120.3	40,268	116.2

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年度		平成 21 年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	16,468	89.5	16,248	98.7
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
合 計	16,468	89.5	16,248	98.7
うち医療保障・生前給付保障等	11,856	99.9	11,899	100.4

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

2. 医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保有金額	
			平成 20 年度末	平成 21 年度末
死亡保障	普通死亡	個人年金保険	4,071,804	3,932,111
		個人年金保険	—	—
		団体年金保険 その他共計	401,181	378,450
死亡保障	災害死亡	個人年金保険	( 246,254 )	( 256,442 )
		個人年金保険	( — )	( — )
		団体年金保険 その他共計	( 4,910 )	( 4,392 )
死亡保障	その他の死亡	個人年金保険	( — )	( — )
		個人年金保険	( — )	( — )
		団体年金保険 その他共計	( — )	( — )
生存保障	満期・生存給付	個人年金保険	( 123,184 )	( 96,564 )
		個人年金保険	( — )	( — )
		団体年金保険 その他共計	( — )	( — )
生存保障	年金	個人年金保険	( — )	( — )
		個人年金保険	( 1,021 )	( 995 )
		団体年金保険 その他共計	( 0 )	( 0 )
生存保障	その他	個人年金保険	( — )	( — )
		個人年金保険	( 26,174 )	( 30,190 )
		団体年金保険 その他共計	( 4,179 )	( 3,684 )
入院保障	災害入院	個人年金保険	( 2,579 )	( 3,627 )
		個人年金保険	( — )	( — )
		団体年金保険 その他共計	( 7 )	( 6 )
入院保障	疾病入院	個人年金保険	( — )	( — )
		個人年金保険	( 753 )	( 1,801 )
		団体年金保険 その他共計	( — )	( — )
入院保障	その他の入院	個人年金保険	( — )	( — )
		個人年金保険	( 5,901 )	( 6,858 )
		団体年金保険 その他共計	( — )	( — )

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。  
 2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。  
 3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。  
 4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。  
 5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。  
 6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保有件数	
		平成 20 年度末	平成 21 年度末
障害保障	個人年金保険	17,050	17,863
	個人年金保険	—	—
	団体年金保険	1,509	1,333
	その他共計	—	—
手術保障	個人年金保険	18,559	19,196
	個人年金保険	436,988	594,547
	個人年金保険	—	—
	団体年金保険 その他共計	—	—
		436,988	594,547

## (5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保有金額	
		平成 20 年度末	平成 21 年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	207,299	219,293
	定 期 付 終 身 保 険	—	—
	定 期 保 険	2,801,818	2,935,862
	そ の 他 共 計	3,948,471	3,835,387
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	123,139	96,537
	定 期 付 養 老 保 険	—	—
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	123,333	96,724
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	4,179	3,684
災 害・疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	159,223	162,188
	傷 害 特 約	87,030	94,253
	災 害 入 院 特 約	2,038	2,016
	疾 病 特 約	1,988	1,973
	成 人 病 特 約	40	36
	そ の 他 の 条 件 付 入 院 特 約	281	608

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。  
2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

## (6) 異動状況の推移

### ① 個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成 20 年度		平成 21 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	599,332	4,248,198	732,224	4,071,804
新 契 約	215,206	514,125	248,153	454,523
更 新	9,949	36,807	8,560	33,861
復 活	4,196	25,207	5,161	23,721
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
死 亡	1,040	9,545	1,053	7,516
満 期	18,501	61,480	16,691	56,238
保 険 金 額 の 減 少	9,913	24,479	11,093	26,672
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	59,308	573,832	59,236	481,076
失 効	16,962	124,135	20,572	139,069
その他の異動による減少	648	△ 40,937	900	△ 58,772
年 末 現 在	732,224	4,071,804	895,646	3,932,111
( 増 加 率 )	( 22.2 )	( △ 4.2 )	( 22.3 )	( △ 3.4 )
純 増 加	132,892	△ 176,393	163,422	△ 139,693
( 増 加 率 )	( 12.5 )	( — )	( 23.0 )	( — )

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

## ② 個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成 20 年度		平成 21 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	1,343	4,942	1,216	4,179
新 契 約	—	—	—	—
復 活	—	—	—	—
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
死 亡	—	—	—	—
支 払 満 了	444	1,164	138	492
金 額 の 減 少	—	—	—	—
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	—	—	—	—
失 効	—	—	—	—
その他の異動による減少	△ 317	△ 401	△ 228	3
年 末 現 在	1,216	4,179	1,306	3,684
( 増 加 率 )	( △ 9.5 )	( △ 15.4 )	( 7.4 )	( △ 11.9 )
純 増 加	△ 127	△ 763	90	△ 495
( 増 加 率 )	( △ 126.3 )	( △ 175.1 )	( — )	( — )

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

## ③ 団体保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成 20 年度		平成 21 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	6,502,004	428,941	6,271,545	401,181
新 契 約	4,764	1,341	5,010	1,036
更 新	6,464,101	403,183	6,212,089	376,705
中 途 加 入	302,747	39,233	293,239	28,890
保 険 金 額 の 増 加	2,861	4,437	8,184	4,838
死 亡	17,191	628	16,739	712
満 期	6,475,726	427,196	6,234,408	378,421
脱 退	508,538	34,044	531,217	27,011
保 険 金 額 の 減 少	1,164	12,036	1,434	25,755
解 約	451	878	1,708	2,301
失 効	163	244	—	—
その他の異動による減少	2	927	△ 3	△ 0
年 末 現 在	6,271,545	401,181	5,997,814	378,451
( 増 加 率 )	( △ 3.5 )	( △ 6.5 )	( △ 4.4 )	( △ 5.7 )
純 増 加	△ 230,459	△ 27,759	△ 273,731	△ 22,730
( 増 加 率 )	( — )	( △ 268.9 )	( — )	( — )

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。

2. 件数は、被保険者数を表します。

## ④ 団体年金保険

該当ありません。

## (7) 契約者配当の状況

個人保険は無配当商品のみを販売しております。

団体保険につきましては、平成21年度に558百万円の契約者配当金を支払いました。

また、平成22年度における契約者配当金支払のため、平成21年度末に411百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。

この結果、平成21年度末における契約者配当準備金の残高は、466百万円となっております。

## 2. 保険契約に関する指標等

### (1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
個人保険	△ 4.2	△ 3.4
個人年金保険	△ 15.4	△ 11.9
団体保険	△ 6.5	△ 5.7
団体年金保険	—	—

### (2) 新契約平均保険金及び 保有契約平均保険金 (個人保険)

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
新契約平均保険金	2,389	1,832
保有契約平均保険金	5,561	4,390

### (3) 新契約率 (対年度始)

(単位：%)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
個人保険	12.1	11.2
個人年金保険	—	—
団体保険	0.3	0.3

### (4) 解約失効率 (対年度始)

(単位：%)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
個人保険	15.2	13.5
個人年金保険	—	—
団体保険	2.0	5.8

### (5) 個人保険新契約平均保険料 (月払契約)

(単位：円)

平成 20 年度	平成 21 年度
5,442	4,959

### (6) 死亡率 (個人保険主契約)

(単位：‰)

件 数 率		金 額 率	
平成 20 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1.33	1.01	2.22	1.83

### (7) 特約発生率 (個人保険)

(単位：‰)

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	0.51	0.21
	金 額	0.27	0.25
障 害 保 障 契 約	件 数	0.00	0.06
	金 額	0.00	0.01
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	3.89	4.06
	金 額	74.93	69.28
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	28.06	30.66
	金 額	265.76	290.61
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	17.24	22.30
	金 額	319.30	430.70
疾 病・傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	22.78	25.90
	金 額	—	—
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	—	—
	金 額	—	—

### (8) 事業費率 (対収入保険料)

(単位：%)

平成 20 年度	平成 21 年度
22.6	25.0

### (9) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成 20 年度	平成 21 年度
5	5

### (10) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた保険会社等のうち、 支払再保険料の額が大きい上位 5 社に対する 支払再保険料の割合

(単位：%)

平成 20 年度	平成 21 年度
100.0	100.0

### (11) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた主要な保険会社等の格 付機関による格付に基づく区分ごとの支払 再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	平成 20 年度	平成 21 年度
A 格 以 上	100.0	100.0
そ の 他	—	—

(注) 格付はスタンダード&ブアーズ社による格付に基づいています。



(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

平成 20 年度	平成 21 年度
21	21

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
第 三 分 野 発 生 率	10.4	12.0
医 療 ( 疾 病 )	19.8	20.7
が ん	4.8	4.4
介 護	—	—
そ の 他	10.8	13.3

(注) 1. 各保険種類には以下を計上しています。

① 医療 (疾病)：医療保険 (付加される特約を含みます)

② が ん：がん保険

③ 介 護：該当なし

④ そ の 他：①～③以外の医療保障給付、生前給付保障給付等の給付を行う保険および特約

2. 発生率は、つぎの算式により算出しています。

保険金・給付金等の支払額+対応する支払備金繰入額+保険金支払いに係る事業費等

÷ [(年度始保有契約年換算保険料+年度末保有契約年換算保険料) ÷ 2]

3. 2の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。

4. 2の算式中、事業費は、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払いに係る事務経費等を計上しています。

### 3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度末	平成 21 年度末	
保 険 金	死 亡 保 険 金	2,036	1,393
	災 害 保 険 金	6	3
	高 度 障 害 保 険 金	27	59
	満 期 保 険 金	492	511
	そ の 他	—	—
	小 計	2,561	1,967
年 金	—	—	
給 付 金	695	855	
解 約 返 戻 金	7,692	10,944	
保 険 金 据 置 支 払 金	0	0	
そ の 他 共 計	10,980	13,775	

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
平成20年度末	434,170	43,606	—	3,308	481,085
平成21年度末	416,924	36,127	—	3,482	456,533

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高 (契約年度別)

① 責任準備金の積立方式、積立率

積立方式	平成 20 年度末		平成 21 年度末	
	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率 (危険準備金を除く)	100.0%		100.0%	

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高 (契約年度別)

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～ 1980 年度	—	—
1981 年度～ 1985 年度	3	6.00 ～ 6.25
1986 年度～ 1990 年度	5,945	6.00 ～ 6.25
1991 年度～ 1995 年度	39,247	3.75 ～ 6.25
1996 年度～ 2000 年度	82,999	1.40 ～ 4.00
2001 年度～ 2005 年度	194,753	0.50 ～ 3.10
2006 年度	48,334	0.50 ～ 3.10
2007 年度	42,058	0.50 ～ 3.10
2008 年度	27,210	0.50 ～ 3.10
2009 年度	12,495	0.50 ～ 3.10

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金 (特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く) を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度末	平成 21 年度末	
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一般勘定)	473,593	449,364
	(特別勘定)	—	—
	個 人 年 金 保 険 (一般勘定)	4,179	3,684
	(特別勘定)	4,179	3,684
	団 体 保 険 (一般勘定)	3	3
	(特別勘定)	—	—
	団 体 年 金 保 険 (一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
	そ の 他 (一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
	小 計 (一般勘定)	477,776	453,051
	(特別勘定)	477,776	453,051
危 険 準 備 金	3,308	3,482	
合 計 (一般勘定)	481,085	456,533	
(特別勘定)	—	—	

(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
平成 20 年度	前年度末現在	—	—	625	—	—	—	625
	利息による増加	—	—	—	—	—	—	—
	配当金支払による減少	—	—	577	—	—	—	577
	当年度繰入額	—	—	566	—	—	—	566
	当年度末現在	—	—	614	—	—	—	614
		( — )	( — )	( — )	( — )	( — )	( — )	( — )
平成 21 年度	前年度末現在	—	—	614	—	—	—	614
	利息による増加	—	—	—	—	—	—	—
	配当金支払による減少	—	—	558	—	—	—	558
	当年度繰入額	—	—	411	—	—	—	411
	当年度末現在	—	—	466	—	—	—	466
		( — )	( — )	( — )	( — )	( — )	( — )	( — )

(注) ( ) 内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

		前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	2,371	1,616	△ 755	重要な会計方針を参照願います。
	個別貸倒引当金	5,975	7,265	1,289	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金	422	163	△ 259		
価格変動準備金	1,500	1,500	—		

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資 本 金		27,500	—	—	27,500	
うち既 発行株式	普通株式	(800,000株) 27,500	( — 株) —	( — 株) —	(800,000株) 27,500	
	計	(800,000株) 27,500	( — 株) —	( — 株) —	(800,000株) 27,500	
	(資本準備金)	13,704	—	—	13,704	
資本剰余金	計	13,704	—	—	13,704	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
個人保険	111,515	102,436
(うち一時払)	—	—
(うち年払)	70,391	56,243
(うち半年払)	934	996
(うち月払)	40,188	45,196
個人年金保険	—	—
(うち一時払)	—	—
(うち年払)	—	—
(うち半年払)	—	—
(うち月払)	—	—
団体保険	1,525	1,466
団体年金保険	—	—
その他共計	113,041	103,902

## (11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成 21 年度 合計	平成 20 年度 合計
死亡保険金	7,540	—	723	—	—	—	8,264	9,730
災害保険金	71	—	—	—	—	—	71	62
高度障害保険金	346	—	50	—	—	—	396	342
満期保険金	15,981	—	—	—	—	—	15,981	16,782
その他	63	—	0	—	—	—	64	18
合 計	24,003	—	774	—	—	—	24,777	26,937

## (12) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成 21 年度 合計	平成 20 年度 合計
—	1,490	0	—	—	—	1,490	2,279

## (13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成 21 年度 合計	平成 20 年度 合計
死亡給付金	6	—	—	—	—	—	6	5
入院給付金	1,959	—	0	—	—	—	1,959	1,370
手術給付金	1,829	—	—	—	—	—	1,829	1,188
障害給付金	10	—	—	—	—	—	10	—
生存給付金	17	—	—	—	—	—	17	42
その他	344	—	—	—	—	—	344	336
合 計	4,168	—	0	—	—	—	4,169	2,943

## (14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成 21 年度 合計	平成 20 年度 合計
77,280	—	—	—	—	—	77,280	98,638

## (15) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	495	58	291	203	58.8
建物	289	35	145	143	50.3
リース資産	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	205	22	145	60	70.8
無形固定資産	9,244	1,356	6,880	2,364	74.4
その他	—	—	—	—	—
合 計	9,739	1,414	7,171	2,567	73.6

## (16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
営業活動費	10,770	11,271
営業管理費	5,581	5,304
一般管理費	9,238	9,366
合 計	25,590	25,942

(注) 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、平成 20 年度が 141 百万円、平成 21 年度が 122 百万円、保険契約者保護基金に対する負担金は、平成 20 年度、平成 21 年度ともに該当ありません。

## (17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
国 税	1,035	1,070
消費税	892	878
地方法人特別税	—	137
印紙税	50	53
登録免許税	87	0
その他の国税	5	0
地 方 税	586	414
地方消費税	223	219
法人事業税	354	183
固定資産税	2	3
事業所税	6	7
その他の地方税	0	0
合 計	1,622	1,485

(18) リース取引（借主側）

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

①リース物件の取得価額相当額、  
減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度末			平成 21 年度末		
	動産	その他	合計	動産	その他	合計
取得価額相当額	115	—	115	71	—	71
減価償却累計額相当額	71	—	71	47	—	47
期末残高相当額	43	—	43	24	—	24

②未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度			平成 21 年度		
	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計
未経過リース料 期末残高相当額	18	26	45	12	13	25

③支払リース料、  
減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
支払リース料	27	19
減価償却費相当額	25	17
支払利息相当額	2	1

④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費 相当額の算定方法	定額法によっております。
利息相当額の 算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(19) 借入金残存期間別残高  
該当ありません。

## 4. 資産運用に関する指標等

### (1) 資産運用の概況

#### ①平成 21 年度の資産の運用概況

##### イ. 運用環境

平成21年度の日本経済は、前年度からの世界的な金融危機及び信用不安から緩やかに回復し始めました。新興国向けの輸出は順調に推移したものの、国内需要が低迷したため、実態経済は本格的な回復には至りませんでした。

株式市場は、金融危機対応の政策を好感して、6月中旬には日経平均株価は10,000円の台まで回復しました。その後、政府の政策運営への失望やドバイショックにより、11月下旬には日経平均株価は、9,000円割れ寸前まで下落しました。しかし、米国株が年初来高値を更新する中、日経平均株価は上昇基調に転じ、3月末には11,000円台まで上昇して終了しました。

債券市場は、米国の長期金利上昇や日経平均株価の反発を受けて金利上昇基調となり、10年国債金利は6月には1.56%まで上昇しました。しかし12月には、日銀による追加緩和策の発表を受け、10年国債金利は1.20%まで低下し、その後日経平均株価回復に伴い、3月末には1.40%まで上昇して終了しました。

為替市場は、4月中旬以降、円高ドル安トレンドが緩やかに進行しました。9月にはG20サミットでの不均衡是正の合意から、米国の超低金利政策が長引くという見方が台頭して円買材料となり、11月には84円台まで円高ドル安が進行しました。しかし、12月には日銀による量的緩和政策等を足がかりに円安傾向に転じ、3月末には93円台で終了しました。

##### ロ. 当社の運用方針

長期安定した運用収益の確保と負債特性に応じた運用を目指す為、公社債、貸付金等の利付資産及び安定した収入が得られる不動産をポートフォリオの核として運用を行っております。平成21年度は、より一層安定した収益を確保するため、超長期国債の投資を拡大させて、REIT・オルタナティブ等の価格変動が大きい資産を減らしました。

##### ハ. 運用実績の概況

平成21年度末の総資産は、前年度末に比べて203億円減少し、4,869億円となりました。総資産に占める構成は、公社債50.8%、貸付金18.7%、買入金債権9.6%、不動産8.8%、外国証券6.4%となりました。平成21年度の資産運用収益は150億円、資産運用費用は56億円となり、ネットの運用収益は94億円となりました。ネットの資産運用収益を基礎に計算した総資産利回りは1.91%となりました。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年度末		平成 21 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	14,122	2.8	17,129	3.5
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	47,063	9.3	46,502	9.6
商品有価証券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	238,466	47.0	282,497	58.0
公 社 債	164,071	32.3	247,138	50.8
株 式	51	0.0	62	0.0
外 国 証 券	65,071	12.8	31,369	6.4
公 社 債	50,797	10.0	31,173	6.4
株 式 等	14,273	2.8	195	0.0
その他の証券	9,271	1.8	3,927	0.8
貸 付 金	139,749	27.6	91,232	18.7
保 険 約 款 貸 付	7,330	1.4	6,216	1.3
一 般 貸 付	132,419	26.1	85,016	17.5
不 動 産	43,766	8.6	42,833	8.8
繰 延 税 金 資 産	—	—	—	—
そ の 他	32,430	6.4	15,617	3.2
貸 倒 引 当 金	△ 8,347	△ 1.6	△ 8,881	△ 1.8
合 計	507,250	100.0	486,930	100.0
うち外貨建資産	13,521	2.7	0	0.0

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
現預金・コールローン	△ 9,227	3,006
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	30,177	△ 560
商品有価証券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	△ 102,999	44,030
公 社 債	△ 66,604	83,066
株 式	△ 5	11
外 国 証 券	△ 22,205	△ 33,701
公 社 債	△ 13,037	△ 19,623
株 式 等	△ 9,168	△ 14,078
その他の証券	△ 14,182	△ 5,344
貸 付 金	17,863	△ 48,516
保 険 約 款 貸 付	1,528	△ 1,114
一 般 貸 付	16,335	△ 47,402
不 動 産	43,662	△ 933
繰 延 税 金 資 産	△ 4,954	—
そ の 他	△ 17,459	△ 16,812
貸 倒 引 当 金	△ 7,090	△ 534
合 計	△ 50,028	△ 20,319
うち外貨建資産	△ 1,537	△ 13,521

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
現預金・コールローン	0.03	△ 0.29
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	1.14	2.25
商品有価証券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	△ 0.93	2.19
うち 公 社 債	2.35	2.57
うち 株 式	1.01	1.79
うち 外 国 証 券	△ 2.41	1.24
貸 付 金	△ 2.43	0.81
うち 一 般 貸 付	△ 2.74	0.66
不 動 産	2.96	4.06

一 般 勘 定 計	△ 1.05	1.91
-----------	--------	------

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益 - 資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
現預金・コールローン	22,594	25,003
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	24,236	57,869
商品有価証券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	331,619	251,095
うち 公 社 債	232,022	191,180
うち 株 式	59	60
うち 外 国 証 券	81,194	53,635
貸 付 金	127,792	114,331
うち 一 般 貸 付	121,024	107,857
不 動 産	11,200	43,340

一 般 勘 定 計	530,314	492,844
うち 海 外 投 融 資	81,194	53,635

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
利息及び配当金等収入	10,409	12,060
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	2,694	2,432
有価証券償還益	30	6
金融派生商品収益	—	42
為替差益	5	—
その他運用収益	588	477
合 計	13,728	15,019

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
支払利息	3	3
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	4,355	279
有価証券評価損	5,841	482
有価証券償還損	3	10
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	115
貸倒引当金繰入額	7,217	1,768
貸付金償却	—	104
賃貸用不動産等減価償却費	297	1,001
その他運用費用	1,600	1,848
合 計	19,318	5,615

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	5,081	3,859
公社債利息	3,540	2,851
株式配当金	0	1
外国証券利息配当金	837	664
貸付金利息	3,879	3,000
不動産賃貸料	895	4,012
その他共計	10,409	12,060

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
国債等債券	2,674	2,239
株式等	20	92
外国証券	—	100
その他共計	2,694	2,432

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
国債等債券	777	—
株式等	2,630	279
外国証券	946	—
その他共計	4,355	279

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
国債等債券	—	185
株式等	4,260	151
外国証券	1,580	145
その他共計	5,841	482

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年度末		平成 21 年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	46,550	19.5	93,428	33.1
地方債	11,701	4.9	11,746	4.2
社債	105,820	44.4	141,963	50.3
うち公社・公団債	50,630	21.2	99,287	35.1
株式	51	0.0	62	0.0
外国証券	65,071	27.3	31,369	11.1
公社債	50,797	21.3	31,173	11.0
株式等	14,273	6.0	195	0.1
その他の証券	9,271	3.9	3,927	1.4
合 計	238,466	100.0	282,497	100.0

(13) 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度末							平成 21 年度末						
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定 めのないも のを含む)	合計	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定 めのないも のを含む)	合計
有 価 証 券	55,469	37,273	14,802	30,274	32,500	68,145	238,466	41,324	22,930	12,366	16,574	91,432	97,868	282,497
国 債	34,990	—	—	509	—	11,050	46,550	19,996	—	—	—	7,182	66,249	93,428
地 方 債	—	3,689	2,183	1,019	4,809	—	11,701	4,803	—	416	—	3,296	3,230	11,746
社 債	8,647	14,474	6,429	18,249	23,611	34,406	105,820	8,002	12,475	6,527	10,175	79,843	24,938	141,963
株 式						51	51						62	62
外 国 証 券	11,831	19,109	5,155	10,496	4,079	14,399	65,071	8,521	9,718	5,423	6,399	1,110	195	31,369
公 社 債	11,831	19,109	5,155	10,496	4,079	125	50,797	8,521	9,718	5,423	6,399	1,110	—	31,173
株 式 等	—	—	—	—	—	14,273	14,273	—	—	—	—	—	195	195
その他の証券	—	—	1,034	—	—	8,237	9,271	—	735	—	—	—	3,192	3,927
買入金銭債権	9,982	—	58	49	—	—	10,090	—	23	—	—	—	—	23
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	65,451	37,273	14,861	30,324	32,500	68,145	248,556	41,324	22,953	12,366	16,574	91,432	97,868	282,520

(注) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号) に基づく有価証券として取り扱うものを含む。

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	平成 20 年度末	平成 21 年度末
公 社 債	1.38	1.58
外 国 公 社 債	1.54	1.58

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年度末		平成 21 年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水 産 ・ 農 林 業	—	—	—	—	
鉱 業	—	—	—	—	
建 設 業	—	—	—	—	
製 造 業	食 料 品	—	—	—	
	織 維 製 品	—	—	—	
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	
	化 学 品	—	—	—	
	医 薬 品	—	—	—	
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	
	ゴ ム 製 品	—	—	—	
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	
	鉄 鋼 品	—	—	—	
	非 鉄 金 属 製 品	—	—	—	
電 気 ・ ガ ス 業	機 械 器 具	—	—	—	
	電 機 器 具	—	—	—	
	輸 送 用 機 器 具	—	—	—	
	精 密 機 器 具	—	—	—	
	そ の 他 製 品	—	—	—	
	電 気 業	—	—	—	
	ガ ス 業	—	—	—	
	運 輸 業	—	—	—	
	情 報 通 信 業	4	7.8	4	6.4
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—	—
商 業	卸 売 業	—	—	—	
	小 売 業	—	—	—	
	そ の 他 業	—	—	—	
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	37	73.1	48	78.0
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	—	—	—	—
	保 険 業	9	19.1	9	15.6
そ の 他 金 融 業	—	—	—	—	
不 動 産 業	—	—	—	—	
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	
合 計	51	100.0	62	100.0	

(注) 業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

## (16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成 20 年度末	平成 21 年度末
保 險 約 款 貸 付		7,330	6,216
	契 約 者 貸 付	6,718	5,739
	保 險 料 振 替 貸 付	611	476
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)		132,419	85,016
		( - )	( - )
	企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	132,416	85,015
		(132,416)	(85,015)
	国・国際機関・政府関係機関貸付	-	-
	公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	-	-
	住 宅 口 ー ン	-	-
消 費 者 口 ー ン	-	-	
そ の 他	2	1	
合 計		139,749	91,232

## (17) 貸付金残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
平成 20 年度末	変 動 金 利	33,562	49,694	22,916	2,913	-	15,474	124,560
	固 定 金 利	1,168	4,402	1	-	-	2,286	7,858
	一 般 貸 付 計	34,730	54,096	22,917	2,913	-	17,761	132,419
平成 21 年度末	変 動 金 利	25,941	27,436	9,393	310	-	9,082	72,165
	固 定 金 利	4,181	5,222	1,613	-	-	1,833	12,850
	一 般 貸 付 計	30,123	32,658	11,006	310	-	10,916	85,016

## (18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位：件、百万円、%)

区 分		平成 20 年度末		平成 21 年度末	
			占 率		占 率
大 企 業	貸 付 先 数	6	2.6	3	1.9
	金 額	5,980	4.5	4,225	5.0
中 堅 企 業	貸 付 先 数	8	3.4	8	5.1
	金 額	2,501	1.9	2,313	2.7
中 小 企 業	貸 付 先 数	218	94.0	147	93.0
	金 額	123,935	93.6	78,476	92.3
国内企業向け貸付計	貸 付 先 数	232	100.0	158	100.0
	金 額	132,416	100.0	85,015	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業 種	①右の②～④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大 企 業	従業員 300名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 50名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上
中 堅 企 業		資本金 3億円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 1億円超 10億円未満
中 小 企 業	資本金 3億円以下又は 常用する従業員 300人以下		資本金 5千万円以下又は 常用する従業員 50人以下		資本金 5千万円以下又は 常用する従業員 100人以下		資本金 1億円以下又は 常用する従業員 100人以下	



(19) 貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区 分		平成 20 年度末	
		金 額	占 率
国内向け	製 造 業	71	0.1
	食 料 織 維	—	—
	織 材 ・ 木 製 品	—	—
	木 材 ・ 木 製 品	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—
	印 刷	—	—
	化 学	—	—
	石 油 ・ 石 炭	—	—
	窯 業 ・ 土 石	—	—
	鉄 鋼	—	—
	非 鉄 金 属	—	—
	金 製 品	—	—
	一 般 機 械	71	0.1
	電 気 機 械	—	—
	輸 送 用 機 械	—	—
	精 密 機 械	—	—
	そ の 他 の 製 造 業	—	—
	農 業 ・ 林 業	—	—
	漁 業	—	—
	鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	—	—
	建 設 業	836	0.6
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—
	情 報 通 信 業	7	0.0
	運 輸 業	66	0.0
	卸 売 業	1,908	1.4
	小 売 業	0	0.0
金 融 ・ 保 険 業	93	0.1	
不 動 産 業	89,573	67.6	
各 種 サ ー ビ ス	39,858	30.1	
地 方 公 共 団 体	—	—	
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	2	0.0	
合 計	132,419	100.0	
海外向け	政 府 等	—	—
	金 融 機 関	—	—
	商 工 業 (等)	—	—
	合 計	—	—
一 般 貸 付 計	132,419	100.0	

(注) 国内向けの区分は日本銀行の貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)の業種分類に準拠しています。

(単位：百万円、%)

区 分		平成 21 年度末	
		金 額	占 率
国内向け	製 造 業	—	—
	食 料 織 維	—	—
	織 材 ・ 木 製 品	—	—
	木 材 ・ 木 製 品	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—
	印 刷	—	—
	化 学	—	—
	石 油 ・ 石 炭	—	—
	窯 業 ・ 土 石	—	—
	鉄 鋼	—	—
	非 鉄 金 属	—	—
	金 製 品	—	—
	は ん 用 ・ 生 産 用 ・ 業 務 用 機 械	—	—
	電 気 機 械	—	—
	輸 送 用 機 械	—	—
	そ の 他 の 製 造 業	—	—
	農 業 ・ 林 業	—	—
	漁 業	—	—
	鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	—	—
	建 設 業	387	0.5
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—
	情 報 通 信 業	—	—
	運 輸 業 ・ 郵 便 業	20	0.0
	卸 売 業	1,479	1.7
	小 売 業	—	—
	金 融 業 ・ 保 険 業	—	—
不 動 産 業	57,132	67.2	
物 品 賃 貸 業	824	1.0	
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	372	0.4	
宿 泊 業	3,086	3.6	
飲 食 業	295	0.3	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業	21,361	25.1	
教 育 ・ 学 習 支 援 業	—	—	
医 療 ・ 福 祉	39	0.0	
そ の 他 の サ ー ビ ス	15	0.0	
地 方 公 共 団 体	—	—	
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	1	0.0	
合 計	85,016	100.0	
海外向け	政 府 等	—	—
	金 融 機 関	—	—
	商 工 業 (等)	—	—
	合 計	—	—
一 般 貸 付 計	85,016	100.0	

(注) 国内向けの区分は日本銀行の貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)の業種分類に準拠しています。

(20) 貸付金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年度末		平成 21 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
設 備 資 金	26,716	20.2	14,014	16.5
運 転 資 金	105,702	79.8	71,001	83.5

(21) 貸付金地域別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年度末		平成 21 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
北 海 道	1,725	1.3	1,414	1.7
東 北	3,712	2.8	2,712	3.2
関 東	93,078	70.3	59,558	70.1
中 部	5,202	3.9	4,166	4.9
近 畿	17,473	13.2	10,166	12.0
中 国	3,314	2.5	2,094	2.5
四 国	2,572	1.9	54	0.1
九 州	5,337	4.0	4,846	5.7
合 計	132,416	100.0	85,015	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等を含みません。  
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

## (22) 貸付金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年度末		平成 21 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
担 保 貸 付	106,831	80.7	66,123	77.8
有 価 証 券 担 保 貸 付	209	0.2	352	0.4
不 動 産 ・ 動 産 ・ 財 団 担 保 貸 付	104,421	78.9	64,269	75.6
指 名 債 権 担 保 貸 付	2,200	1.7	1,500	1.8
保 証 貸 付	—	—	—	—
信 用 貸 付	25,587	19.3	18,893	22.2
そ の 他	—	—	—	—
一 般 貸 付 計	132,419	100.0	85,016	100.0
う ち 劣 後 特 約 付 貸 付	—	—	—	—

## (23) 有形固定資産明細表

## ①有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

区 分	前期末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残 高	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率	
								平成 20 年 度
	建 物	104	23,839	6	319	23,617	405	1.7
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	45,051	45,051	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	77	382	0	49	410	148	26.6
	合 計	181	89,422	45,058	368	44,176	554	2.3
	うち賃貸等不動産	—	43,866	—	275	43,590	275	1.2
平成 21 年 度	土 地	20,149	5	0	—	20,154	—	—
	建 物	23,617	36	14	959	22,678	1,345	5.6
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	410	15	0	100	325	245	43.0
	合 計	44,176	57	15	1,059	43,158	1,591	6.5
	うち賃貸等不動産	43,590	23	0	924	42,689	1,199	5.1

## ② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度末	平成 21 年度末
不 動 産 残 高	43,766	42,833
営 業 用	175	143
賃 貸 用	43,590	42,689
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	33 棟	33 棟

## (24) 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

## (25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
有 形 固 定 資 産	7	15
土 地	—	—
建 物	6	14
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他	0	0
無 形 固 定 資 産	0	16
そ の 他	—	—
合 計	8	32
うち賃貸等不動産	—	—

## (26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期 償 却 額	減 価 償 却 累 計 額	当期末 残 高	償 却 累 計 率
有 形 固 定 資 産	24,099	1,001	1,299	22,800	5.4
建 物	23,734	924	1,199	22,534	5.1
リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	365	77	99	265	27.4
無 形 固 定 資 産	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	24,099	1,001	1,299	22,800	5.4

## (27) 海外投融資の状況

### ① 資産別明細

#### イ. 外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年度末		平成 21 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	0	0.0	0	100.0
株 式	—	—	—	—
現預金・その他	13,521	100.0	—	—
小 計	13,521	100.0	0	100.0

#### ロ. 円貨額が確定した外貨建資産 該当ありません。

#### ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年度末		平成 21 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	51,549	100.0	31,369	100.0
小 計	51,549	100.0	31,369	100.0

#### 二. 合 計

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年度末		平成 21 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海外投融資	65,071	100.0	31,369	100.0

### ② 地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年度末								平成 21 年度末							
	外国証券		公社債		株式等		非居住者 貸付		外国証券		公社債		株式等		非居住者 貸付	
	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率
北 米	41,180	63.3	41,180	81.1	—	—	—	—	27,865	88.8	27,865	89.4	—	—	—	—
ヨ-ロッパ	5,269	8.1	5,269	10.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オセアニア	974	1.5	974	1.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 南 米	17,646	27.1	3,373	6.6	14,273	100.0	—	—	3,503	11.2	3,308	10.6	195	100.0	—	—
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	65,071	100.0	50,797	100.0	14,273	100.0	—	—	31,369	100.0	31,173	100.0	195	100.0	—	—

### ③ 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年度末		平成 21 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	13,521	100.0	0	100.0
ユ - ロ	—	—	—	—
カ ナ ダ ド ル	—	—	—	—
オーストラリアドル	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	13,521	100.0	0	100.0

### (28) 海外投融資利回り

(単位：%)

平成 20 年度	平成 21 年度
△ 2.41	1.24

## (29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
	金 額	金 額
公 共 債	国 債	46,550
	地 方 債	11,701
	公 社・公 団 債	50,630
	小 計	108,882
貸 付	政府関係機関	—
	公共団体・公企業	—
	小 計	—
合 計	108,882	319,813

### (30) 各種ローン金利

貸出の種類	利 率				
	一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	平成21年度4月10日実施 年2.30%	平成21年度5月8日実施 年2.10%	平成21年度7月10日実施 年1.90%	平成21年度8月11日実施 年1.95%
平成21年度10月9日実施 年1.70%		平成21年度11月10日実施 年1.85%	平成21年度12月10日実施 年1.65%	平成22年度3月10日実施 年1.60%	

### (31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘 要
ゴルフ会員権	6	—	—	—	6	
出資金	3	—	0	—	3	
その他	3	598	—	—	602	
合計	13	598	0	—	611	

## 5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

当社の保有する資産は、一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「9. 有価証券等の時価情報（会社計）」の内容と同一です。「9. 有価証券等の時価情報（会社計）」をご参照ください。

## Ⅲ. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

## Ⅳ. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。




## 確認書

平成 22 年 7 月 2 日

オリックス生命保険株式会社

代表取締役社長

水盛五実 

1. 私は、当社の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの事業年度のオリックス生命の現状に記載した事項について、すべての重要な点において適切に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行なうに当たり、財務諸表等が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
  - ①財務諸表の作成に当たって、その業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていること。
  - ②内部監査部門が当該責任部署における業務プロセスの適切性・有効性を検証し、取締役等へ報告を行なう体制にあること。
  - ③重要な経営情報が取締役会等へ適切に付議・報告されていること。

以上

<b>I. 保険会社の概況及び組織</b>	
1. 沿革	58
2. 経営の組織	59
3. 店舗網一覧	61
4. 資本金の推移	61
5. 株式の総数	61
6. 株式の状況	61
7. 主要株主の状況	61
8. 取締役及び監査役	60
9. 会計参与の氏名又は名称	該当ありません
10. 従業員の在籍・採用状況	60
11. 平均給与(内勤職員)	60
12. 平均給与(営業職員)	該当ありません
<b>II. 保険会社の主要な業務の内容</b>	
1. 主要な業務の内容	59
2. 経営方針	表紙裏
<b>III. 直近事業年度における事業の概況</b>	
1. 直近事業年度における事業の概況	6
2. 契約者懇談会開催の概況	該当ありません
3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例	20,21,22,23
4. 契約者に対する情報提供の実態	38,39
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	39
6. 営業職員・代理店教育・研修の概略	36,37
7. 新規開発商品の状況	32,33
8. 保険商品一覧	34,35
9. 情報システムに関する状況	55
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	64,65
<b>IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標</b>	
<b>V. 財産の状況</b>	
1. 貸借対照表	69
2. 損益計算書	70
3. キャッシュ・フロー計算書	75
4. 株主資本等変動計算書	76
5. 債務者区分による債権の状況	77
6. リスク管理債権の状況	77
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	該当ありません
8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	78
9. 有価証券等の時価情報(会社計)	78
(有価証券)	78,79
(金銭的信託)	該当ありません
(デリバティブ取引)	80
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	81
11. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	81
12. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当ありません
13. 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	100
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続すると的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当ありません
<b>VI. 業務の状況を示す指標等</b>	
1. 主要な業務の状況を示す指標等	
(1) 決算業績の概況	6
(2) 保有契約高及び新契約高	82
(3) 年換算保険料	82
(4) 保障機能別保有契約高	83
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	84
(6) 異動状況の推移	84,85
(7) 契約者配当の状況	85
2. 保険契約に関する指標等	
(1) 保有契約増加率	86
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)	86
(3) 新契約率(対年度始)	86
(4) 解約失効率(対年度始)	86
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)	86
(6) 死亡率(個人保険主契約)	86
(7) 特約発生率(個人保険)	86
(8) 事業費率(対収入保険料)	86
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	86
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	86
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	86
(12) 未だ収受していない再保険金の額	87
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	87
3. 経理に関する指標等	
(1) 支払備金明細表	87
(2) 責任準備金明細表	87
(3) 責任準備金残高の内訳	87
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	87
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数	該当ありません
(6) 契約者配当準備金明細表	88
(7) 引当金明細表	88
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	該当ありません
(9) 資本金等明細表	88
(10) 保険料明細表	88
(11) 保険金明細表	89
(12) 年金明細表	89
(13) 給付金明細表	89
(14) 解約返戻金明細表	89
(15) 減価償却費明細表	89
(16) 事業費明細表	89
(17) 税金明細表	89
(18) リース取引	90
(19) 借入金残存期間別残高	該当ありません
4. 資産運用に関する指標等	
(1) 資産運用の概況	90
(21年度の資産の運用概況)	90
(ポートフォリオの推移(資産の構成及び資産の増減))	91
(2) 運用利回り	91
(3) 主要資産の平均残高	91
(4) 資産運用収益明細表	92
(5) 資産運用費用明細表	92
(6) 利息及び配当金等収入明細表	92
(7) 有価証券売却益明細表	92
(8) 有価証券売却損明細表	92
(9) 有価証券評価損明細表	92
(10) 商品有価証券明細表	該当ありません
(11) 商品有価証券売買高	該当ありません
(12) 有価証券明細表	92
(13) 有価証券の残存期間別残高	93
(14) 保有公社債の期末残高利回り	93
(15) 業種別株式保有明細表	93
(16) 貸付金明細表	94
(17) 貸付金残存期間別残高	94
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	94
(19) 貸付金業種別内訳	95
(20) 貸付金用途別内訳	95
(21) 貸付金地域別内訳	95
(22) 貸付金担保別内訳	96
(23) 有形固定資産明細表	96
(有形固定資産の明細)	96
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)	96
(24) 固定資産等処分益明細表	該当ありません
(25) 固定資産等処分損明細表	96
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	96
(27) 海外投融資の状況	97
(資産別明細)	97
(地域別構成)	97
(外資建資産の通貨別構成)	97
(28) 海外投融資利回り	97
(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	97
(30) 各種ローン金利	98
(31) その他の資産明細表	98
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	98
<b>VII. 保険会社の運営</b>	
1. リスク管理の態勢	47
2. 法令遵守の態勢	45,46
3. 法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性	51
4. 個人データ保護について	52,53,54
5. 反社会的勢力の排除のための基本方針	44
<b>VIII. 特別勘定に関する指標等</b>	
該当ありません	
<b>IX. 保険会社及びその子会社等の状況</b>	
該当ありません	

# 五十音索引

## あ行

ALM (アセット・ライアビリティ・マネジメント) 部会	48
EC21	45
医療保険	34
運用資産	11
SEC (米国会計基準) 決算	7
沿 革	58
EV (エンベディッド・バリュー)	16・17
お客さまの声分析検討部会	20
お問合せ先	裏表紙裏
オペレーショナル・リスク部会	48
オリックスグループのご紹介	62・63

## か行

格付け	15
株式の状況・株式の総数	61
監査態勢	44
がん保険	34
勧誘方針	40
基礎利益	14
逆ざや	14
キュアシリーズ (「医療保険 CURE」他)	34
教育・研修	36・37
苦情件数	22
契約件数 (個人保険)	8
契約高 (個人保険)	8
個人情報保護	52・53
コンプライアンス	45・46

## さ行

CS 宣言	3
実質純資産	14
資本金	10・61
社会貢献活動 (オリックスグループ)	64・65
従業員数	60
収入保障保険	34
商品一覧	34・35
商品開発 (新規商品開発)	32・33
情報システムに関する状況	55
情報提供 (お客さまへの情報提供)	38・39
情報セキュリティ部会	52

新契約高	8
ストレステスト	50・51
責任準備金	10
総資産	10
組織図 (経営の組織図)	59
ソルベンシー・マージン比率	12・13

## た行

団体保険	35
定期保険	34
デメリット情報	39
店舗網一覧	61
当期純利益・損失	9
特約 (主な特約)	35
トピックス	4
取締役・監査役・執行役員	60

## な行

内部統制基本方針	42・43・44
年換算保険料	8

## は行

反社会的勢力に対する基本方針	44
販売形態	30・31
ファインセーブ	34
プライバシーポリシー	53
法令等遵守の態勢	45・46
保険業法第二百一十一条第一項第一号の確認 (第三分野 保険に係るものに限る。) の合理性および妥当性	51
保険金・給付金等の支払態勢	26
保険金等支払金	9
保険金等支払審査部会	26
保険法	24・25
保険料等収入	9
保有契約高	8

## ら行

リスク管理組織体系図	47
------------	----



## お問合せ先

### ●電話でのお問合せ先

#### ■ご加入を検討中のお客さま

代理店  
(対面)商品 : フリーダイヤル **0120-007-223**

受付時間:月～金曜日 9:00～17:00  
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

通信販売  
商品 : フリーダイヤル **0120-679-816**

受付時間:月～金曜日 9:00～21:00  
土曜日 9:00～18:00  
(日・祝日、年末年始の休業日を除く)

#### ■ご契約中のお客さま

カスタマーサービスセンター

代理店  
(対面)商品 : フリーダイヤル **0120-506-094**

通信販売  
商品 : フリーダイヤル **0120-094-160**

受付時間:月～金曜日 9:00～18:00  
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

### ●FAXでのお問合せ先

お電話でのお問合せが困難なお客さま向けに、  
FAX(フリーダイヤル)をご用意しています。当社ホームページから  
「FAXお問合せ専用紙」をダウンロードいただけます。

カスタマー  
サービスセンター : FAX フリーダイヤル **0120-911-980**  
24時間

ただし当社からのご連絡は月～金 9:00～17:00  
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)となります。

### ●お客さま相談窓口

TEL : 042-548-5572

受付時間:月～金曜日 9:00～17:00  
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

## オリックス生命ホームページのご案内

ホームページでは当社に関する最新情報や、  
ご契約に関する各種お手続き、  
加入のご検討に役立つツールなどをご用意しています。

オリックス生命 ホームページ

アドレス: <http://www.orix.co.jp/ins/>

**オリックス生命の現状 2010**  
平成22年7月作成

本誌は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。



**オリックス生命保険株式会社**

本社 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス 〒163-0923  
TEL. (03) 5326-2600  
<http://www.orix.co.jp/ins/>

